

## 信頼を喪失した社会でこそテロやデモは起こる

2013/12/03 18:15:41 [社会全般](#)

かつて中東で日本人がテロの被害に遭うことは考えられませんでした。2004年頃から顕在化してきたイラク日本人質事件からアルジェリア人質拘束事件まで、これらの経緯は、中東における日本に対する信頼が失われた帰結であると言えるでしょう。その信頼を喪失した大きなきっかけは、2003年からのイラク戦争であり、アメリカのそれを支持した我が国の姿勢にありました。その後、事の発端たる大量破壊兵器が最終的には確認できなかったことを受け、現在検証を重ねているイギリスに比べ、何の反省も、その検証すら行わない日本。リスクマネジメント論から言っても、このような集団は同じ過ちを繰り返すことになるのは目に見えています。これも民主主義のあるべき姿を捉える際の重要な“教材”となることでしょう。

過日衆議院で可決された特定秘密保護法案に反対する市民の街頭デモに対して、与党・自民党幹事長がテロに譬えてブログで批判をした問題。その後発言の一部が撤回されたものの、以下の報道にある様にその本質は撤回されていないようです。「その後《ブログ発言謝罪後》、石破氏は記者団に『いつどこで、誰が誰から、なぜどのようにして攻撃を受けるかわからないのがテロだ』と指摘。『それ(街頭デモ)をテロと同じとみた、と受け取られる部分があれば、そこは撤回させていただく』と、デモとテロを同一視した部分を撤回した。それでも、『一般の方に大音量という有形の圧力を加えるという点で、(街頭デモは)民主主義と相いれない部分があり、(テロと)相通ずるものがある』と強弁した」(《 》内は中島)※1。当然の如く「謝罪」に匹敵する様に、テロとデモには、全く次元の異なる峻別されるべき違いがあることは言うまでもありません。しかし、そのことを前提に、フィクションやおとぎ話の世界で考えて、仮に、テロとデモに共通項があるとすればそれは一体何なのかとここでは考えてみることにしました。例えば、夜間当法人で仕事をしている折、強盗目的の侵入者に施設利用者や職員が襲われそうになる場面を見かけたら、自身は躊躇わず“武器”をもって侵入者に立ち向かうでしょう。もちろん110番等の最低限の措置は行いますが、そうしなければ大切なものを失うのであれば、自身で“武器”をもって立ち向かうしかありません。もし私が、テロの様は破壊的行為をするかも知れない場面を想像すれば、斯様な状況が想定されます。当然この想像上の行為は、やはりテロではなく、単なる正当防衛に過ぎない訳ですが、人々が他者に対して声高に主義主張を行う動機には、その人々なりの守るべき何かがあるからなのではないかと考えてしまう訳です。テロとデモが唯一共通することは、その行為の起点に社会に対する異議申し立てがあるということではないでしょうか。特に、その異議申し立てを受け入れる寛容さの無い社会において、その声と行為は益々力強く尖ったものになってしまいます。テロとデモの決定的な違いは、言わずもがな、その異議申し立ての主張の仕方にあるのでしょう。本来のデモは、その行為において他者の、特に社会的に弱い立場の人々の人権を侵害するものではありません。

ますまい。ところがテロは、他者の人権を決定的に、取り返しがつかぬ程に蹂躪してしまうのです。テロ行為自体は、いかなる理由があれども許されざる行為と言えます。

今回の幹事長発言を受けて、有難く再認識させて頂いたことは、テロやデモが起こる原因にこそ、その社会の本質があるということです。人々の異議申し立ての多い社会。もちろん、異議申し立ては民主主義の礎である訳ですから、それ自体は喜ばしいことかも知れません。しかし、その申し立てが既存の手続きでは到底受理されない社会環境や構造があるからこそ、人々は行動を起こすのではないのでしょうか。バリ島で起こった爆破テロを受けて、2005年に週刊誌に投稿した以下の文を引用してみます。

「三年前に続き、バリ島南部の繁華街クタでまた爆破テロが起きた。この爆破テロ、五年前観光客として現地を訪れた人間としては、起こるべくして起こった感が強い。当時、現地で私が記した日記の一部から引用してみる。

『(バリと欧米・日本の)経済格差は揺ぎ無く存在し、その格差の狭間で、日本人・欧米人のリゾート地として発展してきたのだろう。揺ぎ無い経済格差、問題はそこに訪れた外国人ひとり一人がそれをどう捉えるかにある。「安く遊べる！」ただ単にそう思う人も多くいると思う。また、人権感覚の希薄な人は発展途上国の人を馬鹿にしたり、差別意識を持って来る。(中略)1ヶ月9000円程度の給与で生活している人々の前で、何万円ものお金をばら撒いて平気で遊べるこの感覚。それが全てを物語っている。欧米人もこれと同じだと思う。クタの少し裏通りで、欧米人が音楽に乗ってダンスを踊り飲み食いしているそのお店の横には、行き場のないかのような現地の子どもが座り込んでいる。どっちがその土地の「主人公」なのか分からない。人の地で、我が物顔でそのような振る舞いの出来る欧米人には“頭が下がる”。日本人もそれと同様の有り様だ』。

当時の外国為替は1円＝約75ルピア、現在は1円＝90ルピアである。依然として根強い経済格差は現在も存在する。現地を訪れる観光客の、人権感覚は果たして変わっているのか？」※2。

先の幹事長と異なり、若輩は、テロとデモを同列に扱う気は毛頭ありません。両者には、人権尊重と反人権という真逆の行為がその前提としてある訳ですから、同列に捉えて良いはずがありません。そのことを大前提としながら、その共通項を探ったとき、現下の社会に対する異議申し立てがその根底にあることは一つの事実として私たちは真摯に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

原発再稼働や、特定秘密保護法に対してなぜこれ程までに人々は行動を起こし続けるのか。その人々の行動の背景にこそ私たちは目を向けるべきなのでしょう。少数派を排他・排斥する社会。少数派の意見を度外視・黙殺する社会。斯くの如き、不寛容な社会においてこそ、デモは必要不可欠な行為となり、別の次元においてテロも起こりやすくなるのではないのでしょうか。そして、不寛容な社会は斯様な対立を醸成し、人々の信頼を挫くように作用する。まさに、冒頭の行は、信頼を

喪失した社会がテロを発生させている事を暗に示すために用いたものでした。

不寛容に誰かを排他・排斥することで、人々の信頼を著しく損ねる社会。この非民主主義社会においてこそ、人々は異議申し立ての行動を起こすことは今更言うまでもないでしょう。そして、その非民主主義社会において、権力が更にデモを抑制し、その抵抗すら許容しなくなれば、これらの行為そのものが未来のテロを引き起こす契機を与えていると言えなくもありません。

昨今自身は考えています。諦めずに対話を続ける事、そこに信頼を僅かでも構築する努力が不可欠であると。斯様な、忍耐とある種妥協の連続、その煩わしく手間のかかる営みの中にこそ、私たちは民主主義を見出すことが出来るのかも知れません。問題の本質は、テロであったり、デモ自体にあるのではなく、これらを起こし得る現下の社会の在り方にこそあるのです。

※1 『朝日新聞』2013年12月2日

※2 「投書 二度も起きた爆破テロは」『週刊金曜日』2005年10月21日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 市場化と連携の関係

2013/12/02 18:28:37 [社会全般](#)

過日とある地域の公民館長と地域課題について議論をさせて頂く機会がありました。ここで紹介すべき要旨は以下の通りです。

——基礎自治体の補助金をもらって、週に3日ほど住民主体で「何でも相談・支援」を行っている。ある高齢者から電話が入り、自宅の敷地から公道に飛び出して生えている植栽の剪定を頼まれた。頼まれる際、「幾らでやってもらえるのか？」と尋ねられた。これは自治体の補助金でやっていることなので、「無料でいいですよ。電動鋸の電気はそちらのコンセントから取らせてもらいますがね」と答えた。次の住民からは、自宅の電球を変えてもらいたいと依頼があった。電球の種類が多く、どの電球が適合するのかわからずに多くを買い込んでいる様子。数部屋分の電球が切れていたため、全て取り替えて家を出ようとする時、「幾ら払えば良いのか？」と尋ねられる。「無料でいいですよ」と返答した。また、ある相談では、雨漏りがすると言われ自宅に伺うと、屋根の瓦がズレていたため早速直した。帰り際、「幾らですか」と聞かれたので、これに対しても「無料でですよ」と答えた。——

もう何が言いたいのか、お分かりでしょう。社会のあらゆる分野に市場原理が導入されて以来、私たちの生活の営みの多くは全て金銭で解決できるかの如き様相を帯びています。例えば、地域連帯・連携の中で営まれた冠婚葬祭ですら、その全てが金銭で対応可能な世の中になっていきます。コンビニエンスストアに行けば、深夜でも弁当を買うことが出来ますし、また昨今では、店舗までわざわざ足を運ばずともインターネットで商品を注文すれば配送のサービスを受けることも可能です。

お金を払って買うものが多すぎる。若輩は思います。どんなことでもお金を払って済ませれば良い。斯様な社会の価値規範が、如上の地域住民の「幾らですか？」の精神に直結している様に思えるのです。でも、どうでしょうか。道路にはみ出した植栽の剪定や、電球の交換など、この様なことは少し昔であれば、隣近所の声掛けですぐに解決を果たしたことではないのでしょうか。地域住民同士の日々の会話や、その継続の上に培われてきた信頼関係があった時代。その関係性を礎に、斯くの如く些細な問題はお互いに声を掛け合うだけで解消されてきたのでしょうか。その信頼に裏打ちされた支え合いを、お金で買おうとしているのが今の私たちの暮らしの有り様なのです。

科学の発展と利便性を甘受した私たちは、社会の市場原理化とそれが相俟って、信頼を礎にした暮らしではなく、金銭に依拠した暮らしを無意識のうちに選択してきました。金銭を支払えば何でも買えるという幻想が、人々の連帯・連携を阻んでいると改めて認識し得るお話ではないでしょうか。市場に過度なる依存をすることが、人間同士の信頼を阻害している。自身の目にはそう映ってなりません。

であるならば、金銭で購入すべき範囲をより限定的に捉えていくことが、人々に信頼と連携を醸成することにそれが繋がるのかも知れません。社会保障が現金給付であるよりは、現物給付の方が望ましいと若輩が考えるのもこの事と関連しています。また、社会保障に係る社会サービスを国民が自己負担(「応益負担」という名の現金)で購入することに異を唱えるのもこのためです。

今一度、自身の暮らしを見直してみようと思います。金銭で購入すべきものの範囲と、金銭を用いるべきではないその領域を。そこに、私たちが目指すべき地域や社会の在り方があるのかも知れません。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

**ソーシャルワークと特定秘密保護法案**

2013/11/25 21:54:11 [社会福祉](#)

外国に出て現地の人々の生活様式や会話に触れる度に改めて思いを馳せることがあります。日本人のメダカ意識に。自身の意見を直截的に表明しないことが美しいとされる文化において※1、場の空気や他者の思いに気遣い、それらを察して立ち振る舞うことが出来る能力。これらの悪い側面だけを取り上げてメダカ社会と捉えるものですが、もちろん、これらの能力は例えば社会福祉専門職がクライアントの支援を行う際にも重要な能力であると言えるでしょう。特に、十分な社会サービスが保障されていないがために、ある種社会から排他・排斥されている人々の諦めさせられている思いや意思を察して知ることは、ソーシャルワーカーがクライアントに対して絶えず意図しておかねばならぬ重要な営みと言えます。これらの能力は、クライアントの権利擁護の実践の際はとても有効に機能することでしょうし、福祉先進国と言われる北欧のソーシャルワーカーなどには見られぬ才能であるとも認識します。

斯様に人々の能力などは、着眼点によって、それが無能と評価されたり有能と称賛されるものなのでしょう。効率性と生産性といったたった一つの指標で全ての人々の能力を推し量ることの愚劣さも併せて彷彿させられるものです。この日本人特有の“優れた”能力は見方を変えると、「お上」に非常に統制されやすい危うさを有していると言えます。たしか丸山眞男氏であったと思われますが、江戸時代初期鎖国を契機にキリシタンが激減した驚くべき国民性についての指摘もあったと記憶しています。他者の思いや場の空気を重んじる社会において、そこでは圧倒的に権力側に対する異議申し立ての機能が低下します。結果として、権力に統制されやすい土壌が生まれることとなります。そのような、元々「お上」に対する異議申し立ての最も少ない、先進国の中にあつて極めて稀有な存在たる我が国では、権力統制は権力を有する側にとっては思いのほか順調に進んでいると日々認識しているところです。国家を治める人々にとって、誠にやりやすく、これほど楽なことはありませんまい。無論残念ながら、権力の側が、やりやすく、楽な体制と言うのは民主主義の本来の姿からは乖離したものであると言えるのですが…。

さて、斯様な国民性のあるところに、政府は特定秘密保護法案を可決しようと目論んでいます。私は、NPO 法人の代表者として、ソーシャルワーカーとして、そして、ひとり人間としてこの法案を廃案とすることを主張します。最大の問題は、国民の生命・生活に直結する重大な情報を国民自身が知ることが出来なくなることにあります。言うまでもなく事実の一つではありません。着眼点によって、いくつもの事実があることこそが真実であり、私たちはその多様な事実からあるべき社会の姿を模索する必要があります。その多様な事実を画一化へと導くことは、国民の意識や能力の退廃を招き、やがて国力を低下させ、よって国益を損なうことに帰結することとなるでしょう。ここで述べる国益とは、文字通り全ての国民にとっての利益を指し、いわゆる為政者の振りかざす国益、即ち、一部の国民のための利益を言っているものではありません。国民が考えなくなれば、統制がしやすくなるなどという考えは、明らかに国益に反した思想と言えます。



私は10代の頃より反原発論者でしたが、その知見も、一部の真なる知識人やジャーナリストから得ることが出来たもので、本法案が通過した際、この様なまともな情報を後の子どもたちが獲得することは困難となり、暗澹たる社会でその人生を送ることとなるのでしょうか。また、私が得てきた知見も、決して社会の主流ではなく飽く迄も非主流であり、いわゆる少数派から発せられたものでしたので、そこに接近することは容易ではない状況だったと記憶します。これからの子どもたちには、その僅かな非主流・少数派の知見すら届かなくなる恐れがあるのです。何度も述べますが、事実の一つではありません。よって、多数派・主流派の流す情報も一つの事実でしかありません。むしろ、彼らの情報は社会構造の力学によって、あたかもそれが真実・真理であるかのように世間に知らしめることが出来るものです。であれば、そのバランスを取るためにも、私たちはむしろ少数派・非主流の情報にこそ耳を傾ける必要があります。そのバランスを取ることこそが、民主主義のあるべき姿であり、厳密には存在し得ない真実に接近する唯一の方法であると信じるのです。

冒頭申し述べたように、日本人は察する力の高い民族です。周囲の尺度に順応し、適応する能力に長けています。その“優れた”能力をもってすれば、この法律が国民の言動に与える影響は計り知れないと推察できます。戦前の軍機保護法下で朝日新聞記者であったむのたけじ氏も以下の様に述べています。「直接の取り締まりよりも国民の自己規制が大きかったと指摘する。『怖そうな法律ができた、ひどいめにあうかもしれないと思うだけで効果は十分なのです』」※2。斯様に、事実が隠されることによって、人々の思想と意識の多様性が欠如し、延いてはそれが民主主義の退廃に帰結することに先ずもって警鐘を鳴らすべきと思います。

多様な事実を認めないと言うことは、多様な思想を認めないと言うことに繋がります。斯くして、表現の自由・言論の自由の形骸化が促進されるでしょう。先に述べた一番声の小さい、「持たざる者たち」の声は顕著に制限されていくことでしょう。当然に、我々のクライアントの声を代弁すべき立場にあるソーシャルワーカーの実践にも多分な影を落とすこととなります。社会の歪や軋轢は、その構成員の内最も弱い立場の人々に顕著に表れることは言うまでもありません。だからこそ、ジャーナリストの基本的態度は、立場の最も弱い人々の取材から入るのだと書籍で教示を受けたことがありました。「アイヌとか在日朝鮮人とか、そういう人の生活がどうなっているかということを見ると、その国の社会がうまくいっているかどうか実によく出ている。だいたい少数民族が幸福な暮らしをしておれば、その国はうまくいっている、という大きな目安になるようです。アメリカ合州国なんかだと、これが黒人とか先住民とかプエルトリコとか、そういうことになってくるんですが、もし少数民族が不幸であれば、その国が表面的にはどういうきれいごとをいっておっても、ダメな国だということがいえると思います。いろんな矛盾というのは、そういう少数民族みたいな弱いところにいちばんよく出てくるわけです。これが、私の一つの原則的な態度です」※3。斯くの如くして、意思決定・自己決定に支援を要する人々の表現の自由や言論の自由は真っ先に蹂躪されるのではないのでしょうか。これはまさに、ソーシャルワークにおける危機に直面しているとも言える事態では

ありませんか。ソーシャルワーカーとして本法案の廃案を訴える意義はここににあります。

最後にもう一つ、社会福祉専門職は平和の担い手であると以前から考えてきました。この度の法案は与党自民党から発案されたものです。自民党は憲法改正をその政権公約に掲げており、その憲法草案において、第二章では、「戦争の放棄」を削除して「安全保障」と名乗り、同じく第9条では「国防軍」を明記しています。この法案と、憲法草案が同じ政党から主張されていることを鑑みれば、これはこの国が戦争へと巻き込まれる、否、戦争を引き起こしかねない事態に急接近することを意味します。こんなことは、子どもでも考えれば気がつくことではないでしょうか。

歴史を振り返っても、国家が戦争に突入するには必ずその地均しがありました。国民の言論・思想・表現・信教の自由が奪われたのち、権力の暴走が起こって帰結する訳です。であれば、私たちの仕事は、その中でも最もその自由が奪われやすいクライアントのそれを守っているという意味において、我々の行為は一方で戦争を防いでいるということになります。当法人の理念に平和主義を掲げる理由はここにあるのです。平和主義を掲げる当法人の代表者としても、この法案の成立及びその後の流れは看過できぬものと言えます。

最も恐れるべきは、法律が変わることではなく、人々の意識が変わることにあります。法律には人々の行動を規定し、そして意識を変える力があることは、例えば、日本の法律婚と事実婚の関係を諸外国のそれと比較しても良く理解が出来ることでしょう。元来従順で統制されやすい「奥ゆかしい」「美しい」国民性の上に、斯くの如く法律を制定し、政府は一体何を目指しているのか。私たち国民ひとり一人が自分の頭で考える事こそが今求められているのでしょう。

友と呼べる尊敬すべき偉大な研究者に教えて頂いたことがあります。社会は大変長い期間をかけて変革する。イギリスの産業革命ですら70年の歳月をかけて成されたものだと。そして、その長い変革の期間を歴史家が後世においてあの時こうだったと総括するに過ぎないと。そのことに照らして考えてみましょう。社会は良くも悪くも変革します。仮に、今この社会が悪い方向に舵が切られているとして、今から100年先の歴史家はこの今をどのように評価するのでしょうか。先の大戦において、私たちは隣国の人々を蹂躪し、また私たち自身も酷く傷つきました。では、先の大戦を止められなかったかと言えばそうではないでしょう。戦時に突入するかなり前の時点において、人々の言論・表現の自由が保障されていたその時に、その方向性を変えることは出来たのでしょうか。今の世代でやっておかねば、後の世代にはどうにもならないことがあります。私は、子や孫の世代に、どうにもならない社会を残したくはありません。それがひとりの人間として、この法案に反対するべき理由となります。戦前直前になって、その流れを阻止することが出来なかったように、抜き差しならぬ状況下での方針転換は恐らく不可能でしょう。であれば、その更に少し前の時代に、その世代が成すべき役割があるはずで。そう、まさに今がその時である。

※1 例えば、最近拝読した、榎本博明『「すみません」の国』日本経済新聞社 2012年4月、によれば、日本人のコミュニケーションに「わかりにくさ」と「奥ゆかしさ」が顕著な理由が心理学の視点で描写されています。

※2 「社説 秘密保護法案 自己規制の歴史に学ぶ」『朝日新聞』2013年11月24日

※3 本多勝一「海外取材の旅」『本多勝一集 18』朝日新聞社 P.75 1995年12月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 社会福祉と平和の関係

2013/11/22 21:02:31 [社会福祉](#)

当法人は経営理念に平和主義を謳っています。定款にもその行があり、当時の県担当課より文章で説明を求められました。2005年11月3日に回答したのが以下の文となります。

平和主義とは言うまでもなく、反戦争の思想です。この世のあらゆる出来事の中で、人権を最も蹂躪する行為が戦争である事は自明の理でありましょう。その観点から、平和主義と基本的人権の尊重は切っても切り離せない関係にあると言えます。また、過去の歴史を振り返った時、多くは突然に戦時に突入するのではなく、民衆の思想・言論の自由が奪われ人権が軽視され、そういった土壌の上に、戦争が始まっているのです。

「人権」と「福祉」の関係性は説明するまでもありませんが、ノーマライゼーション・生存権の観点から、両者にとって、社会的弱者の権利擁護がその大きな仕事となるため、両者は両輪の関係にあります。つまり、いかなる障害を有して生活されている方にも、健常者と同じ人権がある事を自明に、その人権の尊厳を行為として行っていく事が、社会福祉の基本的なあり方であると思っています。

私一人の個人的見解と思われてもいけないので、介護老人福祉施設・あしや喜楽苑総施設長（当時）市川禮子氏の見解を追記しておきます（98年兵庫県連女性協総会での記念講演録から抜粋）。

「福祉というのは平和な社会があって初めて築けるわけです。私たちが毎日やっている『人の尊厳を守ること』や『地域と結び付くこと』は、そこで、一人ずつの人間の尊厳が守られ、人権が守られるという闘いが広まっていけば、それがやがて日本の国の意志になって、戦争に巻き込まれない国になっていく、そういう重要な仕事なのだということを、市民的自由の尊重ということはこのよう



に平和の問題に結び付けて語り合っているわけです。実は、ノーライゼーションを提唱されたデンマークのバンク＝ミケルソンは、やはりナチスに抵抗して、第二次世界大戦中にデンマークでレジスタンス運動をしていた人です。(中略)彼は収容所に送られましたが、戦後無事に復帰されました。そして彼は、知的障害の仕事をするようになったわけです。日本の厚生省のようなところで仕事をされて、(中略)(知的障害者施設を見た時に)これは自分のいた強制収容所の姿になんと似ていることか。それで彼はどんなに重い障害を持っていても、ごく普通の当たり前の生活をキチッと保障するべきだということで、ノーライゼーション思想を、1958年にデンマークの社会福祉の理念に入れられたのです。ノーライゼーションの思想が、戦争のいろんな経験の中から生まれてきているということもまた大きな今日的な意味があるのではないかと私は思っています」。

社会福祉の実践は人権擁護であり、その実践は平和主義に結びつく、そのことを念頭に社会福祉を実践していくべきであると考え、「平和主義」も理念に併記いたします。また、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等において、「平和主義」をその理念に掲げている法人は多く存在します。これは、決して珍しい・特異な事ではないのです。

## 「すべての人間」の安心・安全を

2013/11/16 23:21:55 [社会福祉](#)

司法関係者は無論、一部の社会福祉専門職の間では自明となっている刑務所の「福祉施設化」にかかる報道に目を留めました。報道紙面によれば、「女子刑務所の入所者がこの20年で倍増し、65歳以上の高齢者では10倍になった」ことを取り上げ、身体機能の低下した高齢者や認知症高齢者の介護を行う刑務官の姿が描かれています※1。実は、刑務所の「福祉施設化」は、高齢化のみが顕著なのではなく、以前から知的障がい者や精神障がい者が多数入所していることが報じられていました※2。斯様な結果に陥る要因としては、社会福祉サービスの対象者に対する不十分な支援の在り方や、社会的排除、司法と福祉の連携不足などが挙げられることでしょう。つまり、本来は生存権の保障たる福祉サービスに繋がるべき人々が、そのセーフティーネットから“零れ落ち”、社会的排除の帰結として、刑務所がその受け皿となっていると単純に推察が出来るわけです。

冒頭の紙面の中で、自身としては日々問題意識を有しながらも、やはりそうかと再確認させられる件があります。「国は2007年以降、社会福祉士を各刑務所に順次配置。栃木刑務所の社会福祉士の女性は、刑期を終えた人が介護施設に入る手続きに携わるが現状は厳しいという。『「元受刑者」というレッテルもあり、簡単に入所できない。福祉が受け入れたら、再び刑務所に来ずに済む人は多いのではないのでしょうか』」※1。福祉施設が、福祉専門職が出所者を拒んでいる事実。これこそが、思わず目を逸らしてしまいたくなる問題意識の内実でした。もちろん、これは福祉施

設や福祉専門職だけがその責を負うべきものではなく、そうせざるを得ない様々な要因がその社会的背景としてそこにあることは推して知るべきでしょう。しかし、と自身は思います。元来社会福祉専門職は、「すべての人間」をその対象としており、そして言わずもがな「すべての人間」を「かけがえのない存在として尊重する」責務があるはずだと※3。であるならば、社会福祉専門職は、あらゆる偏見や差別と対峙する姿勢を自らが有しておらねばならず、そのためには、偏見や差別を生み出す社会構造にも敏感に反応する知見が求められているはずで、認知症高齢者や障がい者に対しては差別意識を有していないが、「元受刑者」には偏見を抱いているというのであれば、そもそも社会福祉専門職としてはその資質が問われてしまうと思うのです。

5・6年ほど前から、自治体の人権学習会の講師としてお招きいただく機会が増えています。昨今の傾向としては、「誰もが安心して暮らせる…」「誰もが自分らしく生きていける…」といった主題が多いように記憶しています。若輩は語ります。主題の中で最も尊い重要なキーワードは「誰もが」であるということだと。「私たちの」や「地域住民の」などといった限定された人々にとっての安心・安全ではいけないと。認知症高齢者や障がい者、要保護児童、生活保護受給者、そして、「元受刑者」を当然に含めた文字通り「誰も」でなければならないと訴えるのです。仲良しグループは排除の理論で成り立っていると大学時代恩師から教わったことを記憶しているのですが、斯様な閉ざされた社会ではなく、開かれた社会を我々は構築すべきであると強く認識します。

社会福祉制度は、旧来に比べれば、その種類は遥かに充実してきた感があります。介護保険事業の種類も20種類以上存在し、恐らくこの種類の多さは世界に比類無い位置に君臨するものと思われま。一方、その縦割り化された制度下で働き続けてきた社会福祉専門職の意識に選別主義が蔓延しているようにも見受けられます。今一度、私たちは「すべての人間」を対象にする実践を再確認し、本来の普遍主義たる社会福祉実践を取り戻さねばなりません。如上、私が日々有していた問題意識はこの事に帰結するものと思われま。

私たち社会福祉専門職は、クライアントの視点で社会と対峙し、時にはその変革を促進する専門職です。その上で、差別や偏見に対する対峙、時には闘いは避けては通れないと自身は考えております。しかし、一方で、「すべての人間」を対象にした実践を絶えず意識する必要があるでしょう。極論すれば、クライアントに差別意識や偏見を有する「人間」も、私たちの実践の対象であるということです。地域の絆における地域福祉実践において、いつも留意しているのはまさにこの点にあります。生活課題を抱えている人々を対象とするだけでなく、この人々を排他・排斥している人々をも対象に捉えて実践をするのだと。逆に、批難し排他・排斥するものでは断じてあり得ません。その大局観を持った連帯と連携こそが、私たち社会福祉専門職の考える社会変革を真に促進していくものと信じている訳です。

- ※1 森本美紀『まるで福祉施設』女子刑務所で高齢者急増』『朝日新聞』2013年11月16日
- ※2 矯正統計(2012年度)によれば、2012年度の「新受刑者の罪名別能力検査値」で知能指数69以下の方の割合は、21.1%となっている(テスト不能者を含めれば24.4%)。
- ※3 カギ括弧内は「社会福祉士の倫理綱領」の「価値と原則」より抜粋。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 「公益」を顧みない福祉施設の末路

2013/11/12 00:03:54 [社会福祉](#)

2005年11月28日某週刊誌の投書欄に投稿しましたが、掲載されなかったものです。

市井では、介護保険制度の導入も相まって普通法人から公益法人まで、様々な経営主体が福祉施設を運営している。そうした中、競争を意識してか、公益事業を行わない法人が増えてきている。

言うまでもなく殆どの福祉事業はビジネスではない。支援費制度はもちろん介護保険制度においても、一定の公的資金が報酬に含有されているからだ。そういった意味では、収支バランスだけを考えれば、「儲かる」仕組みにはなっている。しかしそれは、直接収入に結びつかない、例えば制度外の社会的ニーズに応えるための活動を展開することへの「報酬」でもある。

今日こうした直接収入に結びつかないいわゆる公益事業を展開している福祉施設はいかほど存在するのか？社会福祉法人が税制上の圧倒的優遇措置を受けているのは、このような公益事業を使命的に行うことが前提であるが、社会福祉法人は公益事業を積極的に行っているのか？昨今の、公益法人制度改革の意図は別のところにあるのだから、社会福祉法人の多くが公益事業・活動を行っていない組織であるならば、件の優遇措置を絡め取られたとしてもそれは仕方の無いことかも知れぬ。

介護保険施設の利益率が、民間病院の約五倍である事が最近厚労省から発表された。「儲ける」だけの視点で経営を続けていると、「報酬単価」は必然的に下げられる。財政破綻寸前の行政も、まだ「余力」があるのならと、喜んで支出を抑えよう。これからの私達の仕事は、その付加価値として、いかに公益事業を仕事として地域に根付かせて行けるかに懸かっている。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(2\)](#)

## [サンタバーバラでの学び](#)

世界的研究者に教を乞いに来たここサンタバーバラとも明日でお別れです。彼の専門分野は社会福祉ではありませんでした。しかし、こちらに伺う前からの予想通り、いやそれ以上の社会福祉実践における薫陶を受けることが出来ました。細やかな学びについては、別途個人的に纏めておくとして、ここでは発信でき得る3つのことについて叙述しておきたいと思います。

1つは、熟慮の不足する社会に対する憂い。ジョン＝ロックや、アダム＝スミスといった伝統的哲学や経済学の原書を読まないその道の実践家が増えているとのお話でした。斯様な原書を手にとって、時間をかけて熟読し、自らの人生や現下の社会に思いをはせながら熟慮する必要があるのだと。確かに、現下の社会は熟慮の必要の無い、ある種自身にとって“負担”の少ない音楽や書籍が流行っているとも思われます。私たちは、深く考えることをいつから止めてしまったのでしょうか。また、そうさせているものは一体何なのか。

例えば、「変革」や「発展」の定義についても原書を基にした解説を頂きました。そこに、従来からの自身の捉え方とは異なる示唆がある訳です。私たちは、職務を含んだ日常の暮らしの中で、如何に物事の意味を考えずに生きているのか、斯様な熟慮の機会を逸して生活しているのか、幾度か自問自答せずにはいられませんでした。と同時に、脳裏に浮かんだことは、「尊厳の保持」「利用者本位」「その人らしさ」「自立支援」といった当分野におけるその一見美しい言葉の数々でした。これらは、真に何を意味する言葉なのか。その理解無くしてその実践は不可能であるにもかかわらず、その熟慮の機会を私たちは有していないのではないのでしょうか。まさに、言葉の遊びを重ねつつ、自己満足に浸る実践が津々浦々で展開されつつあるのではないのでしょうか。

こんな時代だからこそ、私たちは率先して、一見面倒臭い事や、回りくどいとも思われる熟慮の機会を忌避せず取り込んでいかなければなりません。もちろん、これらの取り組みが、私たちの実践に即効性ある形で成果として現れることは期待できないでしょう。しかし、比較的長い人生において、その実践の幅と深さを押し広げ、やがて実践における大いなるそれが糧となることは誰もが否定するものではありません。また、斯くの如く熟慮の過程においてのみ人間は成長していくものなのかも知れません。容易に手に入る知識や技術による実践では、やはり先駆性や卓越性は期待できないものと再認識することが出来ました。人生や社会に係る伝統的書物や「意味ある他者」との出会いを通じて、自らが頭を使い、足で稼いだ熟慮の結果にこそ、私たちが人間として、また、社会が「発展」することにそれが繋がるのでしょうか。

2つ目は、やはり、他分野から学ぶことの大切さにありました。ご教示頂いた彼の専門分野は社会福祉ではない旨叙述しましたが、それに加えて、彼は研究者としての実践家であり、分野と実践形態の異なる世界でその名を轟かせておられる方です。思想的には近くとも、その視点が異な



れば、従来全く気づき得なかった学びが生成されるものだと改めて気づかされました。例えば、ソーシャルワークの援助過程やソーシャルワーク定義における一般的図式の「間違い」を指摘したり、当分野において自明に用いられている「その人らしさの支援」や「自己決定支援」における「違和感」についておっしゃられていました。援助過程においては、時々に変化する利用者のニーズに対応することを考えれば、矢印の在り方は螺旋形が相応しいことや、「自己決定」や「その人らしさ」はクライアントが決める事であるため、それを他者が支援することに些か違和感を有するとのことでした。ご指摘は尤もだと認識します。今まで、当たり前になっていたことがそうではないと改めて気づかされた次第です。また、会話の中では、他分野の知見を援用して自らの実践に用いることは勿論なのですが、こちらの実践や理論を他分野に活用してもらうことを念頭に置いた実践やその発表の重要性も示唆されました。今後斯くの如き視点で、実践を展開していこう決意しました。

そして、最後は、今ここの拠り所となる信念とそれに対する情熱を携えることの重要性にあります。とつても、情熱的な方でした。そして、その信念が実践に対する尊さを醸成されているようにも見受けられました。予てから、人間を説得させる要素は、理論・データ・情動性であると理解してきました。良くも悪くも、人々は情動性により、その行動を左右するのだと彷彿されました。またこの信念は、社会に対する視座そのものであり、社会に対する問題意識の在り方であること。社会に対する“あるべき姿”に向けての提言及びその実践が人と人とを強く結びつけるのだと強烈に感じることが出来ました。

サンタバーバラの時間は 19 時を回ったところ。この度の学びを文書に纏めつつ、明日出立するための荷造りをしています。出逢いとは、人と人とが自らの思いに導かれた行動の帰結として成されるのだと学んだ記憶があります。つまり、出逢いは、運命ではないと。確かその様に、恩師の講義の中で語られていた覚えがあります。この度の斯様な出逢いに、深く感謝しながらも明日帰国の途に就きます。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## [「介護予防」について](#)

2013/11/03 00:25:56 [社会福祉](#)

2005 年 4 月 18 日某週刊誌の投書欄に投稿しましたが、掲載されませんでした。

本欄にて最近「介護予防」についてのやり取りがあったが、私も思うところがあるので以下叙述してみたい。

「予防重視型システムへの転換」は現国会審議中の介護保険法改正案の目玉である。結論が

ら言うと、「介護予防」を目玉と捉えた所に問題があると考える。「介護予防」を必要な視点の一つであるとは考えるが、それを優先順位の最上位に持って来る所に疑問が生じる。現場の人間として「介護予防」たるリハビリの必要性は実感するところではあるが、それはあくまで高齢者の生活をより豊かにするための「手段」であって「目的」ではない。その「手段」を重要視するところに違和感をおぼえるのである。それは、「介護予防」を重要視し目的視することで健常者中心主義へと発展することへの危惧からくる。

世の中には常に優位的基準がある。時に「常識」や「普通」と言われるものであるが、それは社会的弱者の論理を度外視した基準でもある。そういった意味では、健常者の「普通」は障害者の「普通」ではありえない。「介護予防」を重要・目的視することは障害者を健常者の「普通」に当てはめることに繋がる。

大切なのは、高齢者ひとり一人が納得した人生を最後まで送ることである。誰だって自分の事は自分でしたい。そのために「介護予防」は必要であるが、それはあくまで豊かな生活を送るための一つの「手段」でしかない。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## [「進歩」への近道](#)

2013/10/30 22:44:16 [社会全般](#)

**2008年8月9日某週刊誌の投書欄に投稿しましたが、掲載されなかったものです。**

新自由主義の名のもと、市場競争の中で、忙しく人類の科学技術は進歩を遂げた。数年前には想像もつかない便利なシステムや製品が世に生まれ続けている。これはひとえに、人類が競争原理のもと切磋琢磨と仕事をしてきた結果であると思う。

競争原理は適度な緊張感を生み出し、人間の才能を最大限に引き出す効果がある。「勝つか負けるか」目前の一勝を勝ち取るために、多くの人は日々闘っているのである。

人類の進歩を考えた時、科学の進歩とそれは、反比例の関係にあるように思う。科学が目まぐるしく進歩していく一方、人の心はどんどんと貧困化している。便利な生活を享受している一方で、何か大切なものを失っているようである。

余裕がなくなるためか、競争原理社会の住人は、近視眼で非俯瞰的になりやすく、広い視野を持って長期の展望を考える視点が持てないでいる。

今社会に最も必要なのは、長期的で、俯瞰的な視点ではないだろうか。目の前の一勝を絶えず求められる競争社会では、生まれにくい視点である。

そのためには、競争原理における一見非効率で、無駄に思える取り組みが不可欠だと思う。目的地へ一直線と歩まずに、意図して遠回りをして目的地へと到達する。人々の心に、今まで自分では気付き得なかった新たな思いが芽生えるかもしれない。

その遠回りこそが、実は、人類進歩の最短の近道である気がしてならない。

## 義なくして利なし

2013/10/25 18:40:33 [社会福祉](#)

『サ高住』とともに、政府の成長戦略や競争力会議で議論されている『ヘルスケアリート』の創設でも、役所の思惑が先行する。

『高齢者住宅にこんなにお金に群がる人がいるのか。ヘルスケア施設とは何か。国交省が考えたのか。厚労省は認めているのか』

『REIT(リート)(不動産投資信託)』と呼ばれる金融商品をつかって施設整備の資金を投資家から集めようという『ヘルスケア施設供給促進のための不動産証券化手法活用の検討委員会』の昨秋の初会合。委員の一人で、医療法人博愛会の菅間博理事長の発言に、室内の空気がピンと張った」※1。

社会保障の領域にも市場原理の波が瀰漫的に広がりつつある昨今。税金や社会保険料を主たる財源とした事業の利益が、法人や職員ではなく株主や投資家に行き渡りつつある象徴的な記事に目を留めました。人々の生活と生命に係る領域を公的責任ではなく、何処まで自助・互助そして、市場に頼ろうというのでしょうか。今まさに社会保障制度の本質・根幹を揺るがす事態が起こっているのではないのでしょうか。

中国・韓国・スウェーデンの福祉や介護に昨今触れてきましたが、その国の福祉や介護の様相は、当然にその社会構造の在り方に依るものです。つまり、国民が有する普遍的な価値規範に大きくその内容が規定されているということであって、その価値規範は社会構造や文化によって構築されているものです。これは尤も自明のことではありますが、それでも改めて考えれば、我が国における現下の社会保障の在り方はやはり社会構造全般における課題としてあることが確認できます。

1974年11月。私が生まれた丁度翌年に書かれた論文を引用しよう。「今のところ、空気はまだ完全には買い占められていない。たとえば、ある地域の空間に巨大なガラスかビニールが張られ、中の空気を『これはみんな俺のものだ』と主張する奴は現れていない。しかし、これは決して空想次元のものではないだろう。水や土地については、同じことが非常なスピードですすんでいるからだ」※2。今から40年前に書かれた本文の“予言”は見事に的中してしまいました。二酸化炭素は売買の対象となり、飲料水や浄水器に係る水も当然の如くお金で買わねばならぬものとなりました。そもそも、土地や空、河川や海は一体誰のものなのでしょう。福島第一原発事故で汚染されたそれらは、そこに住む住民や働く人々にすら十分な補償が成されぬままではありますが、万が一、その補償が成されていたとしてもそれで済む話ではないと自身は考えます。これらは、そこで暮らす人々だけのものではない。つまり、土地や空、海はやはり誰のものでもないのだと自身は考えます。事実、環境ホルモン然り、放射能汚染も潮の流れに乗り、生物の生態系と相俟って今後果てしなく蔓延していくことでしょう。やはり、誰のモノとも定義できぬモノなのでしょう。であるならば、それらは本来売買の対象とはなり得ぬはず。所有者が明らかではないのですから。

昨今「デザイナーベビー」の報道を耳にしました。遺伝子解析技術を駆使して、親が望む特徴をもつ赤ちゃんをつくることの特許がアメリカで認められたのだとか。「青い目で足が速く、乳がんになるリスクが低い子ども」の“選別”が可能になるのだそうです※3。このまま定向進化すれば、人の個性や性格までも、生前に選別することが出来るようになるのではないのでしょうか。科学技術の発展と市場化が相俟った帰結として、人々の生命や生活の領域にまで、優位的価値基準に基づいた画一化・効率化が望まれているのです。

話は変わって、インターネット販売大手企業が、書籍の定価をポイント還元することによって、再販売価格維持制度が揺らいでいる模様です。ご存知の通り、本制度は、出版物の多様性と、知へのアクセス保障、言論・表現の自由であったり、その個人・地域格差の是正を行うための最後の砦であり、そこが、市場原理によって崩壊することはあってはならぬことでしょう。学校教育現場においても、企業が望むべき人材の育成が中核的な位置を占めつつあります。本来の学校教育とは、多様性を認め、自らと価値観の異なる人々とどのように社会を構築していくのかを学ぶべきものであって、それは、企業が求める人材とは概ね相容れないものであったとしてもです。

同じように国家も企業とは異なります。こんなことを改めて叙述せねばならぬほどに市場原理はあらゆる分野に蔓延しているのではないのでしょうか。政治における市場化も顕著な様相です。政治こそ、市場原理とは相まみえぬものなのでしょうが。先の参院選結果の主な要因として、「スピード感」と「効率化」を優先した有権者の意識を内田樹氏は挙げられています。「国民国家はおよそ孫子までの3代、『寿命百年』の生物を基準としておのれのふるまいの適否を判断する。『国家百年の計』とはそのことである。一方、株式会社の平均寿命ははるかに短い。今ある会社で20年後に



存在するものがいくつあるかは、すでに私たちの想像の埒外である。だが、経営者はその短命生物の寿命を基準にして企業活動の適否を判断する。『短期的には持ち出したが、長期的に見れば孫子の代に見返りがある』という政策は、国民国家にとっては十分な適切性を持っているが、株式会社にとってはそうではない」※4。

斯くの如き科学技術と市場原理が強調され、人文学などが衰退の一途にある均衡を欠いた構造下に我々の社会はあるのでしょう。その社会構造の影響を強く受けながら、私たちソーシャルワーカーの仕事があることを私たち自らがしっかりと認識をする必要があります。でなければ、地域包括ケアは、恐らく誤った形に発展していくことになりそうです。なぜなら、社会保障制度の本質が守られず、セーフティーネットの無い中で展開される互助や共助においては、そこに厳然とある格差を前に、社会保障を切望する人々とそうでは無い人々との間で対立の構造を生むことが想定されるからです。真なる地域包括ケアを推進するために、また、真に堅実な経済運営を行うためにも、社会保障制度は必要不可欠なものであり、それを市場に委ねることが、100年先の危機に直結することは誰もが分かっているはずです。

表題の「義なくして利なし」とは、恐らく古くから産業界の経営者の間で語られていたものなのでしょう。今ほど「義」が顧みられない時代だからこそ、立ち止まってこの「義」について考えてみたいと思いますし、市場原理が蔓延する構造下にて揺さぶられながらも、自らがそこから解放されずにいながらも、この「義」について考え抜きたいと切望する毎日です。

※1 西井泰之・松浦新・松田史朗「限界につぼん 第5部 アベノミクスと雇用4 医師や介護スタッフ来ない」『朝日新聞』2013年10月21日

※2 本多勝一「侵略としての『開発』」「殺される側の論理」朝日文庫 P.254 1992年9月

※3 『朝日新聞』2013年10月20日

「特許化されたのは、米国の個人向け遺伝子解析会社の大手「23 アンドミー」(本社・米国カリフォルニア)の手法で、米特許商標庁が9月24日付で認めた。

同社はIT大手グーグルの共同設立者らが出資。2007年から、唾液(だえき)に含まれるDNAの遺伝子配列のわずかな違い(SNP)を分析して、アルツハイマー病や糖尿病など約120の病気のリスクのほか、目の色や筋肉のタイプなど計250項目を判定する事業を展開している。価格は99ドル(約1万円)で、利用者は50カ国以上、日本人を含め40万人を超えている。

今回、特許が認められたのは、これまでに得られた病気のリスクなど独自のデータや情報を利用する手法だ。具体的には、不妊クリニックや商業的バンクに保存されている精子や卵子の提供者と、利用者の遺伝情報をかけ合わせて解析する。利用者は『大腸がんリスクが低い』『青い目』など、望む子どもの特徴を示せば、提供者ごとに、子どもにそれぞれの特徴がどの程度表れるのか確率をはじき出される。利用者の希望を満たす度合いに基づき採点、点数の高い提供者を知

ることができる。希望できる特徴には、身長や性格、寿命、酒の強さ、運動能力、病気の発症リスクなどがある」。

※4 内田 樹「寄稿 2013 参院選 『複雑な解釈』」『朝日新聞』2013 年 7 月 23 日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 曖昧模糊と化する安全の定義

2013/10/16 00:55:34 [社会全般](#)

危険が無く安心できることを「安全」と言う。子どもでも分かり得ることを敢えて冒頭で叙述したくなるほど、我が国における「安全」の定義が分からなくなってきました。

自身の感覚がどうかしているのかと却って不安を抱いた出来事が、岐阜県可児市の小中学校のパンにクロバネキノコバエが付着していた「問題」でした。まず、自身は、なぜこの出来事が、ここまで大きな「問題」としてマスコミに取り上げられるのかが理解出来ませんでした。小中学校時の私の給食体験では、野菜に青虫がついていることは決して珍しくは無く、先生からも「虫がついている」と言うことは、農薬が効いていない証拠なので『安全』な食べ物である証拠だ」と説明を受けた記憶があります。その様な経験の持ち主からすれば、なぜにこんなに大騒ぎになるのか、といった心証を抱いてしまうのでした。

しかし、11 日付の産経新聞の記事に目を留めた際、これは自身だけが疑問視しているものでは無い事に改めて気付かされ多少の安堵を感じた次第です。本紙によれば、可児市の小中学校給食「問題」において、「児童生徒や保護者から苦情はなかったが、対応を知った市議が市議会委員会で問題視した。市教委は『指導は間違いだった』と認め、早急にマニュアルを見直すとしている」ことに対する「食の安全・安心財団」理事長の唐木英明氏の問題提議のコメントを次の様に紹介しています。

「この問題は食品の安全性や廃棄の是非、世界の食料事情などを子供たちに考えさせる絶好の内容。『健康に影響がないと判断した場合は食べる』とのマニュアルも極めて妥当なもの」。

「もちろん、ハエを付着させたパンの納入業者に問題がある。しかし、この事故を業者やマニュアルの責任にして終わらせるべきだろうか」。

「食べられる食品を嫌だといって拒否することができるのは、今の豊かな日本だから許されること。それでいいのか。学校給食は教育の一環でもあり、世界の食料事情も伝え、子供たちと議論してほしい」※1。

ヨーロッパにせよ、オセアニア、アジアにせよ、諸外国に訪れた際にハエを一匹も見なかったことはありませんでした。むしろ、我が国の生活よりもより身近にいることが多く、食事中もハエが飛んでいることは珍しくは無かったと記憶しています。そこに違和感を持って、ハエを手で払い除けてばかりいるのは私を含めた日本人だけでした。

一方で、と私は感慨深く思います。巷に溢れる合成洗剤や無用な消毒剤・科学物質・電磁波等のことはどの様に考えるのだろうか。これらは、如上のコバエに比較して安全と言い得るのでしょうか。前出の唐木氏の述べるようにパンに付着したコバエは「安全上、問題ない」と断言することは支持できます。しかしながら、合成洗剤・消毒剤・化学物質・電磁波等は真に「安全上、問題ない」とは断言できぬものです。安全が証明できないものは、危険と認識する「予防原則」の考えが定着していない我が国においては、致し方の無いことかも知れませんが、少なくとも安全証明は成されていないのが現状です。言わずもがな、他方「環境に影響ない」や「健康に影響ない」といった常套句が報じられてきた放射能汚染問題などはその最たるものでは無いでしょうか。「完全にブロックされている」「状況はコントロールされている」とは、まさにデマそのものであり、希望的観測であり、データを追求すればそれが欺瞞であることは明らかでしょう。

如上の様に「安全」について見てくれば、概ね次のような纏めを発することが出来るのではないかと思います。自然に必然的にあるものを遠ざけてそれを「安全」と定義する傾向がある。また非自然なるものに“守られる”ことに「安全」を感じる向きもある。そこから、人々は、近視眼的で「煩わしくない」「熟慮の必要ない」ことを「安全」視する傾向がある。それに加えて、その事象が有するイメージにも大きく左右されている。このイメージは、資本主義社会の力学的必然の中から創造された偏向した情報に基づくのでしょう。イメージは飽く迄も、社会的に創造されたものであり、「黒猫は不吉である」というレベルのお話であって、理論やデータとは大よそ関連の無い領域の産物であることは言うまでもありますまい。

また、先進国内における安全とは、全ての人々にとってのもので無ければ成らないはずです。よって、福島第一原発の作業員の方々や、原発の周辺住民、強い電磁波の発生する建造物の周辺住民、沖縄の基地周辺の住民、全ての人々の安全を考えてのもので無ければ成らないはずです。

斯様に欺瞞的なアンゼンが蔓延る現下の社会において、給食のコバエ事件で「安全」を指摘する報道に何ら説得力を感じないばかりか、強い違和感を覚えたのは以上の理由からでした。かてて加えて、最後にもう一言申し添えておきます。斯く如き教育現場は、子ども達のその後を、安全ではなく危険に晒すことに帰結するのではあるまいか。

※1 平沢裕子「『給食パンにハエ』除いて食べるよう指導… 食品廃棄の是非など考える好機」

## ノーベル賞と多様性の関係

2013/10/14 01:12:10 [社会全般](#)

さる10月14日、今年のノーベル賞の発表は終了しました。今年を受賞者には日本人該当者が皆無であり、それに応じて落胆の報道が成されているように見受けられます。毎年、この時期に若輩はいつも同様の疑念を抱くものです。それは、ノーベル賞とは如何なるものか？延いては、そもそも「賞」とは何なのか？という素朴な疑問から端を発するものであります。

ノーベル賞は世界的権威のある賞として、巷でも、その注目度は世界随一であり、毎年世論もこの話で持ち切りとなります。若輩の様に大よそ「賞」とは縁遠い立場であるからこそ、感じることもあるのかも知れませんが、世界的権威として、また公の立場から発せられる「賞」に対しては、基本的にその趣旨が理解できずにいるものです。その理由を以下叙述してみたいと思います。

例えば、当法人の就業規則においても「表彰」の規定があります。法人組織としては、そこに経営理念が描かれており、その共通理解を基に、これを実現するための方法・手段も組織の中では共有されているのが法人なり組織の一般的なあり方であると認識します。であれば、法人や組織が発する表彰なり賞は、その目的・目標を遂行するために、模範的な行動や実績に対して存在すると言えるのでしょうか。法人や組織に、目指すべき・拠るべき共通理念がある以上は、「表彰」や「賞」の発表はこれを実現する為の有効な手段と言えるのかも知れません。

斯様に鑑みれば、「賞」の発表は、ある基準に照らして、その指標で測った帰結としてその優劣を選考して成されるものと言えそうです。戦時中の軍隊においては、敵を殲滅、即ちその多くを殺すことによって、賞を受賞したのと同様に、そこに何らかの基準が無ければ成り立たない代物なのでしょう。若輩は、何かを目的として集まった集団(会社・法人・学会・専門職団体・宗教等)内においては、その目的に照らした基準に拠る賞の発表は理解ができます。しかし、世界・国家といった公が発する賞にはその基準が不明瞭に思えるのです。ある目的をもって集まった集団とは異なり、多様な個性の共生する現下の社会において、ある基準に拠って、その優劣を判断することが果たして可能なのだろうか。そもそも、社会においてその優劣を選別する基準などあるのでしょうか。例えば、ノーベル文学賞の選考にノミネートする条件としては、その著書なりがイギリス語に訳されていないと聞いています(少し古い情報を基にした指摘ですので、異なっていれば訂正します)。また、昨今鳥取県の条例において、手話が言語であることが採択されましたが、恐らく、手話などはその対象にはされていないのでしょうか。これだけを取り上げて顧みても、ここには



言語間の優劣性や差別性を垣間見ることが出来るのです。

今、世界の潮流は、明らかに個人の幸福を礎とした、多様性を認める社会構築へと流れていると見受けられます。その中であって、何かの基準に基づいて発する賞は、その流れに逆行する要素を有しているのではないかと若輩は考えるのです。その賞が発せられる時、その選考の基準は、いったい何に、誰に、有利に作用しているのでしょうか。事実、その時々々の権力に、公の賞は利用されてきたのではないかと勘繰りたくなる事象も散見されます。

この度のノーベル賞報道を拝見し、賞による能力や思想の画一化よりも大切なものがある事について改めて考えさせられました。斯様な受賞の在り方よりも最も大切なことは、少数派と言われる人々の声を丁寧に掬い集め、その発表の場を設けることこそが重要であり、この多様性を構築する営みこそが、本賞の発表よりも社会により有意義な貢献をもたらすことをこの場をお借りして確信する次第です。

[この記事にコメントする](#) コメント(0)

## 新自由主義の底が見えてきた介護

2013/10/08 19:53:47 [社会福祉](#)

朝日新聞の「限界につぼん」と言うコラムをご存知でしょうか。非正規労働者やホームレスの視点から現下の社会を捉えたという点では、優れたルポルタージュであると毎回拝見しております。その第5部からは、「アベノミクスと雇用」が掲載されていて、1回目と2回目は、我が国が社会福祉分野を取り巻く情勢が描かれています。1回目の要旨は、「介護業界が熱いまなざしを送る大型M&A(企業合併・買収)の交渉が大詰めを迎えている」とし、破綻した大手介護事業者を「ファンド」等が安く買い取り、本来の価格に暖簾代(プレミアム)を上乗せて高く売るという実態を論じています。暖簾代の相場は、「年間のもうけの5~6年分」から最近では「10年分」と言われているのだとか。その陰で、クライアントと介護職員の生活が不安定な状況に晒されていると報告するものです※1。2回目では、企業買収の結果、運営会社の変遷と共に混乱を来す入居者の生活に焦点が当てられています。運営会社の変更すると共に、利用料の賃上げを強要されるケースや、入居者及び家族が反対すると事業の撤退を行うと切り返す運営事業者のやり取りを実例・実名を挙げて取り上げています※2。自身にとってこれらは、遂にここまで来たかと、実感を与えてくれる報告でした。無論、「ここまで」の道程は当初より予測が経っていたという意味であって、驚愕や落胆は若輩としては一切感じ得ないものです。社会保障に市場原理が導入された定向進化が“順調”に進んだ帰結として如上を捉えるからです。

我が国における社会福祉分野で新自由主義が導入された走りは、1997年11月より検討が行わ

れた社会福祉基礎構造改革からでしょう。その後、2000年の介護保険制度の創設を皮切りに、サービス提供事業者の福祉多元主義化、つまり、株式会社等の営利法人の参入促進が始まりました。その後、介護保険制度を皮切りに、イコールフットイングと言う名の下に、社会福祉法人の既得権域が切り崩されて来たのです。例えば、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における助成の見直し等はその顕著な例であろう。つまり、どんなに綺麗ごとを羅列しても、社会福祉基礎構造改革や介護保険制度の導入はコスト・コントロールこそが第一義であった事が結果論から見て判断でき得るわけです。

例えば、スウェーデンでは、福祉サービスの提供者を民間委託をしてもそれはコスト・コントロールにならないとコミュニケーション職員から聞いたことがありますが、我が国の場合は、民間委託することによってそれが、まさにコスト・コントロールに繋がっているのです。どういう意味かは銘々説明するまでもありませんが、要するに、民間委託をすることによって、公務員の給与体系ではない安価で、非常勤・非正規といった“効率”の良い人件費の設定が可能となるためであるようです。つまり、公務員の給与水準では対応できないことを、民間に委託してより安価にやらせることが我が国における民間委託の本意であるのでしょう。

「介護の社会化」や「措置から契約へ」と煌びやかな成句が前面に押し出される水面下で、安上がりの福祉は促進されてきました。競争原理によって、失ったものは、福祉理念と連携意識でした。競争原理によって、業務の効率化が強調され、“顧客獲得”のための競争意識が顕在化し連携の意識が希釈されていきます。得ることが出来たものは、社会福祉サービス利用者やクライアントたる対象者の消費者・顧客化が促進された結果、一部専門技術と接遇といったサービスの質(産業界における同様の意においてのつまり真の専門性とは齟齬あるもの)が高まったことではないだろうか。そう天秤にかけると、得られたものより失ったものの方がより大きいと総括することが可能であると若輩は考えます。

競争原理において、質は担保されるとの見方が大方でありましたが、果たしてそうだったのでしょか。無論、サービスの量が急速に整備され、一定のサービスの質も担保されるに至っています。しかし、それは、競争原理が導入された帰結としてあるのかは不明です。つまり、競争原理に因らずとも、福祉専門職教育を真摯に行っていけばその結果は、サービスの質の向上に帰結する訳であって、それが市場原理の導入に因るものかは判別できないのではないだろうか。例えば、介護報酬の設定では、質の高いサービスを行えば、その報酬が高まるわけではなく、介護報酬の評価に反映されているのは、僅かに有資格者や常勤比率、専らサービス提供時間ぐらいのものでしょう。特に、サービス提供時間こそがその主たる評価となっているのが現状です。また、対人援助サービスにおけるその質を測る指標は設定が難しい。なぜなら、対人援助活動においては、とどのつまり、マニュアル化は不可能であるからです。マニュアル化出来ない領域の実践が出来る専門性の高い人材を育成するには、時間と労力とそして金がかかります。そこにそれだけの、

投資をしても、介護報酬では評価を受けることは無い。ましてや、需要は右肩上がりの当業界において、供給側は選ばれるための努力を然程強いられることがない。介護報酬すなわち、売上高が変わらぬのに、人材育成のための経費を捻出して行けば、経費がかさむ。結果として、収益にそれが結びつかない。であれば、人材育成は程ほどにした方が、収益率がよいと民間企業が判断するのは自明の理であると言えるのではないだろうか。

また福祉多元主義化の一つの要所としては、株主の利益が想定される株式会社の参入を認めたことにありました。つまり、介護報酬と言う税金と社会保険料を財源としたその収入を株主に配当することが認められたわけです。会社で働く、介護職員等に還元されるのであればまだしも、それが株主に配当されるのです。自身は、介護保険事業がそこまで余力ある事業であるとは到底思えません。つまり、職員に十分な配分が成されない中、株主にその“配分”が配当されることになるのではないだろうか。その様な、危機感を本特集は駆り立ててくれるのです。もちろん、このことをもって株式会社批判を展開するのは最も愚劣な行為と言えるでしょう。大手株式会社の経営者に社会性の高いビジョンと実践を展開されている方が存在することはよく知るところです。社会福祉法人やNPO法人においても、社会性を度外視した実践を繰り返すところもある訳ですから、これらは、構造上の問題を指摘しているのであって、個別性を度外視したものではないことは付言されるべきでしょう。

斯くの如く鑑みれば、社会福祉基礎構造改革や介護保険制度の創設は、そもそもサービスの質を高めることが目的ではなかったのでしょうか。サービスの質を高める方法は、市場原理に依らずとも、他に方法が無い訳ではあるまい。所属組織内におけるOJTを中心に据えた人材育成に時間と労力を費やす事こそが、その近道であることは疑いの余地がありません。それが、制度的な動機づけが成されていないことを鑑みれば、やはり、コスト・コントロールが第一義であった事は紛れもない事実であります。社会福祉基礎構造改革その後15年が経過した「現在地」を確認すれば、やはり、介護報酬は年々低下の一途を辿っています。昨今興味深い論文を目にしました。介護保険制度導入前の措置制度下におけるサービス利用者が、2000年4月以降どのように介護保険サービスに繋がったのかを検証したものです。それによれば、「(措置制度下の)旧サービス利用者のうち、(要支援・要介護認定の)申請をした者は約半数であり、申請した者には、疾患を有する者やIADLが自立していない者がより多かった。このことから、措置制度下では要支援・要介護状態でなかった者が多く含まれていた可能性がある」「旧サービス利用者のうち、介護保険制度導入後も介護保険サービスを利用していた者は、3割程度に留まっていた」(括弧内は中島)※3との結論づけが成されています。つまり、措置制度下でサービスの利用者であった人々の内、約3割の人たちが介護保険制度下の利用者になっているという事実。直言すれば、約7割の利用者のサービス抑制が“成功裡”に終わったことを物語っているものです。

今後かてて加えて、消費税増税とインフレターゲットが導入されます。その結果、事業所経営は

益々圧迫されることになるでしょう。法人間競争は更に激化し、生き残りをかけて“薄利多売”を行うこと、経費の削減を实践することこそが唯一の生き残る道となります。その様なシナリオの帰結として、現場で斯様な現象が起きていたとしても、これはある意味当然の帰結として起こっていると言えるのです。

さて、如上の動きに対して、どういう方策が考えられるのでしょうか。皆さんはご存じでしょうか。私たちの仲間が全国に約400万人は存在することを。連合の組合員数は、675万人前後との報道が過日なされていきました。国民の福祉の向上のために、一団結すれば、我々もそれなりの動きが出来るのでしょうか。また、障がい者数は元より、要介護高齢者は今後2035年まで増加の一途を辿ることが予測されています。特に、介護分野における我々の仲間は確実に増加するのです。全労働者人口は減退の一途を辿るその中においてである。その際に、最も留意すべきことがあるでしょう。それは、全ての国民の福祉の向上、これこそがその旗印になるということです。業界の、専門職の利益を前面に掲げた運動なり活動は、恐らくもう大時代であり、斯様な活動や運動にはもはや夢や希望を抱くものではありませんまい。

※1 西井泰之・松浦新・大鹿靖明・横枕嘉泰・松田史朗・西崎香・吉田拓史「限界につぼん 第5部アベノミクスと雇用 1 老人ホームを青田買い」『朝日新聞』2013年9月29日

※2 西井泰之・松浦新・大鹿靖明・横枕嘉泰・松田史朗・西崎香・吉田拓史「限界につぼん 第5部アベノミクスと雇用 2 『なぜ突然値上げするのか』」『朝日新聞』2013年10月7日

※3 松田智行・田宮菜奈子・柏木聖代・森山葉子「介護保険制度導入前後における在宅サービス利用の変化」『日本公衆衛生雑誌』第60巻・第9号 日本公衆衛生学会 P.586-594 2013年9月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 共に生きることの責任

2013/10/03 20:51:52 [社会福祉](#)

2011年8月に改正された障害者基本法は、その目的として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする共生社会の確立を意図したものであると言われています。「共生」という言葉は、一見耳触りも良く、分野を問わず彼方此方で多用されているように見受けられます。しかし、「共生」において最も重要なことは、その内実であり、実質的な人々の暮らしの在り方にこそ本質があるものなのでしょう。つまり、共に生きると言うことは、その構成



員たる全ての人々の人間としての尊厳が守られていなければならないことが実質として求められているハズです。ここで敢えて、「ハズ」と書くのは、現下の社会がそうなのではない現実を目を向けることにこそこの「共生」を考える意義があると思うからです。

当法人のクライアントの9割以上は何らかの認知症のある人たちです。いわゆる「徘徊」や「不安・焦燥」、「興奮・暴力」等の行動・心理症状(BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)が顕著な方も当然に珍しくはありません。因みに、なぜ、「行動」「心理」の「症状」と捉えるのかは理解に苦しむところです。「社会」(Social)の要素は無いのでしょうか。医学会が定義した本BPSDの捉え方にも実は異論のあるところ。まあ、それはさておき、斯様な「症状」のあるクライアントが、地域で暮らす中で、当然に地域住民に“ご迷惑”をおかけすることも多々ある訳です。自動車の修理工場に入って車を叩いたり、菜園のお花を勝手に摘んだり、誤って他の家の敷地に入ろうとしたり、今までの経験の中で、枚挙に遑がないほどこの様な事例は挙げる事が出来るでしょう。問題は、その時の対応の方法にあります。今まで当法人の職員さんには、経緯と事情の説明をするために地域住民の所に挨拶には行ってもらうのですが、過失を認めるような謝罪はする必要はないと言ってきました。当然、社会における普遍的コミュニケーションの一環としての儀礼的な謝罪は必要だと思います。しかし、こちらが認める過失は無いと職員さんには伝えているのです。なぜか、それこそが真なる共生社会の在り方であると信じているからです。全ての人々の尊厳が守られた社会が共生社会であると叙述しましたが、「全ての人々」はその名の通り、それ以外の意味は無いのであって、障がいのある人も、児童も、要介護高齢者も、犯罪被害者も、そして、犯罪加害者であっても、文字通り全ての人々の事を指すハズです。斯様な社会こそが、多様性の認め合える真に豊かな社会であると自身は信じて憚りません。例えば、認知症のある人たちが、共生社会を生きると言うことは、その構成員たるその他全ての人々が、その存在を、そして共に生きることを認めなければ成立せぬことは自明の理でしょう。認知症のある方の内約7割はBPSDを有している訳ですから、認知症のある方と共に生きると言うことは、その他構成員全員がそのBPSDを受け止めていくと言うことになるハズです。障がいのある人々と、共に生きると言うことは、その様な“困難”を共有すると言うことなのではないでしょうか。それが出来ない現下の社会が、「共生社会」を声高に謳うことに思わず失笑してしまう自身がいるのはこの為です。だからこそ、そうある「ハズ」を、そうあるべき姿に変革していきたい思いがあるからこそ、過失を認める謝罪は不要だと職員さんには伝えるものです。

さて、上記のようなメゾレベルのお話とは異なり、大きな禍根を残すであろう判決が昨今出され取り沙汰されていました。問題だと思いつつながら、忘却されつつあったのですが、本日の朝刊にて、そのことが論じられていた為、また鮮明にその記憶が呼び覚まされた次第です。本紙の社説によれば、「愛知県内で列車にはねられ死亡した認知症の男性(当時91)の遺族が、振り替え輸送にかかった費用などの損害賠償として約720万円をJR東海に支払うよう裁判で命じられた。8月に名古屋地裁が出した判決は、介護の方針を決めていた長男に監督義務があるとし、死亡男性の



妻(当時 85)についても『目を離さず見守ることを怠った』と責任を認めた。一方、介護の関与が薄いであろう責任は認めなかった」とされています※2。「徘徊」によって、列車事故を起こして亡くなった認知症高齢者本人ではなく、その家族に対して司法が損害賠償の支払いを認めたと言うもの。真なる共生社会の議論が、いまこそ必要だと若輩は感じました。更に言えば、地域包括ケアと称して、家族で地域で支え合うことを強要しながら、では、政府は如何なるその責任を取ったと言うのでしょうか。判決では、家族による「見守り」義務が謳われているようですが、介護保険制度は、介護の社会化をその目的として創設されたものではなかったのでしょうか。本社説では、この判決に異論を唱えた上で、これが社会に与える影響を危惧しています。「介護に深くかかわるほど、重い責任を問われる。それなら家族にとっては施設に入れた方が安心。施設としてはカギをかけて外出させない方が安全——という判断に傾きかねない。年老いても、住みなれた地域で人間らしく暮らせるようにするのが、この国の政策目標である。判決は、そこに冷や水を浴びせかけた。高齢者の介護で家族が大きな役割を果たしているのは事実である。だが、法的にどんな責任を負うのかは別の問題だ。家族に見守りの注意義務を厳しく求めるあまり、『何かあったとき責任を取りきれないから病院や施設に入れる』という状況をつくってはならない」※2。失敗学を提唱されている工学院大学の畑村洋太郎氏によれば、失敗を捉える要諦として、「責任追及」ではなく、「原因究明」を挙げられています。であればこそ、この失敗が再発防止や、その予知に活用され、社会に真なる科学的理解が促進されるであろうというものです。この問題を、家族の責任に帰することによって、社会が失うものもまた大きいことは想像に難しくありません。

しかし、本社説も諸手を挙げて賛同できるものではありませんでした。「家族の責任を問う以外に、何らかの社会的なシステムをもうけるべきだ。たとえば犯罪被害者には給付金を支給する制度がある。知的障害者については互助会から発展した民間の賠償責任保険がある。参考になるだろう。要介護の認知症高齢者は、2010年時点で280万人。25年には470万人にまで増えると推計されている。事故への備えは喫緊の課題だ」※2。私が言わんとすることは、もうお分かり頂けるものと思われまます。「全ての人々」の尊厳が守られる社会こそが、共生社会であり、一部の人は事故を起こしやすいのでその人や、その被害者のみに保険を掛けたり、救済することが真なる共生社会の実現に繋がらないことは明白な事実です。斯様な実践は、新たな偏見とレッテル張りを促進することでしょう。

いみじくも、安倍政権は来年4月からの消費税率引き上げを決断しました。それに併せて、法人税の減税に踏み切るのだとか。斯くの如き、真なる共生社会の創造には、前途多難な障壁が、公共投資の如く、次々と建設ラッシュが続いております。この流れを変革し、真に、全ての国民の生活を守るための社会を構築するに、最も寄与すべきは、実は、私たちのクライアントなのだと確信する毎日です。

※1 障害者基本法(2011年8月改正)(目的)第一条

※2 「社説 認知症と賠償 家族を支える仕組みを」『朝日新聞』2013年10月3日

## 政治が守るべきもの

2013/09/28 19:03:20 [社会福祉](#)

例えば、建設工事の請負契約を1億円で締結したとしよう。その後、竣工の半ばを迎えて、いきなり施工側が7000万円の支払いしか出来ないと訴えたらどうなるだろうか。建設会社側にすれば、工事の継続はおろか、契約違反を盾に取り、残りの3000万円の支払いを訴えるであろう。それが、聞き入れられない場合は、その後司法の場で判断されて行くのが全く「普通」の流れと言えるのではないだろうか。

そんな「普通」が通用しない出来事が起こっています。本日付の毎日新聞によれば、「生活保護受給者や障害者ら社会的弱者の自立を支援する自治体などの事業を国が支援する『セーフティネット支援対策補助金』について、厚生労働省は今年度分の補助額を3割削減する方針を決めた。11日には各自治体に、減額分を自主財源で穴埋めするか、事業終了や規模縮小で対応するよう指示しており、混乱も予想される」※1とあります。本補助金は、2005年度に創設されたもので、生活保護受給者の就労支援や引きこもり・不登校の子どもへの支援、刑務所を出た高齢者・障害者の支援などの事業に充てられているものです。予算総額は、250億円。

年度半ばを迎えての3割削減と言うことは、5割の決算を終えて、残り5割に対する全体予算の3割削減ですので、下半期は何もできないに等しい事態に陥ってしまう訳です。つまり、冒頭の1億円の予算であれば、5000万円を使い切った後、残り5000万円に対して、3000万円の削減ということになります。特にこの手の支援事業の構成は、設備投資や諸経費は大した割合を占めず、その多くは支援者たる専門職の人件費が宛がわれています。つまり、年度途中で予算を削減すると言うことは、人件費をカットすることであり、即ちそれは、雇止めや解雇を前提としたものになるでしょう。同紙によれば、「自治体からは反発の声が上がっている。首都圏のある市は非常勤職員を雇用し、生活保護受給者らの就労相談や学習支援を進めてきた。担当者は『補助が出る前提で事業を進めてきたのに、国にはしごを外された。非常勤職員のクビを切れというのか』と憤りを隠さない」※1ことが描かれています。この憤りは、本質的であり、人間としては自明の感情でしょう。

また、本事業は、その趣旨からすれば、国民の生存権を想定したものであり、事業の後退は、国民の生活や福祉の後退を意味するものです。その意味において、先の建設工事の中止とは、公益的に訳が違っていると認識しているところです。政治が、この状況を創り出している若しくは、静観し続

けるのであれば、その本質自体も強く問われるべき事象ではないでしょうか。資本主義社会の力学的必然として、“勝ち組”と“負け組”が生まれるものの、“負け組”は公的に最低限の生活が保障されてこそ、私たちの社会は誰もが住みやすく健全なものになると言えます。政治が担うのは、まさに「ここ」であって、“負け組”の生活を守ることにこそ、いや、そのことを唯一至上の事として取り組むことにこそその面目躍如があるはずです。それを行わない政治は、無用であり、不毛であり、そればかりが弊害でしかありません。理論的にも破たんしている自己責任論を唱える政治も同様に。

しかも、最も許されざるのがその理由にあります。先の毎日新聞を引用しよう。「同省によると、8月からの生活保護基準切り下げに伴う自治体の電算システム改修費や、通常国会で廃案となった生活困窮者自立支援法案に関連する事業に充てる補助金が想定を超え、今年度に必要な補助金額が予算を大幅に上回る313億円に達した。このため一部の優先事業を除き、予算の3割カットを決めたという」※1。なるほど、単なる予算管理ミスに起因しているのですね。斯くなる理由は、そのマネジメント力を疑ってしまう訳ですが、それはさておき、であったとしても、人間の生活に直結する予算を削減する理由にそれはなり得ません。

生活保護費の削減を皮切りに、介護保険サービス利用者の負担の増加や要支援高齢者の非対象化が進められています。このような社会保障の逃避・減退は、成長戦略・財政再建と言う命題の下、推し進められて来たものです。若輩浅学は思います。人々の生命と生活を守らずしてまで、この国が成長する意味は一体何処にあるのだろうか。また、無駄を省くために、人々の生命と生活を軽んじて何が得られるというのだろうか。人々の生命と生活を守るのが政治であり、それすらも市場原理や自由競争に委ねると言うのであれば、もはやそれは無用の長物であると断言せざるを得ません。

斯くの如き社会を鑑みて、この国で暮らすことに嫌気が差すこともあります。しかし、自身なりにもやはり、愛民族心や愛国心があります。この国で生まれ育った以上は、死ぬまで、この国で暮らし続け、そして、次の世代に僅かばかりでも何かを残せる自身でありたいと願います。と言いながらも、このような愚劣な事態に触れる度に、自身におけるその動機と情熱が高まることは、真なる反面教師として非常に“有難い”ことかも知れません。

※1 遠藤拓・石川淳一『毎日新聞』2013年9月28日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

たまには、どうでもいい話を

当法人のホームページを管理して頂いている知人から、中島さんのブログは長くて読みにくい、そして、難しいと指摘を受けたことがあります。だから、アクセス数が伸びないんだと…。そこまでは、言われなかったかな。そこで、趣味は何かと聞かれました。趣味と仕事に線引きのない生活仕様を有する私は直ぐに答えが出てきませんでした。読書にセミナー受講等々全て仕事に関連するものばかりで、自身は趣味と思っけていても、一般的にはその様に捉えて頂けないものばかりが彷彿されました。その中で、唯一挙がってきたのが、「食べ歩き」でありました。知人は、透かさずそれをブログの項目に入れ、「読みづらい」ブログの合間に執筆するように提案してくれました。その方が多様な人々に読んでいただけるだろうと…。そんな有難い提案を頂いておりながら、また「食べ歩き」の項目も設けて頂きながら、全く以て私は従来通りの執筆を続けておりました。そんな、良心の呵責からも、また、有難い知人の提案をたまには実行しなければとの思いから、今回はその「食べ歩き」について、叙述してみようと思ひます。専門職は、自らの実践を言語化できなければならぬ。これは予てからの私の口癖ですが、今回はこの「食べ歩き」を言語化してみようと言う試みです。

見知らぬ地に訪れた際、当然にやるのはその地における食事の確保です。それも出来れば、その地でしか食すことのできない美味しいものであるべきです。美味しい不味いは、基本的に個人差がありますので、押し付けは最も忌避すべきことです。しかし、私ながら有する一つの指標は、値段との関係性にあります。つまり、800 円の上手いハンバーグ屋さんがあつて行列が出来ていたりしますが、そのハンバーグを 2,000 円にしたらそれでも客はそれを上手いと感じるのか、と言うことです。直言すれば、高い値段を出して上手いものを食べると言うことは極当たり前の事だと言えます。500 円の上手いものは、500 円だからこそ上手いのかもしれません。それが、1,000 円であっても同様に上手いと感じるのかには思案が必要です。その意味において、27 年間生活した大阪は、500 円で上手いものを探すには逃れ向きの絶好地であると思ひ起こされます。200 円を切る値段の立ち食いうどんのなんと上手いことか。と言うことで、私の有する一つの指標は、値段が重要であると言うことです。

見知らぬ地でお店を探す際は、インターネットやランキングは参考にはしますが、あまり当てにはならないと思ひています。先ほど申し上げた通り、上手いと感じるものには個人差があります。私が上手いと思つたものを、他者が上手いと感じるとは限りません。その意味において、ランキングは参考にはなるものの重大な決め手にはならない訳です。後は、自分の足で稼ぐしかありません。街中を歩きながら探すのです。

私がどんな基準で、店舗選びをしているのか、敢えて彷彿しながら言語化してみます。まず、立地条件ですが、表通りに面していても看板が目立たず、存在を過大に広告していない店か、裏通りにある店を探します。当然に、価格等を看板に書いている店にはあまり興味がありません。理由



は、客を選んでいるその姿勢にあります。客に選ばれる料理には然程興味がなく、自らの追及する料理を提供したい店側の姿勢が想像できます。つまり、自分の料理の味の分かる客に食べてもらいたいと言うことでしょうか。客が店を選ぶのだから、俺も客を選ぶんだと言う気構えが見えてきそうです。その意において、夜しか開店していない店にも魅力を感じます。ランチはサービスタイムであることが多く、本来の自分の仕事に集中するために敢えて夜しか開けていないのではないかと勝手な期待をしてしまうわけです。つまり、どのような基準かと申しますと、自分の料理にこだわりがあると言うことが要諦であると思うのです。自分の満足できる料理しか提供できないと言う確たるこだわりです。また、それを仕事として継続していくためには、そこに飽くなき向上心が無ければその動機は維持できないと理解しています。よって、老舗は上手いとの指標も持っています。

次は、店の前を通り過ぎた際に匂いを嗅ぎます。店外に好きな香りが溢れていれば、好印象を抱くわけです。これは、全く経験則上の話ですが、匂いと味はとつても密接な関係にあって、味以上に匂いは重要であると昨今認識を強めています。よって、匂いと味には相関性が強くあると思っていますので、自身が好きな匂いではない店には入らないようにしています。

最後に、例えば「〇〇屋 渋谷店」と言った複数店舗を経営している店も進んでは入りません。チェーン店の味は基本的に信じる事が出来ません。なぜなら、料理にはマニュアルがないからです。例えば、レトルトで同じタレやスープ、食材も全く同じものを用いたとしても、調理の方法が微妙に変われば全く異なる結果が出るのだらうと思っています。大学時代よく通っていたラーメン屋さん、今でも、麺の茹で加減をタイマーには委ねません。恐らく、室内の湿度や温度によって、またその時の麺の状態によって、茹で加減を変えなければならないからだと観察しています。必ず、一旦自身の口の中に入れて確認して出しているのですから。だから、お好み焼きでも、店員さんによってその結果が異なるので、あの店員さんに焼いてもらいたいという思いになったりするのでしょう。もっと言えば、寿司屋などは、客の好みや、体調を見ながら握り方を変えていくとも聞きます。客の反応を見ながら、調理方法を微妙に変えることもチェーン店には難しいことかと思われまます。

さて、ここまで書きながら彷彿されてきた一つの事はやはり仕事に関連することでした。最低限のサービスの質を保つためにマニュアルを忌避する気はありません。むしろ、それが全くなければ、専門性と組織性の基本を伝える事に私たちは多大な困難を感じてしまいます。その意味において、マニュアルは必要悪と認識しながら、導入すべき範囲を決めて導入を進めていくべきものであると考えています。一方でマニュアルを守るだけでは、その仕事が不十分であることも理解しておく必要があります。特に私たちの仕事は、クライアントの表情を見ながら、微妙な体調や思いの変化を察して理解しながら、そのやり方を臨機応変に変化させていく必要があるからです。如上のチェーン店が、そうでない店舗に対抗するためには、マニュアルの整備と同時に、その時々に変化する自身とその組織、あらゆる環境要因、そして、客の変化に対応できる職員ひとり一人の洞察力と



思考力が強く求められるのでしょう。当然、その根底には、実践の拠り所たる共通の理念と方針があることは言うまでもありません。このまま書き続ければ、やはりまた仕事の話に終始してしまいそうです。知人の助言をまたも反故することになりますので、今回はここで筆を置くことにしますが。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 負の循環を正の循環へ 変革の秋

2013/09/21 18:36:08 [社会福祉](#)

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会(事務局は広島県社会福祉協議会 広島県社会福祉人材育成センター)が今年3月にまとめた「福祉・介護人材に関する実態調査」の報告。調査の目的では、「福祉・介護職場における人材確保・育成・定着の現状と課題や、福祉・介護従事者の就労状況等の実態を把握するため」※1とあります。構成員の一人として関わりがありますので、調査結果については当然に通覧させて頂いております。その中で、昨今のブログでも取り上げていることと関連するであろう箇所に目が留まりました。それは、事業所従事者に対する「利用者の方等について、悩み、不安、不満等」に関する質問項目におけるその結果でした。本項目は、介護施設従事者と障がい者施設従事者の双方を対象に訊いたものです。少し覗き込んで見たいと思います。

まず、介護施設従事者の結果としては、「利用者に適切なケアができていないか不安がある」の回答が最も多く48.1%でした。そして、次に多かったのが「介護事故(転倒・誤嚥その他)で利用者に怪我をおわせてしまう不安がある」(34.7%)で、その次が「利用者と家族の希望が一致しない」(21.4%)でした。障がい者施設従事者の結果では、「利用者に適切なケアができていないか不安がある」の回答がやはり最も多く49.2%。次いで、「利用者は何をやらせても当然と思っている」(21.3%)、その次に「介護事故(転倒・誤嚥その他)で利用者に怪我をおわせてしまう不安がある」(21.1%)となっています。

やっぱりそうかと心当たりがありながらも、若干驚愕したのが、「介護事故(転倒・誤嚥その他)で利用者に怪我をおわせてしまう不安がある」と「利用者は何をやらせても当然と思っている」、「利用者と家族の希望が一致しない」と言う感想を抱いている従事者の多さでした。特に介護事故に対する不安の数値は、クライアントの直接ケア・支援に関わる時間と頻度のより多いであろう介護職員に高い値を示していました(介護施設従事者が43.2%《全職種34.7%》障がい者施設従事者が34.1%《全職種21.1%》)。調査の趣旨から鑑みれば、これらの結果は、介護職の離職・定着に一定の影響を与えていると捉えることが出来るでしょう。

社会福祉基礎構造改革以後、福祉・介護の分野にも市場原理が色濃く導入されてきました。クライアントは、「お客様」と呼ばれ、顧客化・消費者化が促進されて今があります。市場原理の下、顧客は獲得の対象であり、囲い込みの対象と化して行きました。そこで、地域における連携・連帯の意識も希薄化してきたのでしょう。顧客・消費者化したクライアントと、そのサービス提供事業者は、産業界同様に消費者対企業の対立構造に陥りつつ見受けられます。

スウェーデンの高齢者住宅に訪問した際、現場の責任者に昨今介護事故が遭ったと言う話を聞きました。事例を詳しく聞くと、恐らく日本においては介護過誤として、施設側に責任が問われるであろう事故であると判断しました。そこで、ご本人・ご家族に対する説明や謝罪はどの様に行っているのか？と伺ってみたのですが、意味が分からないと少し怪訝な反応が返ってきました。責任者によれば、なぜ、謝罪や詳細な説明が必要なのか、分からないと言うわけです。自らが、自らの意志で歩いて転倒しただけなのに…、と。その後、その高齢者住宅における従事者の人員配置を詳しく見てみると、恐らく日本の高齢者グループホームのそれと同じか手薄い人員配置にありました。にも拘らず、職員さんの表情は皆穏やかで、ゆとりすら感じられました。皆さんの職場では如何でしょうか。

この調査結果と合わせて考えられることは、日本の福祉・介護現場は市場化が進んだため、介護職が事故に対する斯様な恐怖を抱くようになったということかも知れません。消費者対企業の様相が、当分野にも蔓延っており、福祉経営者は事故に過敏に反応するようになりました。その圧力が現場にかけられ、結果、介護職の不安を醸成しているのではないのでしょうか。かてて加えてその先には、介護職の離職率の上昇と、サービスの質の低下、延いては、クライアントの生活の質の低下が見込まれるのです。リスク回避に対する現場の過剰な対応が、時にクライアントの生活者としての自由を奪ってしまう可能性にも注視が必要です。

暇つぶしのために何気なく購入した雑誌には、いみじくも消費者対企業における訴訟費用が今後「最大コスト 10 兆円の可能性」があると論じています※2。つまり、対立構造の深化が信頼関係を阻害し、その帰結として余分なコストが発生することなのでしょう。もちろん、財界に象徴される大企業と消費者の様に著しくパワーバランスの欠いた関係においては、消費者の権利擁護の視点は不可欠であって、大企業が斯様に余分なコストを負担したくないのであれば、消費者の権利を重んじた商品やサービスの開発が求められて然るべきことは言うまでもありません。しかし、約 8 割が中小企業で構成されている福祉・介護施設においても、また、その社会保障における公的責任の議論もなくして、同様な対立構造が生じる事には強い懸念を抱いているものです。

結局のところ、折り合いや合意を目指さない対立構造は不毛そのものなのでしょう。例えば、若輩は当然ながら 10 代の頃より反原発論者ですが、しかし、それでも、そこを目指すための現実的

な合意と戦略が不可欠であることぐらいは理解が出来ます。以前読んだ本で、著者は思い出されないのですが…、原発反対派が「原発は絶対に安全なのか？」との問いに、推進派は「絶対に安全である」と答えるしか無かった、よって、原発政策には安全神話が確立したとの経緯が描かれていました。やはり、排除関係にある対立構造は不毛に等しいと繰り返し思うのです。前出の岩本氏の次の行を紹介します。「どんな商製品・サービスも『絶対』と言えるものは存在しないにもかかわらず、日本では企業も消費者も、『絶対大丈夫』ということを前提に売り買いするきらいがある。本来は、どんな商製品・サービスも『こんな条件ならここまでは大丈夫』といったものであり、それを契約の際に明確にすることが、企業と消費者とのコミュニケーションにおいて重要である」※2。

話を福祉・介護分野に戻します。社会保障の市場原理化が顕著な事象として昨今、医療機関や介護施設の「紹介事業」のことが取り沙汰されています。医療機関や介護施設に患者や入居者を紹介するビジネスが横行しており、厚労省は実態調査に入っているのだとか。しかしながら、次の行にあるようにそもそもこうなることは想像に難しくは無かったはず。「これまでも医療機関は患者獲得のために、電話帳に広告を掲載したり、鉄道駅に広告看板を設置したりするなどの宣伝行為を行ってきた。こうした広告費にも診療報酬が投入されていることを考えれば、紹介料だけを問題とするのは疑問ともいえる」※3。如上の事象と冒頭の調査の結果は、どこまでを市場化させて、どこからを公的責任において行うのか、その本質的議論を蔑ろにし、ただただ惰性にその身を任せて、市場化に流されていった帰結が顕在化したものに過ぎないと自身は考えます。今まさに、社会保障における本質的な議論が求められています。

最後に、クライアントとソーシャルワーカーは対立関係にあるのでしょうか。一見この愚問とも言える質問に、私たちはどのような答えを用意しているのでしょうか。如上の市場原理に晒されている私たちの職場で、一体何が起きているのか、社会構造をマクロな視点で確かに捉えた上で、現実における葛藤の中での実践が今執拗に求められています。クライアントの権利擁護は、全ての国民の福祉の向上にそれが帰結する、この事実こそが、真なる私たちの誇りであり、拠り所であると言えます。

※協会ホームページ。

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会「平成 24 年度 福祉・介護人材に関する実態調査」2013 年 3 月 29 日

※2 岩本 隆「集団訴訟の影響をシミュレーション 最大コスト 10 兆円の可能性」『WEDGE』ウェブ P.49-51 2013 年 10 月

※3 『週刊 高齢者住宅新聞』2013 年 9 月 18 日

例えば我がまち福山では、鞆の浦の埋め立て架橋の是非を巡って住民同士が対立関係に陥っています。福島原発事故においても、「県外退避」組と「県内在留」組とで対立関係が見られると言いますし、原発立地地域内における再稼働に対する推進派と反対派の対立構造が取り沙汰されています。沖縄における基地問題も然りです。また、我々が社会福祉分野で考えると、障がいのある当事者団体同士が対立することもありますし、専門職団体同士が対立することも見受けられます。このような事例は、地域性や分野に関係なく枚挙に遑がないほど挙げることが出来ます。

もちろん、これらは人々の生活に直結する重要な問題であるため、そこに意見の齟齬や対立が起こり得ることは自明の理だと言えます。皆自らの生活を守るために、それだけ必死に生きていることの証とも言えるでしょう。しかし、例えば、如上で挙げた対立構造を銘々取り上げて考えた際、これらは本当に対立すべくその関係に陥っているのか、といった疑念を「普通」に抱いてしまいます。なぜ、本来は利益を共有すべき人々が対立しなければならないのか。そこに大きな疑問を抱かざるを得ない訳です。

本来は手を繋ぐべき人々が対立構造に陥る要因は素人ながら数点確認することが出来ます。一つは、市場原理下において、個人の幸福が自由競争に委ねられていること、二つ目に、同じ社会を構成する人々の利益が互いにどこかで繋がっていることが実感できないこと、すなわち、大局観を持って共通の利益を描くことが出来ないでいること、最後に、斯様な様相を構築するために、そこに社会的力動が作用しているということではないかと考えています。一つ目は、ここで深く論じるまでもありますまい。社会保障制度改革国民会議報告書でも分かるように、社会保障も今や市場原理に晒されている訳ですから、人々は、自分の生活を「自己責任」において守ることが強要されるため、他者の生活に慮っている余裕もなく、利己的にならざるを得ないというものです。実は、二つ目が重要で、その中でも、私たちには実は共通の利益があるにも拘わらず、その下に人々が連携することが出来ないことに端を発したのと言えます。誰かの哀しみは、いつかそれが自らの哀しみに繋がること、誰かの喜びはいつかそれが私たちの幸せに繋がっていることに多くの人々が実感的に気づいていないことに問題があるのではないのでしょうか。そのためには常に、大局観を持って、共通の利益、即ち「人間の利益」(井手英策氏)を描いて人々が連携を図る必要があります。最後の問題ですが、それは、時に意図的に、時に無意識に社会環境から仕掛けられていることがあるということにも注視が必要です。冒頭の対立構造にあって、一番トクをする人々の面々を思い起こせば、これは大変わかりやすい。この辺りは、世界史的にも真なる知識人たちによって、搾取や侵略の方法として、それを「する側」が、それを「される側」を分断させる手段として対立構造を意図的に活用してきたことを考えれば、何も想像に難しくない問題かと思われれます。しかしながら、たとえそうではあっても、だからと言って、そこで新たな対立構造を浮き彫りにしようとは考え



ないのが若輩の立場であります。これは、お互いの立場の違いを明確にしながらも、大局論で折り合いをつけながらでなければ物事は前には進まないことを経験則上学んできた若輩なりの物の捉え方でもあるのです。

大局観や、共通の利益、即ち「人間の利益」(井手英策氏)を人々が共有するためには何が必要なのでしょうか。昨今自らの回想を通して、あることに気づかされました。それは、多様な人々に囲まれた豊かな社会環境との接点にあるのではないかと思います。私は、幼年時代より、障がいのある子どもたちとの接点が身近にありました。また、小学校時代においては、民間の体操教室に通っていたのですが、そこでも障がいのある子どもたちとの日常的な関わりがあったのです。共に跳び箱を飛んだり、跳び箱の飛ぶ順番を伝えたり、先に飛んで後から飛んでもらったり…。そして、そこで彼ら友人のご両親が、その友人の将来を憂いで、貯金をするためにバザーを催したり、内職をされたりしている姿も目の当たりにしました。私にとってそれはごく自然なことでした。ですので、中学校に進学した際、障がいのある友人に対して攻撃的な友人がいれば、そこに強い憤りを感じましたし、そのことで喧々諤々も喧嘩もしたものです。

ところが、今の時代はどうでしょうか。教育場面においても、社会全般においても、例えば、障がいのある方の生活がどれほど多くの方に、日常的に触れ合う機会があるのでしょうか。また、福島における原発事故という人災に遭われた人々の生活や、沖縄の基地周辺にお住いの人々の生活などにも触れる機会が如何ほどあるのでしょうか。多様性を認める社会を構築し、理念を共有するためには、まずは社会や地域において、多様な人々が暮らしていることを認識する必要があると自身は考えます。その認識なくして、私たちは多様な人々と手を繋ぐことは出来ないのでしょうか。多様性を認める社会を阻害する差別や偏見といった対立構造は、多様な関わりのないところで生まれているのではないのでしょうか。問題の捉え方は、その体験によって創造される。問題の捉え方が、その人の言動を規定する。そのように考えれば、多様な人々との接点を有する体験が、人々が共通の利益を共有し、その実現のために手と手を取り合う実践にそれが繋がるのではないかと淡い期待を抱いているものです。

ですので、当法人の運営する地域交流事業において、クライアントの姿を見て頂き、その生活に触れて頂くことを重要視しているのはこのためです。また、その生活を側面から支えている私たち専門職の仕事にも触れて頂くことを大切にしているのです。

対立構造からは何も生まれません。昔は違いましたが、今はそう思っています。でも、私たちソーシャルワーカーは、クライアントや少数派の立場を支持します。それでも、対立構造に陥ってはいけません。では、何をすればよいのか。それは、少数派たる私たちの存在と社会に示していくことにあるのではないかと考えます。ここに我々がいる事を、決して隠すことなく、その存在をしっかりと社会に示していく、同じ利益を有する社会の構成員として我々があることを。その存在までを否定



する権利は誰にもないのでから。

今のような時代だからこそ、私たちは手を取り合う必要があります。その手を取り合うために、私たちは、共通する利益を互いに探し求める必要があります。もちろん、避けられない対立もあることでしょう。しかし、私たちはその過程を重要視しながらも、共通の利益を導き出す作業を惜しむべきではありません。そのような、小さな実践の積み重ねこそが、社会を変革する確たる一歩となることを信じるものです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## ソーシャルワーカーと社会福祉士を繋げるもの

2013/09/02 00:57:59 [社会福祉](#)



本日県下の社会福祉士の皆様の前でお話する機会を頂戴しました。そこで私は、「社会福祉士の倫理綱領」(以下、倫理綱領)の重要性をお伝えさせて頂きました。本倫理綱領こそが、社会福祉士がソーシャルワーカーたる生命線となり得るからでした。

因みに、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)の1981年定義を基に、私はソーシャルワークを以下のように定義しています。「①生活課題を抱えている人々(クライアント)に直接支援を行うこと、②クライアントが生活しやすい社会システム(家族・地域・社会の構造)を構築するよう働きかけること、③クライアントのニーズを中心に、クライアントと社会システムとの関係を調整すること、④政府・行政に対して、クライアントのニーズを代弁したソーシャルアクションを行うこと。如上の4つの仕事を通して、クライアントが生活しやすい社会を構築し、延いては、全ての人々が暮らしやすい社会を創出する専門性の総体である」。

如上の定義は、一般的なソーシャルワークの定義を鑑みた際、決して特異な内容ではなく、実践家や研究職の皆様においても比較的普遍性の高い内容になっていると認識致しております。であればこそ、国家資格たる社会福祉士のその法における定義に疑問を抱かざるを得ません。法において社会福祉士は以下のように定義されています。「『社会福祉士』とは、(中略)社会福祉士の

名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」※1。また、同法「第四章社会福祉士及び介護福祉士の義務等」においては、「社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」※2 ことや、「社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない」※3 と義務付けられています。

皆さんもお分かりの通り、本定義におけるこれは、ソーシャルワークと大きく乖離したものであると認識することが出来るのです。クライアントに対する「相談」「助言」「指導」及び関係機関との「連絡及び調整」もしくは「連携」が描かれているだけではないでしょうか。社会システムや社会政策等への働きかけを度外視した、ソーシャルワークの定義を矮小化したものであるとも言えます。つまり、上記定義による②と④が全く描かれていないのです。

社会福祉士の mission とも言われ、また冒頭の倫理綱領にも色濃く描かれている権利擁護には、次の3つの視点が欠かせないと自身は日々考えています。①権利侵害から守る(予防する)ことを支援する、②自己決定を支援する、③そのための社会環境を整えるために社会変革を行う。例えば、不適切なケアや虐待・拘束等の権利侵害から守り、「主体者としての位置づけ」を守るために自己決定を最大限尊重することを支援することが、①と②であり、この2つが権利擁護の起点となる考え方であると認識しています。しかしながら、これらを遂行するためには当然に、周囲の社会環境を整える必要が強くある訳です。自助機能のみでは、自らの生活課題を克服できない状況下にあるクライアントの①と②を支援するためには、それを実現するための社会環境の整備が欠かせない。つまり、社会変革やソーシャルアクションの視点がその実践の要諦として認識されます。昨今ケアワークの世界においても、パーソンセンタードケアが久しく謳われています。そこでは、①と②について強く言われているのですが、③の実践については書かれていません。③の実践なくして、①②の実践は成し得ないにも拘らず…。私は、ここにケアワークの限界を感じています。

そう考えて行けば、ソーシャルワークの生命線はソーシャルアクションとその結果としての社会変革であることが理解されます。逆に、そこが希薄化すれば、ソーシャルワークの実践は画餅に帰すことになるでしょう。また、「身体的・健康的自立」に多大な影響力を有する医療専門職と対等な連携を促進するにおいても、それこそが、ソーシャルワーカーの強みとなることが確認できます。若輩の定義する②と④の領域は、本来は医療職の実践領域では無いからです。それだけ、②と

④の実践が、ソーシャルワーカーの要諦となることを改めて確認しておく必要があるのです。

さて、斯様に考えると「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められる社会福祉士とは、ソーシャルワーカーでは無いことが理解されます。ソーシャルワーカーの国家資格としての社会福祉士という流れを促進するためには、本法を改正するしかないと理解しております。ソーシャルアクションや社会変革を明文化することを切望いたしますが、それが叶わないにしても、段階的な議論として、「社会資源の把握・発掘・創出・開発」等の文言を明記することを求めたいと思っております。真なるソーシャルワーク実践の出来る社会福祉士を育成するためにも、これは最低限不可欠な取り組みになると考えている所です。

如上に叙述した様に、法においては斯くの如き不備があるものの、実は倫理綱領では、社会変革や社会正義の視点が明確に描かれています。本倫理綱領は、国際ソーシャルワーカー連盟が定義する有名な「ソーシャルワークの定義」をその中心に据えたものとなっています。「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」。その意味において、日本社会福祉士会の正会員及び正会員に所属する個人の会員は、本倫理綱領を承認しなければ入会が出来ませんので、社会福祉士会に所属する社会福祉士は当然として、倫理綱領を承認している社会福祉士はソーシャルワーカーであると言えるでしょう。現時点では、この倫理綱領を承認している事こそが、社会福祉士がソーシャルワーカーたる所以であると言えるのです。であればこそ、本倫理綱領は斯様に重要であるとお伝えした次第です。

ここでの最大の問題は、なぜこのようなことが広く議論されていないのかにあるのでしょうか。若輩なりに分析をしておりますが、例えばスウェーデンでは、ミクロ・メゾ・マクロ領域の実践に一貫性が見られるようですが、日本の場合は3つの領域がそれぞれの思惑で動いており、その考えに一貫性が見られぬ部分があるのではないのでしょうか。また、特に、個別支援におけるミクロ領域での実践家が、マクロ領域を想定した実践を行っていない場合が多く、結果として、それがクライアントの権利擁護に繋がっていない事象も散見されます。やはり、個別支援を実践しているソーシャルワーカーには②と④を常に頭の中に抱きながら、その取り組みを促進して頂きたいものです。敢えて、執拗に付言しておきますが、社会福祉士がソーシャルワーカーであるためには、この倫理綱領が要諦であり、その理解と実践こそが生命線であるということです。

最後に、社会正義とは何か？という問題が残っています。ここを曖昧模糊とさせながら実践するのも忌避されるべきでしょう。なぜなら、またもや正義の名の下に、アメリカのシリアに対する武力行使が成されるかも知れないことに想像力を及ぼす必要があるからです。正義とは何か？この問

題を十二分に議論せずして、ソーシャルワーカーに社会正義の実践は成し得ないでしょう。

「おろしたての戦車でブッ飛ばしてみたい

おろしたての戦車でブッ放してみたい

何かの理由がなければ 正義の意味にやなれない

誰かの敵討ちをして カッコ良くやりたいから

君 ちょっと行ってくれないか

すてごまになってくれないか

いざこざにまきこまれて

泣いてくれないか」※4

ソーシャルワークの社会正義にとって何がその「何かの理由」になり得るのか。醒めた頭による熟慮の機会が今求められています。

※1 社会福祉士及び介護福祉士法（定義）第二条第一項

※2 社会福祉士及び介護福祉士法（誠実義務）第四十四条の二

※3 社会福祉士及び介護福祉士法（連携）第四十七条第一項

※4 THE BLUE HEARTS「すてごま」作詞・作曲：甲本ヒロト

## 地域包括ケアに対する警鐘

2013/08/29 09:52:23 [社会福祉](#)



「地域の絆」における「絆」は、多様な人々を結ぶ「絆」であり、地域における多様な個性を認め合う「絆」でもあります。しかし、取り立てて強調しておきたいのは「公益」と「私益」を結ぶ「絆」であるということです。「情けは人の為ならず」の視点において、他者の幸福と自身の幸福が、そして、他者の悲しみと自身のそれとが常に何処かで繋がっていることを明らかにする「絆」でもあります。よって、「地域の絆」が地域と向き合う理由は、誰かの支援を必要とする生活課題を抱えていらっしゃる人々の生活に触れて頂き、感じて頂き、それを他人事とはしない、自らのこととして捉える事



の理解を促進することにあります。つまり、斯様な体験的学習を通じた地域における福祉教育(昨今ある方から「social learning process」だと教わりましたが)の促進を通して、地域を、延いては社会の変革を促進していくことが我々の役目であると認識している所です。ですので、公助機能の補完役であるとか、その代替機能を担うと言う意識は正直持ってはおりません。なぜなら、我われの実践は、公助機能が基盤整備された上に付加されるべき形で展開されるものだと認識しているからです。

過日明らかになった「社会保障制度改革国民会議報告書」を読んでその思いを再確認しました。前段「社会保障制度改革推進法の基本的な考え方」を確認する形で、「国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組みとするものである」と謳われています※1。また、ここで言う「共助」とは、「国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組みであるといえる」とある様に、自助を基本に据えているものであることが明文化されています※1。これは旧来からある我が国の社会福祉に対する形象と整合性のある方針であると理解します。つまり、自ら・家族が努力をし、そしてそれでも課題を克服できない様であれば、互助・共助の支援を経てそれでも駄目なら、初めて公的支援に辿り着けると言う流れが示されている訳です。如上の流れに依ってしか、福祉サービスに辿り着けないのであれば、サービス利用者の利用控えや利用者に対するスティグマは中々払拭されないように思われます。我が国で生活している人々は、自助・互助・共助に拘わらず要件を満たせば速やかに公的支援に接近ができるようにすることこそが政府の役割ではないのでしょうか。如上の要件であれば、公的支援を受ける人々が、自助・互助・共助を怠った帰結として周囲から捉えられる恐れがあります。結果、サービス受給に対するスティグマや利用控えが促進されることとなるでしょう。とどのつまりは、「社会保障制度改革においては、こうした自助・共助・公助の位置づけを前提とした上で、日本の社会経済の情勢の変化を踏まえて、その最適なバランスをどのように図るのかについて議論が求められている」とあり、社会保障の仕組みは経済情勢に拠ることが明示されるわけです※1。私たちの生活における「空気」や「水」と同等の社会保障が経済状況によっては保障されないとすれば、その様な社会が果たして如何ほどに成熟していると言えるのでしょうか。一般家計においても、借金をしてでも子どもを学校に行かせるわけですし、貯金を取り崩してでも医療機関に治療費を収めている訳です。マクロレベルにおいても、例えば、消防署や警察署が赤字を出しているからと言って要らないと言うことにはならないでしょう。それと同様に社会保障を捉えるべきなのですが、本報告書では、旧態依然とした方針が描かれることとなりました。

驚愕すべきは、厚労省が「夫婦世帯で年収三百数十万円、単身世帯では200万円台後半～300



万円程度」の人々に対する介護保険サービスの自己負担割合を1割から2割に引き上げる方針を打ち出したことにあります※2。対象者数は、数十万人に上ると推計されるとのこと。2005年10月「施設給付の見直し」において、宿泊費と食費が保険給付の対象外となった頃より、介護保険サービス費の1割負担であっても月々の支払い負担感が強くなり、サービスの利用控えが顕著になってきました。それが、2割になることで更なる利用控えが促進されることでしょう。また、1割負担者と2割負担者の調査及び把握を行う介護保険事業者の負担感や、利用者間の不公平感が促進されるのは目に見えています。厚労省は、対象者と非対象者の「線引き」についてそこに明確な根拠が示せるのでしょうか。つまり、年収幾ら以上の人々が「収入が一定以上の人」と断定できるのか、その根拠のことを指します。恐らくそれは難しく、現場は混とんとした状況に陥ることは避けられそうにありません。社会保障においては、低負担低福祉か、それとも中負担中福祉か、との議論があるようですが、その様な選択肢の設定自体が果たして妥当であり、根拠があるものなのかそれすら怪しく思えてきました。我が国の社会福祉において、最も手厚いサービスを受給しているのが高齢者であることは明白な事実でしょう。もちろん、これは絶対的な評価に拠るものではなく、児童・障がい等のその他の分野と対比した相対的な評価に拠るものです。特に児童分野は惨憺たる状況ですね。その中であって、月額約5,000円の介護保険料を納め、そして、サービス利用時には国民年金のほぼ全額以上の支払いを要求される現状を見れば、飽く迄も現場感覚での話に過ぎませんが、これは高負担と言い得るのではないかと認識する訳です。その高負担に果たして見合う、高福祉サービスとなっているのかは甚だ疑問に感じております。よって、高負担中福祉もしくは、中負担低福祉が我が国における現状では無いかと自身は分析しています。

「報告書」では、「地域包括ケアシステムの構築に向けて、まずは、2015(平成27)年度からの第6期以降の介護保険事業計画を『地域包括ケア計画』と位置づけ、各種の取組を進めていくべきである」と述べています※3。斯様なことを促進させるために地域包括ケアがあるのであれば、諸手を挙げて推し進める訳にはいかなくなります。経済状況に応じた公的責任の逃避を補完する役割としての自動安定装置として、地域包括ケアがあるのであれば、これは明らかにクライアントの権利擁護からは懸け離れた代物となるからです。その反面、地域ケアや地域包括ケアは、冒頭述べたクライアントにとっての利益に繋がる可能性を秘めたものであるとも言えるでしょう。しかし、それはその実践を重ねる私たちの拠り所如何に依るとも言えます。政府の提唱する地域包括ケアを、クライアントの権利擁護を中心に据えたものに改変し、真に国民のために使いこなせる理念と技術を私たち実践家が有しているのかが問われている訳です。地域包括ケアには、斯くの如き諸刃の剣の作用があり、その刃の使い方によっては、クライアントを“切って”しまうこと、そして私たちの使命と誇りをも失墜させてしまうことに帰結することとなるでしょう。昨今における政府の見解や本「報告書」を紐解けば、その陥穽が白日の下に晒されることとなります。

※1 社会保障制度改革国民会議「社会保障制度改革国民会議 報告書」P.2・3 2013年8月6

日

※2 『朝日新聞』2013年8月26日

※3 社会保障制度改革国民会議「社会保障制度改革国民会議 報告書」P.29 2013年8月6日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 社会変革における重要な視点

2013/08/25 03:53:24 [社会福祉](#)



組織から独立して事業を立ち上げ漸く7年の歳月が経とうとしています。斯様に一定の月日を経ながらも、当方における実践は依然過渡期にあり、まだまだ確たる成果を導き出すには至っていません。そんな中では有るものの、独立・起業を志す多くの人々に話をさせて頂く場面が続いています。話の場面は、講演であったり、直接相談によるものであったりします。話を聞いて下さる方々の多くは、既存の組織や機関では応えられぬ社会的ニーズに対応すべく独立への道を選択しようとしている方々であり、端的に捉えると程度の差こそあれ多くは社会の変革を意図されているとも言えそうです。既存の制度や組織では対応できない実践を行うことによって、社会的ニーズに応じて行く、延いては、その様な社会的ニーズに応え得る社会へと変革していくことを目的としているケースが多く見受けられるのです。

その様な場において、実は7年前から全く同様のお話をさせて頂いている事柄があります。それは、実践家が行う社会変革の方法は、大別すれば2つに分けることができるというものです。その内1つは、独立・起業によるものであり、無いものを嘆くより創れば良いという発想に依拠しているものと思われます。目指すべき社会構築に接近する方法を既存の制度や組織・機関では採ることが出来ない。よって、無いのであれば、自らがその様な組織・機関を創設し、延いてはその実践の中で制度を揺るがしていく。その様な発想から端を発するものと言えるのではないのでしょうか。そして、もう一つは、既存の制度や組織・機関の中に居座りながら、その中に敢えて自身を据えた上で、制度や組織・機関を揺さぶって変革していくというものです。自らが理想とする制度や組織・機関を、組織を飛び出して自らが創造するのではなく、理想とは言い難い既存の枠組みの中に敢えて自らの身を置き、その仕組みを内から変えて行くという発想が後者になります。そして、ここで最

も重要なのは後者であると説明しているのです。自身が前者の道を取っている訳ですから、何とも無責任で且つ説得力に欠ける説明であり、よって、話を聞いて下さる方の多くは若干驚愕される傾向にあります。

既存の大きな制度や組織・機関の枠組みから飛び出し、新たな取り組みを生み出すこと、その様な小さな実践を増やしていくことは社会を変革する有効な方法であることは言うまでもありません。それを信じるからこそ、自身も独立・起業を試みました。しかし、小さな実践を沢山構築していくよりも、やはり、既存の大きな制度・組織の枠組みの中に居座り続けて、内部からじわりじわりとそれを変革していくことこそが、最も有効な方法ではないかと考えているのです。自身がその最も有効と思われる方法ではない前者を選択した理由は、自身の性格・嗜好に因るところが大きかったように思われます。敷かれたレールの上を上手く走ることが出来ない拡散性の個性が強い自身にとっては、前者の方法の方がより自身の能力を活かすことが出来るのではないかと勝手に判断したに過ぎません。よって、自身の個性が後者に適していれば、恐らくは後者の道を選んだことでしょう。

得てして、何らかの形で社会変革を志す人々は、既存の組織においては“手に余る”人々であることが多いようです。もう少し直言すれば、組織においては“歓迎されぬ”人々であるのでしょう。よって、その様な人々が組織を飛び出すこと自体、当の組織では大変“感謝”“歓迎”されるということになります。そして、その人々が、組織を飛び出し細切れとなって小さな実践を各地で積み上げたところで、果たして、社会変革を促進する大きな力にそれがなり得るのか少々疑わしく思うのです。

「君、地獄への道には善意が敷き詰められている」(サムエル＝ジョンソン氏)とは有名な件ですが、近視眼的な「正しい選択」が「正しい結果」を導き出すとは言えないと日々考えています。つまり、実践家に求められているのは、常に結果であると。自らが信じる「正しい結果」に近づけるために、その方法は数多あるわけで、方法にまでも「正しさ」を求める必要は無いのではないかと考える訳です。

この国が暮らしにくいからといった理由で、外国に移住される方々がいらっしゃいます。しかし、それで根本的問題が解決するわけではありません。どうせ結果が見えている、また良い選択肢が見つからないとの理由で選挙権を行使しない人々がいます。その悪循環が、今の政治を規定しているのではないのでしょうか。法人税が高いので、企業が海外に移転することですが、その様な社会的責任や愛民族心・愛国心の無い企業が海外に流出し成功を収めるとは考え難いのではないのでしょうか。

アマルティア＝セン氏もグローバル化を家庭に喩えて次のように述べています。「たとえて言うな

ら、家庭内の取り決めが女性にとってひどく差別的であると議論する場面で、家庭などないほうが女性はまともに暮らせる、と主張する必要はありません。その取り決めでは、利益の配分がきわめて不平等であることを示せばいいのです」※1。つまり、問題となっているのはグローバル化そのものではなく、その中にある制度的枠組みであり、その不公平さにあると述べているようです。

思想や理論の相違から、その国や組織から距離を置くこと自体は難しい事ではありません。しかしながら、社会変革を志す者が孤高の状況にあってはそれは本末転倒であると言えます。私たちは、煩わしいものにほど距離を置いてはなりません。意見や理論の相違があっても、大局観をもって共通の価値観を相互に携えながら、断絶することなくそこにに関わり続ける必要があります。その様な忍耐のいる地道な実践の積み重ねこそが社会の変化を促進させていくのだと信じるからです。

実践方法としての社会変革には2つの視点があるとのことでしたが、実は独立・起業の方法を選択したとしても、組織からは自由になれても、グローバルな社会からは自由にはなり得ません。人は皆、社会化されて暮らしている訳ですからこれは自明の理です。ましてや、理想の社会構築を目指す、そのための社会変革を促進する立場にある者が、その社会から距離を置くことなどは大よそ意味を有しません。前者の選択者であれ、後者の選択者であっても、社会構造の中で、その制約を多分に受け、そのことを実感し向き合いながら、社会変革を促進していくことは全くもって共通の視点となることでしょう。その上で、後者の重要性についていつも触れるのは、社会変革は綺麗ごとではないということに尽きます。特に、クライアントの側に立った実践を展開する私たちソーシャルワーカーの社会変革は、相当な忍耐と妥協を有する作業になることは想像に難しくはありません。少数派の側から社会を変革していく訳ですから、こちらの言い分を通すためにはその何倍もの妥協を繰り返さなければ恐らく実現などしますまい。それでも、1つの言い分を通し、社会を変革させることが出来たとすればこれほど素晴らしいことは無いと自身は考えます。屈辱的とも言える妥協を繰り返しながら、それを忍耐をもって乗り越えて行く、その中で僅かな変化を積み重ねて行く。また、それを実践するために重要なことは、常に大局観を持って共通の理念を模索し連携できる仲間を見出すこと。これら、一見地味にも思われる地道な実践を重ねて行く帰結として社会変革があることを強く認識すべきではないでしょうか。

独立・起業し、派手な実践を重ねるだけでは、真なる社会変革の促進は成されません。独立・起業の道を選ぼうとも、既存の組織に居座り続けようとも、私たちは変革を求める現下の社会と距離を置いてはなりません。特に、独立・起業さえすれば、自らの理想的実践が貫徹できるという訳では断じてありません。独立・起業しようとも、信念を持って、社会変革を迫ろうとすればするほど、多くの制約を受け、妥協を繰り返す中、忍耐と戦略をもって僅かな変化を積み重ねて行くことしか出来ません。しかし、社会の変革とは斯様にある種非常に地味に成されるものなのでしょう。これに関しては、独立・起業した者の答弁ですので、若干説得力があるものと言えそうです。



※1 著:アマルティア=セン訳:東郷えりか『人間の安全保障』集英社新書 P.57 2011年10月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 社会福祉実践の帰結としての平和

2013/08/15 01:41:21 [社会福祉](#)



お盆の最中、誰もいない職場で、スクラップの整理をしています。それを一枚一枚読みながら整理すればこそ、流石に中々作業が進まずにいます。そんな中、作家の井上ひさし氏が生前広島市を訪れた際の記事に強く目を留めました。2009年7月の記事です。そこには、昨今の戦争の傾向として圧倒的に軍人よりも一般人が死亡する確率が高まっていること。つまり、今戦争を始めれば、「戦争の始まりを見逃していた普通の人たちが死者のほとんどを占める」ことになると述べています。加えて、日本国憲法の前文及び第9条が南極条約締結に役立ったその功績についても語っています※1。

今本紙に目が留まる理由。それは、現下の社会が井上氏の求めた向きとは、真逆の方向に流れていることを若輩ながら実感しているからであります。いみじくも、憲法改正の手続きを経ずとも、集団的自衛権の行使が可能となる様、内閣法制局長官人事が実施され※2、首相の私的諮問機関(「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」)でもそれに向けた議論がお盛んだとか。

如上の大きな社会進捗の流れに、一見私たち社会福祉専門職は無力に見受けられます。私たちの仕事は、目の前のひとりの人の生活を守っているに過ぎないと。ひとりの人の生活の一部を支えているだけだと。果たしてそうだろうか、と私は思います。ひとりの人の生活と人権を守る営みの如何に尊いことか、そして、その実践の積み重ねが社会に与える影響の大きさ、その可能性を信じて憚らないからです。

先の参議院選挙において唯一喜ぶべき点があります。それは、成年被後見人に選挙権と被選

挙権が認められたことでした。2013年3月14日の東京地裁判決を受けての公職選挙法改正に因るものですが、これによって、全国の被後見人約13万6千人の方々の選挙権・被選挙権が回復の日の目を見ました。これは非常に重要な出来事であって、東京地裁の「主権者としての地位を事実上奪うものであり、参政権を保障した憲法に違反する」とあるように、議会制民主主義の根幹を成す選挙権の重要性とそこに制限を設けることの困難性を如実に示したものとと言えます。これは、被後見人における権利の問題のみならず、全ての国民における民主主義に係わる重要な問題であったとも敷衍できるでしょう。本件において、更に注視すべきことは、この度の公職選挙法改正がまさにひとりの人の人権を守ることから端を発していることにあります。6月4日付けの『朝日新聞』の「声」では次のような言葉が寄せられていました。「茨城県在住の名児耶匠(なごやたくみ)さんは、後見人がついたら突然、選挙権を取り上げられた。彼女が訴訟を起こし闘ったことで、支援さえあれば投票が可能な人の選挙権を封殺した行政の理不尽を、多くの国民が知り、怒ったと思う。黙っていたら、憲法に保障された投票の権利を取り戻せなかった。正当性を見極めて粘り強く信念を貫き、権利を手にした名児耶さんと支援者に深甚なる敬意を表したい」※3。斯様に、ひとりの人の訴える「声」が、支援者と共感者を呼び、大きな社会の変革へと帰結したのです。今回の変革の周辺には主として法曹人の役割があったようですが、日本社会福祉士会も会長声明を出すなど、本領域と社会福祉実践は大いに重複するところがあったと認識しております。

「ヒトラーは、選挙で選ばれたんだから」。とはまさにその通りかもしれませんが、問題の核心はそれが民主主義の手続きに則って成されたのかにあります。軍国主義の萌芽や戦争は一朝一夕に成されるものではありません。ひとりの人の言論や信教の自由、そして、その人権が軽んじられてこそ、そこに到達すべきものであることは歴史を見れば明らかであります。この度の法改正に係わる中核には法曹人の姿があったわけですが、私たち社会福祉専門職の仕事は、まさにひとりの人の人権と権利を守ることこそがその使命とされており、この度の法改正に繋がる実践を日々積み重ねていることを再確認する必要があると思うのです。

「ひとりの人」の人権尊重が成されている社会が戦争や侵略に走ることはあり得ません。右や左のイデオロギー論争に与せずとも、私たち福祉専門職は、目の前の「ひとりの人」の生活と権利を守れば良いのです。そのことを通して、人と人が傷つけあう負の連鎖に楔を打つことができると信じています。かつて、社会構造を捉える社会学の知見が今ソーシャルワーカーには求められていると述べましたが、仮に社会構造を如何に捉えようとも、「ひとりの人」の生活と真摯に向き合い、その「人」の権利擁護を真剣に取り組んでいけば、その実践は誰もが暮らしやすい社会の構築へと繋がるものと思われれます。つまり、マクロのとば口から入っても、ミクロの入り口から関わっても、ソーシャルワーカーの実践は恐らく同じ社会変革・社会構築へと帰結するものと信じる訳です。その上であって、特に執拗に述べておきますが、個別支援においては皮相的实践では到底そこに辿り着くことが出来ず、真なる権利擁護を捉えた実践でなければ方向性を見誤る事があるので留意が必要です。

目の前のクライアントの生活と権利を守っている我々の仕事は、実は現下の平和を根底から支えている仕事であると換言することが出来るのではないのでしょうか。ノーマライゼーションの提唱者であるニルス＝エリク＝バンク＝ミケルセンが、それこそ第二次大戦中ナチスに抵抗して、デンマークでレジスタンス運動をしていたことは今ではよく知られている話です。「ひとりの人」の、延いては、その自己決定に支援を必要とする人々の生活と権利を守る私たちが、我が国の平和を守る礎を築いていることを私たちは大いに励みとするべきでしょう。

※1 『中国新聞』2009年7月2日

「第1次大戦での死者は、軍人が95%を占め、一般人は5%にすぎなかった。だが、第2次大戦ではその比率が52%と48%に接近。朝鮮戦争で16%と84%となって逆転し、ベトナム戦争では5%と95%と、一般人が大多数を占めた」と語った。その上で「今、戦争を始めると、兵隊は少ししか死なず、戦争の始まりを見逃していた普通の人たちが死者のほとんどを占める」と、無関心が戦争を招く怖さを力説した。

※2 「社説 集団的自衛権 まず人事権の行使とは」『朝日新聞』2013年8月3日

内閣法制局は、憲法のご意見番ともいえる行政組織である。安倍首相は、そのトップ人事に踏み切る方針を固めた。

今の山本庸幸長官に代えて、小松一郎駐仏大使をあてる。これまで一度も法制局の経験がない外務省出身者を、いきなり長官に起用するのは異例だ。

参院選の直後、首相は集団的自衛権の行使容認に向けた憲法の議論を再開すると表明していた。積極派の人物をここで登用する人事は、容認への布石であることは明らかである。

平和憲法の原則にかかわる問題の議論を始めようというときに、人事から着手する手法には危うさを感じざるをえない。これでは、丁寧な議論が成り立たなくなるのではないか。

同盟国が攻撃されたとき、日本が自らへの攻撃とみなして反撃行動に出ることができる。それが集団的自衛権である。

歴代内閣は、その行使は「認められない」という憲法解釈で一貫してきた。それを支えてきたのが法制局である。

憲法9条は、必要最小限度の武力行使しか認めていない。集団的自衛権の行使はその一線を越えている――。

法制局は長年そんな立場を崩さず、解釈見直しにブレーキをかけ、政府見解や国会答弁の整合性を保ってきた。

イラクへの自衛隊派遣で議論になった「非戦闘地域」などの概念は、時の政権が法制局と折り合いをつけるために編み出した苦肉の策だった。

集団的自衛権の議論を進めれば、いずれかの段階で法制局長官を代えざるをえない。政府内ではそんな見方が強まっていた。今回の人事は、これまで繰り返されてきた法解釈論争を、一足

飛びに越えようとする狙いとも受け止められる。

新長官になる小松氏は、外務省で国際法局長もつとめた外交官。首相の外交顧問役である谷内(やち)内閣官房参与とも近い。

憲法の解釈変更に向けては、首相の諮問機関が近く論議を再開する。こちらも変更の容認派の顔ぶれが並んでいる。

いうまでもなく、これは専守防衛という日本の安保政策の基軸をめぐる論議である。その前段で、まず人事権を使って外堀を埋めておこうとするかのような手法は、乱暴ではないか。

政府内に異論があるなら、一層時間をかけ、幅広い議論を尽くしたうえで合意を築き、国民に説明するのが筋だ。

過去の政府見解との整合性を軽んじたり、きめの粗い議論に陥ったりしては、憲法や法体系の信頼が揺らぎかねない。

※3 今井正「声 選挙権取り戻した闘いに敬意」『朝日新聞』2013年6月4日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 新たな不幸を生み出す不寛容な社会

2013/08/07 19:59:32 [社会福祉](#)



遂に今月より生活保護費の大幅な減額が始まりました。社会保障費(約75兆280億円)の内生活保護費の占める割合は約3兆5千億円の3.47%であり、また世間で取り沙汰されている不正受給の被害金額は173億円だそうです。しかしこれは、生活保護費全体の0.5%に過ぎないと言われています※1。またその不正の内訳の7割以上が収入の申告漏れであり、思い違いや誤解による過大受給も多分に含まれていて、その多くが悪質であるとの捉え方は間違っています。

ここで、敢えて「過ぎない」と表現するには大きな理由があります。斯様な不正受給に対する批判的な流れから生活保護費の削減が目論まれてきた訳ですが、全体から見れば“僅かな”不正を非難することによって、生活保護制度の根幹を揺るがす本末転倒性に警鐘を鳴らすべきと考えるからです。同時期に生活保護費を下回る最低労働賃金の問題が取り沙汰されていますが、この



生活保護費はまさに最低労働賃金とも連動しており、全ての国民の生活を守る最後の砦と言われるに相応しい理念で成り立っています。不正行為は許されざるものです。しかし、不正は生活保護受給者に特異なものでは断じてなく、政治家や官僚、企業のトップも不正を行うことがあります。また、不正の発生はその機会との相互性が言われている訳であって、つまり、不正がしやすい機会を減退させていくことも同時に求められています。生活保護課のケースワーカー1人当たりの担当数は約93世帯(2012年度平均・標準は65~80世帯と想定)と言われています。そこで生活保護受給者に対する十分な支援や不正の防止策が図られているとは考えにくい。そのような施策の在り方にも、不正を誘発する要因があると言えるのではないのでしょうか。

不正が許されないことは子どもでも理屈として分かっています。しかし、私たち大人がすべきことは、その不正の背景や本質を理解することであり、ある人の起こした不正を不必要に追及することによって、その不寛容性の中で喪失するものがあることに想像を膨らませることにあります。なぜなら、不正を起こした誰かの不幸は、私たちの不幸ときっと何処かで繋がっているからです。

私が危惧するのは、誰かを排除する社会であり、不必要なバッシングを浴びせる社会が深化することにあります。誰かに向かって飛ばしたバッシングは、いつか必ず自らに向かって飛んでくることでしょう。不寛容な社会は、却って、私たち自らの首を絞める作用を引き起こすことを忘れるべきではありません。この度の生活保護費の減額は、まさにその代表的な教科書として注視すべきものと言えます。

※1 『朝日新聞』2013年6月21日。

※2 『朝日新聞』2013年3月11日。

「不正の内訳は、就労で得た収入の無申告が最も多く45%。年金の無申告が25%と続く。このほか、親族から得た仕送りを申告していなかったり、交通事故の示談金を申告していなかったりした事例があった。不正が見つかったきっかけで多かったのは、自治体による照会や調査で90%だった」。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 失言と本音の関係

2013/08/02 20:17:10 [社会全般](#)

閣僚をはじめとした政治家諸氏の「失言」は今に始まったことではありません。かつては、首相の

「単一民族」発言に始まり、女性を「子どもを産む機械」と「失言」した大臣もいらっしゃいました。昨今では、大阪府知事による「慰安婦」発言や、先の副総理による「ナチス」発言が取り沙汰されています。そして、これらの「失言」は世論の批判を受け、多くが本人にとって渋々撤回や謝罪という形で処理されていきます。

さて、ここで素朴な疑問が浮かべられます。そもそも、「失言」とは何か？という日本語の捉え方に発展する疑問です。一般的に「失言」とは、言うべきではないことを、うっかり発してしまうことやその言葉であるとされています。「言うべきではない」とは、ある人前で、ある場所などの周囲の状況に応じてそうするべきではないと言っているのであって、「本心」や「本音」とはおおよそ関係のないものであることが理解されます。つまり、「失言」の撤回は、必ずしも「本音」の撤回にはなり得ず、そして、その場合の「謝罪」は欺瞞的なものに過ぎないと言えます。「本心」や「本音」は結局のところその本人にしか認識できぬものなのですが、その「失言」の多くが渋々撤回されている事実を鑑みた時、周囲の状況と乖離した形で、本心や本音が思わず露わになったのが失言であると言えなくもありません。

周囲の状況に慮ることなく、そこから乖離した発言を安易にしてしまうことには、恐らく驕りであったり、慢心があるのかも知れませんが、大事なのはそれが本心であり本音であるのかその如何によるでしょう。自身の事を俎上に載せて顧みても、失言の多くは「言うべきではない」場面において本音を漏らしてしまったことに端を発しているようです。また、如上の「失言」者のその後の対応を見る限りにおいても、それらが限りなく本心・本音に近いものであることを窺い知ることが出来ます。

斯様に失言とは、往々にして、普段からの考えや思い、更には本心や本音を表しているものであり、それが支援者に囲まれる等の話しやすい環境と相まって思わず露呈するものなのでしょう。その意において、失言こそが、その人の本質を突いているとも言えます。自戒の念を込めて、正にその本質が問われていることをここで確認しておきたいと思います。

来たるべき秋を迎えて

2013/07/28 23:40:01 [社会福祉](#)



先の参議院選後、いみじくも「政府の社会保障国民会議(会長＝清家篤・慶応義塾長)がまとめる報告書の素案の概要がわかった」※1。具体的には、「財政が特に厳しい介護・医療が中心。介護分野では、介護の必要度が低い「要支援」(約140万人)向けのサービスを介護保険から切り離し、市町村の独自事業に移すことや、高所得の利用者の自己負担を今の1割から引き上げることを提案している。(中略)医療では、患者が紹介状を持たずに大病院を受診する場合、初診・再診料として定額の負担を求める▽保険料の上限引き上げ▽高額の治療費がかかった場合の患者負担の上限見直し——などを検討項目に盛り込んだ。安倍政権が検討している70～74歳の医療費窓口負担の引き上げ(1割→2割)も、早期実施を求めている」※1とのこと。

なるほど。これに対しては、驚くべきことは一つもありますまい。現政権は、方針通りにその仕事を着実に熟しているに過ぎません。それすら出来ずにいた前政権の体たらくよりもある意味“成果”を上げていると言えそうです。参議院選より前から政府は、経済財政運営の基本方針「骨太の方針」にて、社会保障費を「聖域とはせず見直す」と明記していたわけですから、これは当然の帰結であると言えます。

併せて、この方針の定向進化の果ては容易に察しが付くものと思われま。それは、福祉・医療サービスの利用者の負担増加であり、介護報酬や診療報酬の現状維持及び減退の流れを築くことでしょう。国民年金の1ヵ月当たりの年金額は月額約66,000円であり、厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)で月額約230,000円とされています。介護保険施設等の入所・入居費の月額平均は100,000円～130,000円もしくはそれ以上であることを鑑みれば、これ以上利用者負担が増加すれば、いや既に、サービスを十分に受けることができない人々が溢流することになりそうです。因みに政府は、施設ではない「自宅」としてのサービス付高齢者向け住宅の設置を推奨していますが、その入居費の月額平均は約140,000円(介護保険サービス含まず《広島県内調べ》)ですので、こちらも利用困難を更に極めて行くことでしょう。その様な状況下で、クライアントがサービスを選択する際の重要な要素は、サービスの質ではなく、利用料その金額が第一義となる傾向が既にあります。サービスの質が保障されているからでは断じてなく、そこをある意味諦めて、自身の支払い

能力に応じたサービスを探すことに必然性が生じているのです。多くのクライアントにサービスの質を選択する余裕はなく、支払い可能なより安価なサービスを求めている傾向があるのではないのでしょうか。それが、今後益々顕著となることでしょう。さすれば、施設・事業所側の取るべき道は一つしかありません。クライアントのニーズに応えるべく、廉売競争を始めることになるのではないのでしょうか。もちろん、富裕層を対象としながらもサービスの質にこだわった実践も見られることと思いますが、これは飽く迄も主流の話にはなりません。

言わずもがな、廉売競争に勝ち残れる法人とは如何なるタイプの法人か。説明するまでも無いでしょう。産業界に等しく、全国展開を図る大手法人に有利な状況となることは当然の帰結と言えます。地方に展開される小規模法人は、その大手法人の“下請け化”の中で生き延びるしかその方法は無くなることでしょう。政府は、地域包括ケアの推進を前面に謳っている訳ですが、全国展開を誇る大手企業による各地域での展開が広まれば、地域性を度外視した画一的ケアにそれが繋がるものと危惧されまます。これは、今後政府が本気で地域包括ケアを促進しようと考えているのかどうかの重要な試金石になり得る視点であると認識します。

社会保障制度の持続可能性を担保するための改革であると政府は説明しているようですが、そもそも、現在の制度を今の形のまま持続させる必要があるのでしょうか。例えば、介護保険制度はこのまま社会保険方式で今後何十年も継続していくつもりなのか。高齢者福祉は社会保険方式を取り、障害者福祉はそうではない根拠は一体何処にあるのだろうか。斯様な意味において、今一度社会保障制度の理念や本質を持続させるために、制度の在り方そのものを変革することこそが今求められているのかも知れません。本質や理念は容易に変えるべきではありませんが、それを維持するための制度の在り方は時代の状況に応じて変革すべきであると認識しております。

社会保障の本質は、何と言っても全国民の生活を守ることにあるのでしょうか。現下の社会に社会化されて暮らしていく以上、私益と公益は相互作用の関係にあり、誰かが排他・排斥される社会は自らをも排除する社会であることは自明の理ではないのでしょうか。一部の“不幸”な人々のために本制度があるのではなく、全ての国民のためにこそあることを改めて強く認識する必要があるのでしょうか。また、そこが理解しづらい制度の在り方についても是非とも見直しをお願いしたいと思います。

またまたいみじくも、参議院選の翌日、福島第一原発の高濃度汚染水流出の報道がなされました※2。原発の問題に顕著な様に、環境問題などは、その被害の対象領域はそこに住むあらゆる人々であり、一部の“不幸”な人々の問題とは捉えられない



でしょう。大学生時に目を通した『奪われし未来』(1997年・翔泳社)においても、アメリカで発生した環境ホルモンが日本にまで到達する危険性を謳っていますし、現に中国における大気汚染が我が国の国民の健康被害を生じさせている現状を見れば、如何に私益と公益が重なり合っているのかを窺い知ることが出来るのではないのでしょうか。以前東北の被災地支援に伺った際、ある集落の内一世帯だけが津波の難を逃れたその世帯住民と話をしたことがありました。自分だけが被害に遭わない辛さを強く訴えられていましたが、環境問題はそこに住む人々に等しく降りかかる問題として捉えることができるものなのかも知れません。無論、それでも経済的に裕福な住民とそうではない住民との間で、多少の格差は見られるものの。当法人では、環境理念を掲げておりますが、環境問題こそが、私益と公益の相互作用の可視化を図り、地域の絆を紡ぐ分かりやすい「教材」となる可能性を秘めていると言えそうです。

私は、大手法人と中小法人の対立構造を生み出す視点で如上の指摘をしているものではありません。逆に、同業者として、また同じ専門職として、大局観で共通の理念を思い描くことは容易に出来るものと思われまます。その大局観をもって、社会福祉事業を展開する法人及びそこで勤める専門職、延いてはクライアントとその家族における大同団結こそが今求められているのだと思われまます。介護専門職は今後10年かけて倍増します。労働者人口の倍増は、選挙権の倍増を意味します。今こんな時代だからこそ、小異を乗越え、大局観をもって、多くの人々が連携を図り、社会を揺るがすことこそが求められているのではないのでしょうか。

※1 『朝日新聞』2013年7月26日

※2 『朝日新聞』2013年7月23日

「東京電力福島第一原発の海近くの観測井戸から高濃度の放射性物質が検出されている問題で、東電は22日、汚染された地下水が海に流出しているとみられると発表した。さらに東電は坑道にたまった汚染水が今も地中に漏れ続けている可能性がある」とみている。今回の問題で、海への流出を東電が認めたのは初めて。東電は、原発の港湾外の海水に放射性物質の濃度の変動がほぼないことから、汚染は港湾内にとどまるとの見方を示している。しかし、東電が地元漁協などへの理解を得た上で、原発に流れ込む前に地下水をくみ上げて海に放出する計画は実現がさらに難しくなりそうだ」。

第23回参議院選挙の投開票から一夜が明けました。全く予想通りの結果を確認するや、昨夜は、いつもの様に通常業務を肅々と熟しておりました。

素人にも予測が可能なこの結果。理由は、大きく3つありました。2点は言わずもがな、分かり切っていることですのであまり叙述の必要はありません。多くの死票を創出する小選挙区制度によるものと、前回を更に下回る約53%（朝日新聞社によれば52.61%）という低い投票率によるものです。この2点を鑑みれば、この度の結果も真なる民意を反映したものではないことは明白でしょう。しかし、ここで憚りながらも、認識せざるを得ないもう1つの要素に触れない訳にはいかなくなりました。それは、選挙制度や投票率の低さとも間接的に関連する国民の民度の低さにあります。

経済優先・憲法改正・TPP交渉本格化・原発再稼働これらのことを国民が容認したことを本結果は示しているわけです。その陰で、我々は社会保障の減退をも受け入れたことを忘れてはなりません。そして、その利が国外に逃れていく可能性をも甘受したのではないのでしょうか。現下の社会は、一部の人々の被害を強いる社会であると若輩は認識します。ここで「犠牲」と敢えて表現しないのは、被害者の視点に立てば自ら進んで被害に応じている例はほぼ皆無であると考えからです。よって、「犠牲」などという曖昧な表現は用いない方がよろしい。福島県民はもとより、未だ福島第一原発の最前線で復旧作業を行っている作業員の方々、沖縄県民、また地域性を度外視すれば、児童や障がい者そして、私たちの支援の対象者たる高齢者その他多くの少数派の被害の上にこの社会が成り立っていることは明白な事実であります。そして、その一部の被害は、あらゆる格差を生み出し、本来は手を繋ぐべき人々の信頼関係を挫き、憎悪感を生み出し、そして対立関係を乗じさせることでしょう。本来であれば利害を一致すべき人々が分断をして一体誰が利を得るのか。このようなことすら分からぬ民族に陥っていることが残念でなりません。

消費増税や、インフレターゲットと相まって、社会保障費が減退すれば経済的格差は更に拡大することになります。経済的格差が、経済以外の多くの種別格差に帰結することは自明の理です。健康や社会的関係の質（情緒性・暴力性・信用の水準等）における格差にもそれが発展するのです。社会的包摂ではなく、社会的排除の傾向は今後ますます強化されていくことでしょう。

如上の様な大局観を描きながら、各地域で地道な取り組みをしていかなければならないのが、私たちソーシャルワーカーの今現在の在り方となってしまいました。なぜに、

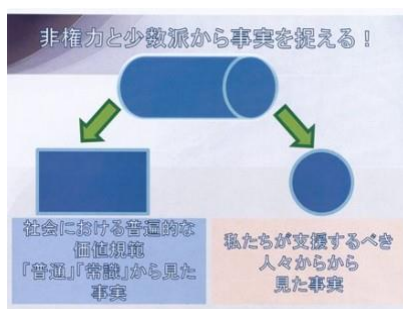
大局観を抱く必要があるのか。それは、如上の政策の免罪符に私たちの尊い実践が活用されることが無いようにご留意頂きたいからであります。彼らの免罪符のために、私たちの実践があるのではありません。クライアントのためにその実践があることを常に思い抱きながら、本質あるソーシャルワーク実践を重ねて頂きたいと願っております。

言いたくはありませんが、今この言葉が何度も脳裏を掠めます。「その国の国民は、自らの民度以上の政府を有することはできない」。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## ジャーナリストとソーシャルワーカーの捉える事実

2013/07/11 01:40:55 [社会全般](#)



出張先で手にした7月6日付の新聞の同一面に気になる2つの記事が併記されていました。一つは、報道番組の中で、その内容の「公平さを欠いた」として与党が抗議し一時的に取材拒否に踏み切ったという要旨でした※1。もう一つの記事は、フィギュアスケート選手の出産についてその賛否をアンケートで募集した週刊誌が、多数の抗議によってアンケートの中止に追い込まれたというもの※2。

報道に対する抗議といった点では同様の記事として捉えることができますが、本質が全く異なり過ぎてオモシロク拝読させて頂きました。

「中立」「公正」「不偏不党」を各報道機関は掲げている様ですが、そもそも、その様なものはこの世に存在しないのではないのでしょうか。100人いれば100通りの捉え方があり、その結果としての事実がある以上、客観的事実は存在しないこととなります。では、ジャーナリズムの要諦は何かと考えれば、多様な事実のバランスを取ることにあるのではないのでしょうか。権力側及び多数派は、その主観を普遍化、「客観」化する力を有しています。その情報をもとに、「普通」や「常識」が構築されているとあってよ

いのではないのでしょうか。3.11 までの「常識」では「原発は安全」であったわけですから、これは最も分かりやすい事例ですね。であれば、ジャーナリストの使命は、非権力及び少数派の情報を強調して伝えることで、全体のバランスを取るということに尽きるのではないかと考えるのです。資本主義社会の力学的必然の中で、かき消された声をしっかりと拾い集め、それを世に伝えることこそがジャーナリストの仕事であると自身は信じて憚りません。その意において、日本に本物のジャーナリストはいない。自身はそう思っています。

ジャーナリズムをこのように捉えると、如上の二つの記事の本質的差異がはっきりと見て取れます。ジャーナリストは、権力を有する側にこそそのチェック機能を働かせるべきであり、権力をもち得ない民衆のチェックなどはその本質では無いということです。民主主義社会において、権力を有するということはそれと同時に義務を負うということの意味するはずです。よって、基本的人権は全ての人々に等しくあるものの、その人権は権力の側に薄く、民衆の側に厚くあるべきであることは自明の理であると思っています。

従って、政権与党に厳しいチェック機能を働かすこの度の報道は、ジャーナリズムの観点からは妥当なものであり、謝罪などすれば却ってその本質を脅やかすこととなるでしょう。一方、何ら権力を有することもないフィギュアスケート選手のゴシップ記事などは、ジャーナリズムの本質から大きく逸脱した読むに値しないものであると認識する次第です。同じ報道批判であっても、両者の批判の性質は決定的に異なっていると言えます。

さて、例えば、毎日新聞社の毎日憲章では「社会正義」が謳われています。そして、ソーシャルワークの定義の中にも、「社会正義」や「平等」が描かれています。実は、私はジャーナリズムとソーシャルワークの視点は非常に近い関係にあると見ています。ソーシャルワークの第一義は、クライアントの視点で、社会を捉えることであり、そして、クライアントの視点で、社会構造の課題を浮き彫りにし、社会を変革することがその仕事であると考えます。社会が多数派の理論で構造化されているのであれば、少数派たるクライアントの側から社会と対峙し、社会に変革を迫るのがその仕事であると信じる者です。その意において、日本に本物のソーシャルワーカーはいない。まさしくこの点も酷似しているのではないのでしょうか。

事実は一つではありません。しかし、ジャーナリストとソーシャルワーカーが扱う事実は、少数派やクライアントの側から捉えたものでなければ、その本質を喪失してしまうことは重要な事実であります。



※1「Media Times 自民、TBS取材を拒否 『指摘受け止める』文書で解除」『朝日新聞』2013年7月6日

「自民党がTBSによる幹部取材を拒否した問題で、TBSは5日夜、報道局長名で自民党に対して、『指摘を受けたことを重く受け止める』との文書を提出した。安倍晋三首相(自民党総裁)はその後、BSフジの番組で『この問題は決着した』と語った。自民党は『謝罪と受け止める』として、取材拒否の解除を発表した。ただ、選挙期間中に取材に応じないという異例の事態は波紋を広げた。(中略)しかし、番組ではキャスターが国会空転の責任は野党も含めた全ての党にあるとのコメントをしていることなどから、TBSは『番組全体として見ればバランスを欠いていない』と説明。自民党が求めるおわびや訂正はできない、との姿勢を示してきた。事態の打開を図るため、5日の自民党との話し合いに添えた文書も『重く受け止めます』という表現にした。あくまでも謝罪はしないとの立場を維持しつつ、取材拒否の解除で同意したはずだった。それだけに、安倍首相が同夜の番組で『TBSから謝罪してもらった』と発言したことは同局にとっては寝耳に水。政治部長名で『放送内容について訂正・謝罪はしておりません』とのコメントを発表した」。

※2『朝日新聞』2013年7月6日

「『週刊文春』編集部は5日、フィギュアスケートの安藤美姫選手の出産について賛否を尋ねる内容のアンケートを中止すると、新谷学編集長名で発表した。同誌のホームページによると、『緊急アンケート 安藤美姫選手の出産を支持しますか?』として、同誌のメルマガ読者を対象に実施。『出産を支持しますか?』『子育てしながら五輪を目指すことに賛成ですか?』という設問に多数の抗議が寄せられたという。『出産そのものを否定したり、働きながら子育てをすることを批判しているような印象をあたえてしまいました』などとして、アンケートを中止した」。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## クライアントの顧客化とソーシャルワークの危機

2013/07/06 16:34:55 [社会福祉](#)

昨日の朝刊にて、有料老人ホームの紹介業者の紹介のなされる記事を拝見しました。そして、その相談料は多くは無料でなされており、紹介を受けた施設が紹介業者に紹介料を支払う仕組みなのだとか。気になる個所を少し引用してみます。

「ホームの経営者らでつくる高齢者住宅経営者連絡協議会（高経協）が、加盟社に紹介業者との付き合いについて尋ねたアンケート（45社が回答）」によると、「87%のホームが紹介業者と連携していた」。

「高経協は『つきあいの程度はホームによって差があるが、紹介業者は、ホームにとって「なくてはならない存在」になっている』と発する。

紹介料は、「1件当たり30万円～40万円が最も多く、10社は『100万円以上』と回答していた。ホームの入居金は数百万円～数千万円と幅広いが、『紹介料』にも大きな幅があるようだ」。

「『キャンペーン』と称し、ホームが一定期間、自分のところに優先的に紹介してもらえようように、紹介業者に割り増し紹介料を支払う慣行もあるという」。

コンサルティング業者によれば、「『経営に余裕がなくなり、効率を考えて社内に営業部隊をおかず、外部の紹介業に頼らざるを得ないホームが増えている』」。

当然ながら、これは私たちソーシャルワーカーとしては警鐘を鳴らすべき事象でしょう。つまり、クライアントのニーズではなく、割増賃金を支払ってくれる施設への紹介を優先するというシステムが罷り通っているのです。また本紙にもあります様に、紹介料は当然クライアントの負担に帰結するわけですし、そこからはこのような事態を静観している国交省や厚労省の在り方を含め公的責任の減退の姿勢もうかがい知ることが出来ます。また、施設側はその費用も含めて販売を行う必要があるため、さらに競争原理は激しくなる悪循環が生じる恐れも推測されます。また、クライアントのニーズと社会資源を繋いだり調整するといった本来の専門性の劣化が生じると共に、そもそも専門職が必要なくなる時代に突入したのかも知れませんね。利用者中心のニーズを把握するための綿密なアセスメントなどは、その効率性からは必要ないということなのでしょう。

このような事象の原因としては、大きく次の二つのことが挙げられます。社会福祉に対する公的責任の減退、そして、競争原理に晒された施設経営の効率化。少し乱暴な言い方をすれば、小さな政府と経済至上主義の影響がここに見られると言っては言い過ぎでしょうか。

さて、ここで予てより考えていたことが彷彿されます。社会福祉の対象者のことを、「利用者」と呼び、「当事者」と呼び、「ケース」と読んだり、「クライアント」と呼ぶことは周知の事実です。全ての呼び方に問題があるものの、私は無難にクライアントと呼んでいます。しかし、「お客様」や「顧客」と呼ばれたしたのは少なくとも介護保険制度が導入されてからのことではないでしょうか。

クライアントの主訴がそのまま、私たちの捉えるところのニーズではありません。クライアントが表現できない思いや考えもニーズであることが多く、また訴えられる内容がニーズでないこともあり得ます。私たちの捉えるニーズとは、斯様に専門性をもって押さえていかなければ捉えきれものではないのです。そこが、産業界におけるサービス業のそれと我々のサービスの分水嶺となっています。産業界におけるサービスの基本は顧客の求めに応じて、求められたものに対してのみサービスを提供すればよい。しかし、私たちは個々の生活に対して専門的見地からアセスメントを実施し、時にクライアント自身が気づいていないニーズに応じたり、また、クライアントの求めているものとは別のサービスをクライアントと共に検討することもあり得るのです。その意において、ソーシャルワークは、コストコントロールを結果として導き出すこともあれば、その逆に、クライアントのニーズを起点に公的責任を追及する側面も有した専門性の総体であると言えます。

斯くの如く、社会福祉実践には、専門性とその実践に纏わる時間と労力が不可欠です。しかし、我が国においては介護保険制度創設以降、いや、1990年代後半の社会福祉基礎構造改革以後、クライアントを顧客と捉える傾向が顕著に見られるようになりました。「利用者」を「消費者」と捉えだしたと言ってもいいかも知れません。「顧客獲得」における競争原理の下、効率化が優先される中、その手間と時間を要する真なる社会福祉実践は益々困難な状況下となってきました。そのことによって、サービス提供者毎の個々の技術は精巧化された一方、専門職としての価値・拠り所は益々希薄化しているように見受けられます。また、技術革新はなされているものの、価値を失った専門職は専門職たり得ず、その意において1990年代後半以降の社会福祉専門職の専門性は実はその劣化の一途を辿っているのではないかとの疑いが頭から離れることがあります。

即ち目的・価値・知識・役割・機能・技術等の総体としての専門性のうち、最も重要な目的や価値が希薄化しているのが現下の社会福祉専門職の有り様ではないでしょうか。つまり、市場の競争原理下で生き残るために勝ち抜くためにその機能や役割を担い、知識と技術を駆使するのがその姿であり、そこにクライアント中心主義という目的と価値を喪失しているのであれば、それはもはや社会福祉専門職ではないということになるでしょう。

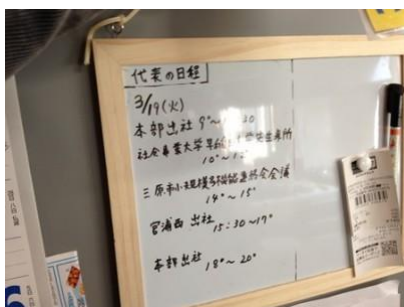
私たち社会福祉専門職の取り巻く社会環境は、斯くの如き、その本来の専門性を発揮できない状況にあります。そのことに日々自覚しながら、自戒の念を持ちながら、その揺らぎの中で仕事をするのが私たちひとり一人に今求められているのだと思っています。無論、福祉経営者たる若輩もその揺らぎの中にいます。そして、これは個々

の専門職だけの問題ではなく、クライアントの権利擁護の視点に立ったソーシャルワーカーにおける政策提言の中核的課題ともなると断言できます。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 孤独を恐れない心

2013/07/01 23:33:38 [社会全般](#)



テレビを見て過ごすことは、人生における時間の無駄遣いであると基本的には思っています。しかし、ある特定の番組などからは学べるものもあり、時折その番組を狙って視聴することがあります。NHK の番組は、ニュース等はジャーナリズムの視点が希薄化されたものが多いと感じていますが、ドキュメンタリー等ではまさにジャーナリズムの視点で描かれているものが多くありその違いに戸惑うことが多い昨今です。そんな折、先ほど NHK の『プロフェッショナル 仕事の流儀』を拝見しました。スポーツのことはよく分かりませんが、予てから、理論的思考レベルの高さを感じていた本田圭佑選手の特集でした。

番組の中で、彼は「自分を信じる」を何度も連呼していました。ピンチの時こそ、自分を信じてやるしかない。実は、若輩が今この仕事で踏ん張れるのは、まさに全く同じ精神からでした。19 歳の頃より、「普通」や「常識」ではない考えに基づいて行動してきましたので、周囲からはいつも冷ややかな視線を感じていました。時には、親からさえも「お前は、偏っている」と有難い指導を受けたものです。しかし、私はそれでも自身の考えを改めませんでした。なぜか。一度しかない人生だからです。人生において後悔しない為にも、自身が正しいと思う道をひたすら歩みたいと思ってのことでした。

周囲の理解や支援が得られなくとも、自身の信じる道を行く。これこそが、自身の生命線であることを先ほど改めて確認することができました。ある時から私は、誰かから信じてもらえなくても良いと思うようになりました。いや、そう思い込むようにしたのかも知れませんが、誰からも信じてもらえなくとも、自分が自分のことを信じてやればそれでいい。そう思い続けてきました。

周囲や他者の思いに慮るあまり、自身の信念が貫けない苦痛を乗り越える為には、周囲からの期待を諦めるしかなかったのかも知れません。つまり、自分を信じる力とは、孤独を受け入れる力でもあるのです。思い返せば、周囲の他者に比べて、孤独に対する恐れが希薄化している自身がいることに気づかされます。それは、孤独を恐れている、自身を信じることができないからかも知れません。

本田氏は言います。「全ては自分が選ぶ道なので、責任をもって進んでいく」と。本田氏は、自分を信じる力を有することと併せて、「自分が一番好き」と述べるように自尊の精神を強く抱いている様子でした。それもそのはず、窮地に追いやられた際にいつも感じているのは「周囲のせいじゃない」「自分の情熱が足りない」ことだそうです。つまり、自らの自己実現のために、自身に対する厳しさも有しているからこそ、自身に誇りを抱けるのではないのでしょうか。

自分を信じるとは、単に自分を甘やかすことではありません。自身の自己実現を信じる事であり、その実践の結果に責任を負うこと、それを成し遂げる為に孤独と闘うことであると自身は考えるに至りました。

中途より拝見した30分足らずの時間で如上の確認が取れたこと、テレビも然程時間の無駄遣いでもないな、と思えた瞬間でした。

※1 「特別編 信じる力 500 日の記録 サッカー日本代表・本田圭佑」『プロフェッショナル 仕事の流儀』NHK 2013年7月1日 22:00~22:48

## 市場原理とソーシャルワークの関係

2013/06/28 17:09:50 [社会福祉](#)



参議院選挙(7月4日公示・7月21日投開票)を前に、各党の公約が漸次発せられている昨今です。先の都議選の結果から察するに、衆参議院ねじれ解消による安定政権が成立することは避けられない事態となってきました。であれば、我われ民衆は、本党の公約には目を曝す必要が



あります。

内容を全て拝見してみましたが、要するに「政権半年の実績を強調しながら経済政策を前面に出す内容」※1となっているようです。特に、「今後 10 年間の国内総生産(GDP)の平均成長率を名目 3%程度、実質 2%程度とする目標を定めた」上、「『世界で一番企業が活動しやすい国』の実現を掲げ、成長戦略の追加策の柱である設備投資減税を行うことを明記。設備投資を 3 年間で 7 兆円増やし、年間 70 兆円の水準を回復する目標も示し」、「安倍晋三首相の強い意向で、企業の設備投資を促すため『法人税の大胆な引き下げを実行する』と加えた」所に特徴がある様に思われます※1。「経済再生と財政健全化の両立」※2 とある様に、政治と財政に市場原理を色濃く注入した内容であると若輩は理解します。

しかしながら、本来政治や財政はもとより、人々の生存権に係るような分野、即ち、社会保障・教育・環境分野等においては、その性格上、市場原理とは相容れないものが本質として含まれているはずで、その意において、国や自治体を始め、医療機関や福祉施設、教育機関等は厳密に企業ではないと言えます。井手英策氏によれば、そもそも市場の原理と財政の原理はその目的を異にしていると言う。「私たちは、市場原理を活かして政府の効率化を図り、ムダをなくすという議論を何度も耳にしてきた。だが、家族の原理を基盤とする財政と、市場の原理を基盤とする企業とは属する領域が異なる。(中略)市場の領域では私たちは経済的な富を追求する。つまり、利潤動機に基づいて行動する。これに対し、家族の領域では、親や兄弟よりも裕福になることではなく、教育、会話、思いやり等を通じて『人間として望ましい状態』を実現することに本源的な目的がある。また、市場の領域では、経済的な富に応じて社会的な地位は変化するが、家族はむしろメンバーを等しく、時には強制力さえ用いてあつかうことに本質がある。(中略)財政の原理は、競争がある程度の富の偏在を生んだ場合に、その格差を許容できる社会、いわば『勝者に惜しめない拍手を送れる社会』の基礎を作ることにある。家族の幸福を願わないものはいない。生存を支え、人間に共通する生活の必要を満たし、公正な競争のための基盤を作ること、これが財政の使命なのである」※3。また、井手氏は「財政学の伝統的な考え方として『量出制入』原則」があると述べています。「支出を量って収入を制する、つまり、人々のニーズをはじめに考え、そのために求められる財源を、みんなで負担し合うと言う意味」※4があるのだとか。これを見る限り、財政の原理は市場のそれと真逆に機能させなければならない側面を有していると言えます。

無論これは政治や財政だけに言える事ではありません。規制緩和の名のもとに、民間企業やそれにかかる人材が教育分野に参入していることは周知の事実です。しかし予てから私は、学校は会社ではないので、市場の原理が強く導入されることに違和感を抱いていました。つまり、学校が育成すべき人材と、企業が求める人材は本質的には異なっているものだと認識しております。義務教育を筆頭に学校が子どもたちに伝えるべき教育は、多様化が認められた社会の在り方であり、自身と異なる思想や文化を有する人々との共生の方法について、考えや気づきを深めるこ

とにあると自身は考えています。他方、企業が求める人材とは、まさに企業の利益に貢献する人材であり、企業の方針に従って行動することができ、高い効率性と効果の帰結を叩き出すことの出来る者を指すのでしょ。昨今手にした新聞から次の件を引用します。「『世界で勝つ』。先月、成長戦略第2弾について安倍首相がスピーチしたときのキーワードがこれ。その文脈で、大学改革などを打ち出した。期待されているのは、日本が『勝つ』ための人材、つまり①(国益を確保する)のようだ。(中略)しかし、それが国という社会に役立つ人材育成につながるだろうか。そう問いかけるのは、先月訪日したパリ西大学のクリスチアン・ラバル教授。教育問題で活発に発言している社会学者だ。『18世紀以降、教育とは基本的に国民の共同体で生きる人を育てることだった。公教育、国民教育だ。それが近年、新経済自由主義的なグローバル化が進むにつれて変容している』。今、国境を超えるビジネス界の求めに応じて、各国が懸命に育てようとしているのは結局、『共同体のメンバーではなく、市場で競争に勝つための経済的な人的資源だ』。本来、教育は『市場ではなく共同体のため』だったのに逆転したという。そこで育つのは、たとえば多国籍企業が『勝つ』ために能力を発揮する個人。たしかに、もうけに貢献した社員が日本人であっても、それが日本という国の『勝ち』にはならない(括弧内は中島)※5。「経済的な人的資源」を確保するための教育が、我が国の真なる国益に寄与したり、国民を幸せに機能させるとは到底思えません。

人々の人間としての尊厳を守ったり、生存権を保障する営みと、市場原理はそもそも相容れない目的を有しています。それを混同させているのが今の政治であり、社会であると自身は考えます。「量出制入原則」で言えば、人々の生存権にかかる分野への支出は、国益のための必要不可欠な支出としてしっかりと確保した上で、その財源をどこから確保すべきかを検討するということになります。収入を先に考え、その限られた財源から支出を計算し、真の国益のために必要不可欠な社会保障や教育、環境分野にかかる費用を削減すべきではありません。

さて、少し本論からそれますが、必要な支出を確保するための収入をどこから集めるのかという議論も同時に成されているようです。その一つが消費税の増税であります。消費税は、税本来の在り方としての累進課税の課税方式ではなく、所得に拘わらず全ての人に等しく課税される性質を有しており、その逆進性が指摘されているものです。端的に言えば、年収700万以上の国民は所得税を引き上げられれば負担が重くなり、年収700万円未満の国民は消費税の引き上げによってその負担を強くすることになります。そのような逆進性に歯止めをかけるには、所得税と相続税、資本所得税等の引き上げを同時に行うべきかと存じますが、そのようにはなっていないのが現状です。また、そこで2%の目標物価上昇率(インフレターゲット)が導入されれば、年収700万円未満の国民負担は更に上昇することになるでしょう。収入が公的に定められている生活保護受給者の生活はもとより、医療・福祉機関の経営も強く圧迫することになりそうです。

一方で、同党の公約には「法人税の大胆な引き下げを実行する」という件があります。「消費税については全額、社会保障に使います」との表記もあるものの、基本的にお金に色は付けられま

せんで、総量的にみれば、消費税の増税分は、法人税の減税に当てられることになるものと思われます。法人税については、我が国の税負担は重いとされてきました。しかしながら、企業の負担という視点によって立てば、即ち従業員の社会保険料の負担を含めて試算すれば、先進諸国の平均以下の水準となっているのは周知の事実です。また、井手氏が述べるに、「政府税調の専門家委員会資料では、減税で得た資金の使途として、内部留保と借入金の返済を掲げた企業は、それぞれ全体の25.6%、16.8%であったが、給与の増額を掲げた企業は、15.5%にとどまった。(中略)企業が海外に事業展開した理由として見た場合、人件費や販路拡大がその動機であり、公的負担の影響は、ほとんど無視できる程度にしか考慮されていない。また、同じ調査によると、実効税率を現在の40.69%から30%に引き下げたとしても、日本に回帰しないと回答した企業は、77%に達している。ようするに、法人税の引き下げを経済成長のエンジンと捉えたとすると、それは明らかに過剰な期待なのである」※6とされています。

以上のように見てくれば、政治や財政、社会保障、教育、環境分野といった本来は相容れない分野にまで、市場の原理が根強く浸透しつつあることが伺えます。そこにソーシャルワーカーとしては警鐘を鳴らすべきであると自戒の念も込めて思うわけです。

著書『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』でイアン＝ファergusン氏は、新自由主義の台頭によってイギリスにおけるソーシャルワークに危機的状況が訪れていることを告発しています。生活格差が増幅し、福祉サービスの市場化が促進された結果、ソーシャルワーカーが本来の価値規範に則った実践が出来なくなっている状況に警鐘を鳴らしているのです。例えば、本書からイングランド地方当局に所属するベテランソーシャルワーカーの声を引用してみます。「素早くケースを取り替えて、できるだけ多くの対象に当たることを望むマネジャーによって、ソーシャルワークは、ますます数字の世界となりつつある。彼ら／彼女らはケースを取り込み、処理し、ときにはそれを排除していく。私たちは、割り当てられていない多くのケースを抱えており、みんな最大限のケースを担当し、市民にサービスを与えていると思わせなければならないという、大きなプレッシャーを感じている。しかし、実際には、私たちは何も与えていないし、与えるべきものを何も持っていない」※7。イギリスのソーシャルワーク現状に対する不満は、「1990年代前半からの競争と市場原理に主導されたマネジメント主義体制によって、ソーシャルワークの知的基盤や技術や価値が歪曲され、切り崩されてきたことに起因する」とされ、「国民保健サービスとコミュニティケアに関する1990年法がもたらした影響の一つは、ソーシャルワーカーが、サービス利用者と直接的に関わる時間を引き受ける機会が大きく縮小したことである」と断じています※8。

これが「対岸の火事」であるわけがありません。我が国においても、イギリス同様の方針で政権が舵を取り続けて今日に至っているのです。正直申し上げて、政治のことはよく分かりませんが、ソーシャルワーカーの視点から眺めた我が国の政治状況は、斯くの如き危機的状況にあると若輩は認識しています。かてて加えて問題なのは、我が国のソーシャルワーカー及びその研究職者の

中に、イアン＝ファーガスン氏の様な存在がほぼ皆無の状況にあることではないでしょうか。もちろん、我が国の先進的研究者が本書を翻訳されているのですが、この国の危機的状況を直截的に論じる論者を私は知りません。

なぜ、この国のソーシャルワークがこのような状況下にあるのか、それはマクロ領域の専門性の弱さであり、社会構造を捉える力の希薄化にあると自身は考えます。つまり、現下のソーシャルワーカーに最も求められているのは、社会構造を捉えることのできる社会学の知見を有するソーシャルアクションの担い手なのです。再びイアン＝ファーガスン氏の次の一文を引用します。「1970年代のラディカル・ソーシャルワーク運動の主要な功績の一つは、社会学をソーシャルワーク課程に組み込むことによって、全てのソーシャルワーク課程の学生の専門教育の構成要素として、構造的な要素を持つ影響力の理解を確保したことであった。しかし、近年、この構造的な要素を持つ影響力の理解は希薄化している。その理由として指摘できるのは、まず、ソーシャルワークのカリキュラムにおける知識を犠牲にし、技術や職務を強調するカリキュラムの変化にある」※9。

斯くの如き、市場原理主義が、ソーシャルワークの衰退を招いていることは自明の理かと存じます。そして更に問題なのは、そのこと自体にソーシャルワーカーの多くは気づいていない事実であると認識します。ソーシャルワークとは何か、社会福祉の本質とは何かを大きく取り上げ、議論する機会と存在が今まさに切望されているのです。

最後に若輩浅学の修士論文の終りの件を用いて、本章を閉じたいと思います。「ここ20年で格差社会は進捗し、ソーシャルワークを必要とする状況は深化・拡大しているが、そうした増え続けるニーズに対応が困難な状況が続いている。こうした状況にありながら、新政権は、生活保護費の10%削減を目論んでいる。こんな時代だからこそ、この社会にソーシャルワークが希求されている。そして、今求められているソーシャルワークは、社会構造を捉える社会学の知見を有したソーシャルアクションの担い手である。ソーシャルワークやケアワークの世界においても、科学的根拠のある実践が叫ばれて久しい。技術革新はもちろん大切な視点である。しかしながら、その技術を私たちはどこに向かって、誰のために用いるのかを理解しておく必要があるはずだ。その“刀”はクライアントのために振り下ろされるべきであり、クライアントを傷つける為にあってはならない。ソーシャルワークとは一体何か、また、ソーシャルワークの拠り所は何なのか、といったソーシャルワークの本質について立ち止まって考え、大いに議論することがこの今こそ求められている。『技術はどんなに高まろうと、目的の下にある』※10のだから」。

※1 『朝日新聞』2013年06月20日

※2 自由民主党『参議院選挙公約2013』2013年6月20日

※3 井手英策『日本財政 転換の指針』岩波新書 P.146-147 2013年1月



- ※4 井手英策『日本財政 転換の指針』岩波新書 P.145-146 2013年1月
- ※5 大野 博人「日曜に想う グローバル人材ってだれ？」『朝日新聞』2013年6月16日
- ※6 井手英策『日本財政 転換の指針』岩波新書 P.189 2013年1月
- ※7 イアン＝ファーガスン著 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ P.89 2012年5月
- ※8 イアン＝ファーガスン著 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ P.231 2012年5月
- ※9 イアン＝ファーガスン著 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ P.238-239 2012年5月
- ※10 むのたけじ『詞集 たいまつ』評論社 P.13 1997年6月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 信念と夢の関係

2013/06/13 00:48:27 [社会全般](#)



予てから、プラントハプスタンス(計画された偶発性)理論に興味があり、昨今漸くその関連書籍を読むことが叶いました。本理論の要点を列挙した箇所を引用すれば以下の事が描かれています。

「※将来何になるか、決める必要はない。

その時々で目標はつくってもよいが、目標はあなたの成長や学習、環境の変化に伴って常に変化する可能性があるものです。常に目と心をオープンにしておきましょう。

※想定外の出来事があなたのキャリアに影響を及ぼすことは避けられない。

想定外の出来事が起こったときにはいつでもそれを利用できるように常に注意を怠らないでいましょう。

※現実には、あなたが考える以上の選択肢を提供しているかもしれない。

夢を追求するときは、夢を見つつ、しっかり目を開けておくということを忘れないでください。

※色々な活動に参加して、好きなこと・嫌いなことを発見する。



どんな活動にも積極的に取り組んで、ベストを尽くしましょう。

※間違いを犯し、失敗を経験しよう。

間違いや失敗は重要な学びの経験となり、それが予想以上によい結果に結びつくこともあります。

※想定外の幸運な出来事をつくりだそう。

人の手伝いをしたり、組織に所属したり、講座を受講したり、友達や見知らぬ人と話をしてみたり、ネットサーフィンをしてみたり、本や雑誌を読んだり……つまりは、積極的に人生を送ることで、想定外の幸運な出来事をつくりだすことができます。

※どんな経験も学びへの道。

新しい仕事は常に新たな学びの経験です。その仕事に就く前に、仕事のやり方を知っている必要はありません。

※仕事以外でも満足感を得られる活動に携わる。

雇用されていなくても、そのような活動を通じて、従来とは異なる方法で、他者に貢献することができます。人生の後半では、それはむしろ老後への健全なアプローチです。

※内面的な障害を克服するために、新しい考えや経験にオープンであり続ける。

人生を豊かで満足感のあるものにする考え方や行動を取り入れましょう。ブッカー・T・ワシントンの言葉を借りれば、『成功とは、たどり着いた地位よりも、むしろ成功を目指して克服してきた困難で測るべきだ』※1。

やるべきことを決めない。オープンマインドであること。好奇心を有して、積極的に学び・挑戦すること。これらの大切さが強く謳われているようです。因みに、あるべき目標を目指して実践を重ねて行くキャリアアンカー理論と、人材マネジメントの分野においては対比されることのある理論だとか。いずれにせよ、キャリアアンカー理論もブランドハプンスタンス理論もキャリア形成における成功を目指した理論であると言えるでしょう。そしてそのキャリアゴールを当初から決めておく方法と、そうではない方法の違いがここでは見るすることができます。

そこで素朴な疑問が湧いてきました。そもそも「成功」とは何を指すのかと。有り体に言えば、物事を目的どおりに成し遂げること、またそのことを通して、社会的地位や名声などを得ることとされています。要するに、自らが定めた目的を達成することがその要諦であると言えそうです。であれば、仕事上の業務目標の達成も成功と言えますし、目標の学校に入学することも成功と言えるのかも知れません。しかし、人生における成功において、最も重要な視点は、後悔のない人生を送ることにあると自身は考えています。それこそが人生の目的であると。後悔のない人生とは、自身の信念を貫いたとまで行かずとも、少なくとも大切に生きてきたというものではないでしょうか。自身の信念に基づいて、如何に多くの重要な決断を行ってきたのかが問われているように思えます。

実は、プランドハプスタンス理論に触れながら、物足りなさを感じた理由はここにありました。それは、自身の信念なくして成功と言う結果を得ることが果たして出来るのかと言う問題意識にあります。信念を貫くことは、これを真なる夢と置き換えて考えることもできるのではないのでしょうか。同じく昨今手にした本から以下の件を引用しておきます。「ときどき手段と夢を間違えている人がいます。手段と夢というものは、間違えてはいけません。自分が今持っている夢というものが、手段なのか本当の夢なのかを判定する簡単な方法があります。それはその夢をかなえるためのプランBがあるかどうかです。プランがひとつだけで、プランBがない夢は、きっと手段です。夢を達成するにはいろんな方法があるんです。プランBが持てない、他の手段を考えつかない夢というのは、手段のうちの一つにすぎません」※2。つまり、「手段」ではない真なる夢とは、最も遠くにある人生の目的そのものであり、その目的に到達すべき経路は数多あるということなのでしょう。そして、人生の目的を設定することに欠かせないのが信念であると自身は考えています。人生の目的とは、信念を貫いた結果であり、それこそが真なる夢であると。

引用させて頂いた植松努氏は、飛行機やロケットが大好きでその開発をされているようですが、その真の目的は、「『どうせ無理』という言葉がこの世からなくすこと」※3なのだそうです。であれば、植松氏の真なる夢はロケット開発ではなく、その様な社会を構築することこそがその信念であり真なる夢であると言えるでしょう。例えば、売れる本を書きたい小説家の真なる夢は、本をたくさん売ることではなく、その本を読んでくれた多くの人々に伝えたい何かがあるからではないのでしょうか。また、企業家の真なる夢は、起業することや会社を大きくすることではなく、その実践を通して社会に貢献したい何かがあるからなのでしょう。金儲けだけを真なる目的として、活動しているのではなく、芸術を通じて伝えたい何かがあるからこそアーティストは活動を重ねているのではないのでしょうか。もちろん、そうではない事例が数多あることは周知の事実です。数多あるばかりか、多くは「手段」と「夢」を本末転倒の如く取り違えた実践が主流であり、如上の信念及び真なる夢に基づいた実践の方が遥かに例外的存在であることも理解している所です。

しかし、人生における成功とはそんなものではないはずで。

私たちは「手段」と「夢」をはき違えてはいけません。信念たる夢をもって、それこそを中心に据えて実践を重ねる必要があります。以前 NHK のある番組で、科学者たちが、科学者は科学技術の革新を行うことこそがその使命であり、その発展された技術をどのように活用するのかは社会に委ねるべきだと語っていたことがあります。自身は、その無責任さと、信念の無さに驚愕しながらその話を聞いていました。原子力技術は将来社会にどのような影響を与えるのか。その未来構想を描きながら開発されたのでしょうか。遺伝子組み換え作物技術やクローン技術なども、それが社会にどのような影響を与えて行くのかまで、知識人としての信念を持って開発が進められたのかは甚だ疑問に思うところです。

世界初の科学技術の開発をすればそれが人生における成功なのでしょうか。私にはそうは思えません。自身の正しいと信じる道を探りながら、それを信じて進む人生を送っているのか如何にそれはよるのではないのでしょうか。確たる信念を有して、それを抱き生きることこそが、人生における唯一成功への第一歩である気がしてなりません。

しかし、と自身は考えます。また、植松氏の著書を拝読してその思いは確信に変わっても行きました。私の経験則で言えば、自身の信念や目的を持つこと。それは、日々の生活の中で、自身が感じたこと考えたことに耳を傾けることから始まると考えています。そのためには、周囲の「常識」や「普通」を黙殺し、自身と向き合うことからその断片を知ることが出来るのではないのでしょうか。そして、自身の思いや考えを持って、日々の生活及び社会情勢を捉えたとき、自身を含めた社会の課題を認識することができる。それが、問題意識となり、それが信念を構成していくように思われます。

しかしながら、現在の教育は、自身の考えや気づきを大切にしない、言わば記憶をインプットしアウトプットすることに焦点化した詰め込み型の代物となっています。真なる教育とは、自身の思いや考えを形成した上で、自身を含めた全ての他者の幸福のために考え行動できる人材を育てることにあると自身は考えます。多少の犠牲はやむを得ないのではなく、多少の犠牲も許さない。あらゆるすべての人々の幸福をめざし、粘り強く諦めずに知恵を絞ることが学問であり、それを伝えることが教育ではないかと思うのです。しかし、現下における我が国の教育制度は、単に記憶を正確にインプット・アウトプットする能力だけをその評価の指標に据えて、「エリート」と「落ちこぼれ」を選別していると言えます。人の能力を測る物差しは、数え切れない程あるにもかかわらず、如上の指標のみで子どもたちの能力を測り、そこで成績優秀な子どもたちが一流大学に入学し、一流企業に就職していく。しかし、彼らは、記憶のインプットとアウトプットにおいてのみその能力が証明されているに過ぎず、その他の能力例えば、討論力や独創性・創造性が必ずしも高いとは言えないのが現状ではないのでしょうか。私の経験則では、エリートと言われる人たちの特徴として、特に独創性や創造性が希薄化していると実感しております。恐らく、適切な選択肢を選ぶ“選球眼”を鍛える勉強方法では、例えば、自らが新たな選択肢を創造することをそれが阻害しているのではないかと自身は考えております。となりますと、人生の成功において最も重要であると思われる信念の形成は、エリート諸氏にこそ難しい状況にあると言えるのではないのでしょうか。その意において、人々が人生において成功する最も大きな障壁は我が国の教育制度にあるとも言えます。

植松氏の体験談はまさにそのことを物語っています。「この本(紙飛行機集)には、紙飛行機は本物の飛行機と同じ理論で飛んでいるから、紙飛行機的设计ができるようになったら本物の飛行機的设计ができると書いてありました。僕はもうそれに夢中になってしまいました。たくさんの計算式が出ていました。それはとても小学校三年生の筆算で解けるものではありませんでした。でも、家には電卓があったので、電卓を使いこなしたら計算できるようになりました。いつの間にか僕は、

図鑑を開いてこの飛行機を飛ばしたいと思ったら、それを形にして飛ばすことができるようになっていました。でも、そのかわり筆算の能力は完全に失ってしまいました。だから、小学校の算数のテストはほぼ0点になってしまいます。でも、クラスの友だちは『紙飛行機のことだったら植松に聞け』と言ってくれました。(中略)ずっとやっていたら、やっぱり中学校でも成績が悪くなり、そして先生からも『おまえはこんなことやっているからダメなんだ』と言われてしまいます。でも、最終的にこれが僕に飛行機やロケットをつくる能力を与えてくれました。無駄なことでは全然ありませんでした(括弧内は中島)※4。さて、飛行機の設計の計算能力を有する小学校三年生が、学校の算数テストでは0点しか取れない事実をどのように考えれば宜しいか。そして、その社会に役立つであろう真なる勉強をすればするほど、中学校における成績が落ちるとい現実を私たちはどう捉えるべきでしょうか。つまり、現在を含めて文部科学省の教育システムは、真なる能力を伸ばすものではなく、むしろそれを、潰すことにこそその“効能”があるようです。

オープンマインドであらゆることに挑戦することは大切なことです。しかし、そのことと同時に、自身の信念やこだわりといった拠り所も構築しておく必要性を感じます。100人いれば100通りの普通があるように、市井には多様な人々が共生しています。そこで、自身の信念を貫くことのいかに難しいことでしょうか。恐らくは、そこでは妥協点を見出しながらも如何に信念を貫けるのかといった戦略的対応が求められることでしょう。予てから私は、グレーの実践を提唱してきました。敢えて白黒をはっきりさせずに、大局観をもって物事を進めていくことの重要性を考えてのことです。しかし、その際も自身の信念のもとが白なのか黒であるのかをはっきりとさせた上で、グレーの実践に埋没することを説いています。つまり、自身の信念が白であれば、限りなく黒に近いグレーの実践には与することが出来ないということになります。それでも黒に近いグレーの実践に加担するとすれば、それは大局観を持った柔軟性ある実践を通り越して、人生における信念の変節に該当することになります。つまり、人生における成功ではなく、敗北を意味することになるでしょう。その意において、信念とは、多様な人々の集合体としての社会の中にあって、自身の言動の拠り所となる大きな指標ともなり得ます。その指標があればこそ、却って、世の中を上手く立ち回ることが出来る処世術としても有効なものになることでしょう。

若輩は思い考えます。信念なくして人生に成功はない。そして、その信念を構築する阻害要因が、教育制度をはじめとして我が国には数多あり過ぎることを。しかし、その様な状況下であるからこそ、今一度、「普通」や「常識」を度外視した自由な視点で、自身の思いや考えと向き合う営みが最も重要であることを。

※1 J.D.クランボルツ・A.S.レヴィン著 花田光世・大木紀子・宮地夕紀子訳 『その幸運は偶然ではないんです！』ダイヤモンド社 P.221-222 2012年9月

※2 植松努『NASAより宇宙に近い町工場』ディスカバーP.177 2013年1月



※3 植松努『NASA より宇宙に近い町工場』ディスカバーP.14 2013年1月

※4 植松努『NASA より宇宙に近い町工場』ディスカバーP.14P.73-75 2013年1月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 公私混同の弁

2013/06/03 12:13:47 [日常](#)

予てより、公私を混同させることこそが最も品位を貶める行為であると認識してきました。細かいところ言えば、公衆の場で、大声で私語を有することや、下の話や、性的な話は勿論忌避してきました。携帯電話の使用においても、食堂・レストラン等の公衆の場においては必ず店外に移動して通話をしています。公の場で、私的な行為を堂々とするのは下品なことであると理解しているからです。その意において、有名人が公にわが子を過保護に扱ったり、自らの権力を行使してわが子に便宜を図るなどは、最も愚劣な行為なのかも知れません。二世いや、三世議員の多く蔓延る政治の世界においてもこれはそっくりと当てはまる事象ではないでしょうか。

と、少し前置きをした上で、それでも本日だけは敢えて私的なお話をさせて頂くことをご宥恕頂ければと思っています。ブログとは、元来「個人の日記」の意が多く含まれていますので、自身にとつての未来からの振り返りにも使えるよう今の思いを記録しておきたいとも思うのです。

本日早朝、祖父・中島正が亡くなりました(享年 92)。動機はよくは分かりませんが、長年社会福祉活動に人生を捧げてきた言わば、若輩にとっての先輩でもありました。民生委員活動に始まり、社会福祉法人の運営、特に地域福祉と児童福祉に興味を持っていたようでした。自らの田んぼに土を入れ、地域の広場を作ってまちづくりをしていましたし、子どもたちには自然環境との接点を多分に持たせる関わりをしていたように記憶します。生まれて間もなくから大阪で育った私にとっては特に、祖父の保育所に通ってくる園児たちの逞しさには毎度の様に圧倒させられていました。私が小学生のころ、祖父の下に帰省すれば、必ず決まって保育所に行き山羊・鶏・兎、時には狸もいましたが、の小屋の掃除と餌やりをさせられていました。その当時、保育園児を山羊の下に座らせて口を開けさせ、山羊の乳をそのまま飲ませていたことが思い起こされます。園児はみんな顔中を乳まみれにしながら、楽しそうに飲んでいました。

当時は全く理解できませんでしたが、今であれば如上の行為の大切さを説明することが出来ます。子どもの頃から自然環境に触れることこそが、子どもの発達においては最も重要であること、そして、それは腹を下したり、怪我をする近視眼的な子どものリスクには繋がるものの、中長期で



見ればそれは子どもにとって最も大切な行為であることを。自然環境によって生かされていることを忘れ、我が物顔で地球を席捲している人類の在り方とは一線を画して、私たちが自然環境の摂理の中で生きていることを敢えて子どもたちには伝えて行く必要性を感じています。例えば、小動物や昆虫の生態に触れる中で、生きることや死ぬこと、傷つくことが学べるわけですし、自らが他者から生かされている存在であることも無意識の内に理解することが出来る様になるはずです。私たちは自然環境の中で、宇宙の摂理を学んでいるのです。その重要な機会を子どもたちから篡奪する権利を私たちは有していないはずです。

そして、例えば感染予防と言う名のもので、徹底的に消毒が施行され、“無菌”状態に近い環境下で育つことが、子どもにとっての中長期的なリスクにそれが繋がることも私たちは忘れていた様に思われます。風邪をひかない・腹を下さない・怪我をしないことは、本当に子どもにとってのリスク回避になるのでしょうか。この様な馬鹿げた質問をしなければならない現状は、いったい誰のために成されているのでしょうか。つまり、誰にとってのリスク回避を考えての行為なのか。言わずもがな、それはオトナにとってのリスクでしかなく、子どもにとってはむしろ、無用な消毒を極力控えた状況で、多くの菌を有する自然環境との接点を多分に設けることこそが、人生における一番のリスク回避となることでしょう。

よく言えば、“器”が大きい受容力のある祖父でしたので、敵は少なく味方の多い人生であったように思われます。私はその所が少し違って、「yes」と受容できる社会を構築するためには、「no」と言わなければならないことがあると理解していますし、その行為によって民主主義社会は辛うじて保たれていくであろうと信じている者の一人です。しかし、生まれ持った気質的には、祖父の様な生き方が向いているのかも知れません。

最後に、やはり人生は短いと思います。実は、自身は公の場における活動において、真なる思いは約3割程度しか披瀝しておりません。それは、冒頭の公私混同に対する思いや、自身の年齢が若輩であったこととも関連します。しかし、祖父の死を前に、それを漸次5割程度までは吐露して行こうと考えています。自身も所詮いつかは死にます。その日を前に、言い残したことが数多あつては、その人生に決して満足できるものではありません。もう少し、思いの丈を今まで以上に吐露して行きます。

祖父のおかげで、今この仕事に就くことが、誇りを有することができ、斯様に偉そうなことを叙述することが出来ていることは紛いもない事実であります。公私混同の誇りを敢えて受けつつも、この場をお借りして亡き祖父に感謝の意を捧げたいと思います。合掌。

旧日本軍の『慰安婦』制度にかかる橋下徹氏(日本維新の会共同代表・大阪市長)の一連の発言問題。当初の発言に対して橋本氏は、「戦場の性の問題は、旧日本軍だけが抱えた問題ではありません。『戦時においては』『世界各国の軍が』女性を必要としていたのではないかと発言したところ、『私自身が』必要と考える、『私が』容認していると誤報されてしまいました」と、あれはメディアの「誤報」であったと断じました※1。同じく『沖縄タイムス』の社説では以下の行が見受けられます。

「橋下発言の引き金になったのは歴史認識をめぐる安倍晋三首相の一連の発言である。

安倍首相はこの際、旧日本軍の関与と強制性を認めた1993年の『河野談話』に対する考えをあらためて国民に明らかにすべきである。

橋下氏が共同代表を務める日本維新の会の国会議員らからは元『慰安婦』に対する暴言がやまない。

来日中の韓国人の元『慰安婦』2人が橋下氏との面談を政治利用されることを懸念して取りやめた。中山成彬代議士会長はツイッターで『化けの皮が剥がれるところだったのに残念』と書き込んだ。

平沼赳夫代表代行は講演で『従軍慰安婦と言われている人たちは「戦地売春婦」だ』と述べた。西村真悟衆院議員(除名処分)は『日本には韓国人の売春婦がうようよいる』と発言した。共同代表の石原慎太郎氏は『橋下氏は間違ったことは言っていない』といち早く擁護に回った。聞くに堪えないような言葉が党幹部の口から次々に飛び出す。人権感覚、国際感覚が欠けていると言わざるを得ない』※1。

皆さんは、如上の政治家諸氏の発言について、どう思われるでしょうか。これらは、単なる誤報・失言がその要因としてあるとは私には思えません。一体何が本質的な問題なのか。意見は様々あることでしょう。彼らの特徴としては、常にその信条に愛国心を掲げていることがその共通項としてあるようです。しかし、私にも愛国心や愛民族心がありますが、このような発言は容認しがたい訳です。では、一体どこに本質的な問題が潜んでいるのか。

要するに「愛」の捉え方そのものに誤認があるのではないのでしょうか。「愛する」とは、辞書などによれば「かけがえのないものとしてそれを心から大切にするとあります。例えば、皆さんの会社に「愛社」精神旺盛な社員の方々がいて、その人たちがライバル企業に対してその人権を蹂躪するに相応しいほどの言論攻撃を公衆の面前で仕掛けたとしたらどう思われるのでしょうか。それは、本当に会社を「愛する」言動なのか、疑わしく思うことでしょう。結果論から言えば、それはむしろ逆ではないのでしょうか。つまり、会社の恥を世間に晒していることになる。

よって、「愛社」精神を対外に主張するには、自社の利益だけに先鋭化した言動ではなく、多くの他社の利益にも慮った言動を発することこそが最も有効であると言えます。つまり、我が物顔で仕事をするのではなく、社会全体の利益、即ち真の公益を念頭に置きながら行動できる社員こそが真の愛社精神を有していると言えるでしょう。

「愛する」その言動が、独りよがりなものであればあるほど、それは、本来の意味とは逆に機能することになり、他者への尊敬の念を持つことによってこそ、本来の意味たる実践が出来るようになるということなのでしょう。

これら一連の無恥なる発言を契機に、「愛する」ことについて、少し照れくささはあるものの、考えてみるこれは丁度良い機会になるのではないのでしょうか。

※1 「社説[橋下氏会見]『不快感』だけが残った」『沖縄タイムス』2013年5月28日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## いま小学生に必要な学びとは

2013/05/24 00:24:42 [社会全般](#)



今から表記する内容は、大時代だと世間からは失笑を買うものかも知れませんが、私が屍になり、そしてその更に後世においては理解される話であってもらいたいとの淡い期待をもって叙述しておきたいと思います。

まず本日の朝日新聞の紙面から以下の部分を引用しておきます。「政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早稲田大総長）は22日、海外で働ける『グローバル人材』の育成を目指した第3次提言をまとめた。小学校での英語教育の強化▽外国語教育を充実させた指定高校づくり▽大学での外国人教員の積極採用――など。月内に安倍晋三首相に手渡す。（中略）小学校では、英

語を正式な『教科』にしたり、現在は5～6年生の実施学年を前倒ししたりする拡充策を提案。下村博文文部科学相は会議後、授業時数や教員の確保策、学習指導要領の改訂などについて中央教育審議会や省内で検討を始める考えを示した」※1。

なるほど。小学校4年生からのイギリス語教育を本格始動させようと言うのですね。若輩は、大きく次の3点においてその導入に真っ向から反駁しておきたいと思います。

まず一点目は、「グローバル人材」の本質とは何かを問うべきではないでしょうか。そもそもグローバル【global】とは直訳すれば、「世界規模である様・包括的な様」のことを言うのでしょうか。その際の「世界規模」とは本来であれば、言わずもがなまさしく全世界・世界中のことを指すことは小学生にも理解できることではないでしょうか。ではなぜ、イギリス語＝世界と言う考えに発展するのか理解に苦みます。世界と言え、我が国の所属するアジア地域をはじめ、アフリカやラテンアメリカもその世界の中に含まれるはず。また、以前からの文部科学省の方針によれば、イギリス語教育は国際理解に繋がると言われて来ましたが、それも同様に反駁されるべきことでしょう。なぜ、イギリス語を理解すれば国際理解をすることにそれが繋がるのでしょうか。中国語や韓国語を学ぶことは国際理解に繋がらないのでしょうか。

二点目は、愛民族心・愛国心に繋がる重要な問題にあります。言語は文化であることは言われ続けている事です。いみじくも、若輩も現在仕事上の目的を有してイギリス語会話を毎日の様に聞いていますが、会話の内容そのものに西洋文化が鑲められています。日本語に訳しても、日本人であればまずもってこんな物の言い方はしない受け応えの場面が散見するのです。この今こそ、日本文化に触れ学ぶべきライフサイクル期において、西洋文化とその言語を学ぶ小学生が増えることによって、日本語とその文化はきっと近いうちに崩壊の憂き目にあうと断言できます。その様にして、我が国のアイヌ語を含めた世界中の言語は喪失されていったのですから。

三点目では、世界中における言語と文化の画一化が急速に進んでいることに対する警鐘の意を表しておきます。画一化とは、主流の言語と文化が、非主流のそれを駆逐することによって進められていることを意図しますから、これは、非主流言語と文化の排他・排斥状況を意味します。言語学を学んだわけではない素人の発言ですので、ここでは次の2点を引用しておきたいと思います。

「現在、英語の国際的地位により、日本語は英語と対等な地位になく、日米コミュニケーションは『英語支配』です。言語の不平等は、両国の不平等な関係につながっており、『対等なパートナーシップ』の障害になっています。『英語支配』では日本の考えは十分に伝わりませんし、母語を使う『言語権』も奪われています。また、日本国民が熱心に英語を学んでいるのとは対照的に、アメリカ政府・国民は英語の上にあぐらをかいて、『日本語が障壁だ』とさえいっただけで傲慢です。これでは、相互理解は不可能です」※2。

如上にあるアメリカと我が国の関係。これは明白な差別関係であると若輩は認識します。また、これは「言語権」という我が国の権利侵害であるのご指摘ではないでしょうか。わが国の政府は、自ら喜んでこの「言語権」を放棄しようと言うのでしょうか。

「R. フィリプソンは、『言語帝国主義、あるいは言語一極集中状況』という書物の中で、英語国を『中心国』と『周辺国』の二つのグループに分けて論じている。いうまでもないことだが、英米両国は前者に属する。アジア・アフリカ(そして日本も)後者だ。中心と周縁の関係は、フィリプソンのことばを使うと『非相称的、非対称的』である。つまり、両者の関係は、支配と被支配の関係で、相互性はない。それは資源・情報・(科学)技術など、現代社会のシステム(あるいは世界秩序)を維持していく基本的構成要素が中心国によって支配あるいは独占されていくことを意味する」※3。

言語帝国主義という言語間における如上の差別構造を等閑に付して、無関心のまま十代の頃より私はイギリス語を学ぶ気になれませんでした。今ようやくこの歳になり、西洋圏で仕事をする可能性が生じてきた為必要に迫られて初めてイギリス語を学んでいるのです。しかし、この歳からでも十分にイギリス語を一定程度は学ぶことが可能なはずです。だからこそ、学んでいるのですが…。なぜなら、私は「一定程度」つまり、会話が困らない程度に出来ればそれで良いと考えているからです。それ以上の特殊性のある専門性の高い話や、綿密な会話が必要な際は通訳を使えば宜しいと考えます。幼いころからイギリス語を学べば、通訳など使わずとも十二分に会話が成立するようになると言われる方もいらっしゃることでしょう。それでは例えば、私たちはどれだけ十分に日本語を用いる事が出来ているのでしょうか。よく私のブログを読んで、分からない漢字や日本語があるのご指摘を受けることがあります。そして、書いている私ですら、まだまだ未知なる日本語が存在するのです。その様な状況下において、幼年期からイギリス語を学んだとしても、私たちの日本語同様に所詮限界はあるはずです。研究者や通訳・翻訳者等の特殊な職業人を除いて、その限界に挑戦するために多くの労力と歳月を用いる事は馬鹿げていると自身は考えています。何度も申します通り、大切なのは話す中身にあるのですから。幾ら流暢な日本語を話せたとしても、内容の無いことをペラペラしゃべられてもそこから多くのことは学べません。それと一緒に、他国・他民族の人々が思わず耳を傾けたいくなる話すべき内容こそを研鑽して積み上げて行く必要があります。そのことにこそ、時間と労力を割いた方が必ずや素敵な人生を全うすることが出来るのではないのでしょうか。

斯様に、小学校のイギリス語教育の本格的導入は、少数派の排他排斥を奨励するものであり、そして我が国の国益を大きく損ねるものであると断言できます。愛民族者及び愛国者である私の立場から言えば、これは看過できない体たらくではないでしょうか。

そして、小学校教育において最も大切なことは、国際社会で馬鹿にされないための、理論的思



考力を高める事が求められており、その教材として、なぜこのような言語帝国主義の状況があるのかを教えることこそが真なる国際理解に繋がるのではないかと考えます。

※1 『朝日新聞』2013年5月23日

※2 津田幸男「私の視点 『日米言語協定』の締結を」『朝日新聞』2002年1月5日

※3 中村敬「この国を『米国ニホン州』にしないために」『週刊金曜日』1997年2月7日

## 科学の発展と人々の幸福

2013/05/22 09:08:28 [社会全般](#)



あらゆる学問は全ての人々を幸福にするものでなければならない。物心がついたときからそのように教わった記憶がありますし、そのことを信じて39年程これまで生きてきました。そんな私ですから、高等学校までの勉強が実にくだらなく思え、そのあり方に反発ばかりしていた嫌な思いがこと勉強においては残っています。その意味においては、大学で真なる勉強の機会を与えて頂いたことは此の上の無い幸福であったと自身の人生を振り返ります。

さて、科学も学問である以上は、ご多分に漏れず全ての人々を幸福へと導くものでなければなりません。しかし、現状はどうかと言えば、首をかしげたくなる事象が数多見られるのが現実ではないでしょうか。電磁波・合成洗剤・食品添加物の問題をはじめ、原子力の問題を見ればそれは明白です。そこで、素人ならではの疑問が湧いてきました。科学は、真に人々を幸せに導いているのだろうか。

サンデル教授の影響で、ソクラテスの書籍を手にとったり、また知人の勧めで魯迅の単行本を眺めたりしています。夏目漱石の『個人主義のすすめ』も昨今改めて読み返してみました。そして、ここに書かれている現実を鋭く捉えた本質的な主張に触れながらその凄さたるや、現代における知識人と言われる方々のそれと比べて大いに感化されるものがあることが再認識させられました。

以前のブログでも申し上げた通り、人類は科学の発展と共に、人文学の衰退が顕著なのではな

いかと改めて感じる毎日です。科学の発展と人文学のそれは反比例の関係にあるのではないかと。自身の人生や、自身の所属する社会、そこで感じる自身の考えや思いと向き合うことが欠如しているのがこの社会ではないかと考えるのです。それは、科学の発展による利便性と近代化によって喪失されているのだと。近視眼的な利便性を手に入れる前に、私たちは立ち止まって考える必要がある。その利便を手に入れることによって失うものは何かと。そして、その利便は世界中の全ての人々を幸福へと導くものなのかと。例えば、臓器移植の問題をどのように捉えるべきか。

そう考えれば、原発再稼働などという愚劣な発想には到達しないと思いませんか。これも以前申し上げたことですが、人間は本当に優秀な生物なのでしょう。残念ながら、人文の衰退した人間は、地球にとって、いや宇宙にとっては非常に危険な生物でしかないように思えます。理念なきテクノロジーは暴走し、地球を必ずや駆逐することでしょう。その意において、人間は、恐竜より無能な生物であると断言できます。

「現生人類が地上に登場してまだ 20 万年ほどなのに、地球温暖化や森林破壊、水質汚染など急速に地球環境へ悪影響を及ぼしている。現在、毎日 100 種もの生物が絶滅しているとの推定もあり、『第 6 の絶滅期』と呼ぶ人もいる。地球史上、過去 5 回ある生物の大量絶滅に匹敵するといふのだ。千葉工業大学惑星探査研究センター所長の松井孝典は言う。『天体が衝突してこないかを心配するより、恐竜がなぜ 1 億 6000 万年もの長きにわたって栄えることができたのか、彼らが残したメッセージを真剣に考えるべきだ』」※1。

※1 宮崎勇作『GLOBE』朝日新聞 2012 年 2 月 15 日

因みに、恐竜が絶滅した要因は、巨大隕石の落下にあると言われています。であれば、これがなければ恐竜は更に長きに渡って地上に君臨したことになります。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 本質的議論のすすめ

2013/05/15 10:49:46 [社会全般](#)

例えば、決算書の具体的な読み方や会計処理の方法を理解する前に、会計学の大きな枠組みを先に理解した方が効率の良いことは想像に難しくありませんし、巷のビジネス書籍等でもよく謳われていることでもあります。つまり、原理原則論や本質論と言った大きな枠組みを理解した上で、各論を理解しなければ非常に非効率であるばかりか、時に間違った実践にそれが繋がってしまう

ことを忌避してのことではないでしょうか。その他報連相の在り方においても、「『森』→『木』→『枝葉』の順で話をする」とあり、「『枝葉』から話をはじめるとは、まずは全体像(森)を話すことで相手のベクトルをこちらに向け、話のポイント(木)を説明して、続いて詳細説明(枝葉)に入ります。これができると、思った以上にスムーズに報告(連絡、相談)でき」とされています※1。つまり、他者に対する説明の仕方においても同様のことが言われているようです。

当法人における教育の際にも、全く同様のことを指導者に伝えるようにしています。つまり、それぞれの具体的実践を指導する前に、それぞれの実践における抑々の目的とは何かを必ず説明するように伝えるのです。例えて言えば、利用者の送迎における個別具体的な業務内容を説明する前に、「送迎」をする際の目的とは何かを先に説明するといった感じでしょうか。

いみじくも「本質」から逸れてしまいましたが、物事を議論する際にも、この本質論無くして、十分な議論が成されているとは言い難いことは推して知るべしと思っています。さて、昨今急速に国民的議論が展開されている憲法について申し述べますが、憲法における抑々の本質論が見えにくく自身は認識しています。憲法9条を始め、96条の改正がよく取り沙汰されているようですが、そもそも憲法とは何かといった根本的共通理解を抜きにして、各論から入ることに大きな抵抗感を有しています。一般的に、近代憲法は、立憲主義の立場に立ったものであると認識されています。朝日新聞の社説から以下引用しておきます。

「そもそも、憲法とは何か。

憲法学のイロハで言えば、権力に勝手なことをさせないよう縛りかける最高法規だ。この『立憲主義』こそ、近代憲法の本質である。

明治の伊藤博文は、天皇主権の大日本帝国憲法の制定にあたってでさえ、『憲法を設くる趣旨は第一、君権を制限し、第二、臣民の権利を保全することにある』と喝破している。

こうした考え方は、もちろん今日(こんにち)にも引き継がれている。

憲法99条にはこうある。『天皇又(また)は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』。『国民』とは書かれていないのだ。

立憲主義は、国王から市民が権利を勝ち取ってきた近代の西欧社会が築いた原理だ。これを守るため、各国はさまざまなやり方で憲法改正に高いハードルを設けている※2。まさに、「一般の法律は国家が国民を制限するものであるのに対して、憲法は国民が国家を縛るものであり、両者ではベクトルが逆である」ことこそが憲法の本質であると言えます※3。その本質論によって立てば、権力を縛るべき憲法を、その権力の中枢にいる側が競って改変する光景は稚拙に思えてなりません。物事はやはり、原理原則論や本質論を理解した上で眺めた方が、より正確無比にその「本質」を捉えることが出来るものです。

そして、ソーシャルワーカーとして、ソーシャルワークの本質から本件について付言するならば、それは、「自民党憲法改正草案」の第13条にあるのではないのでしょうか。憲法13条は現行憲法に

においては、個人の幸福追求権が謳われている条文です。それを、本草案では、「個人として尊重される」の「個人」を「人」としてという包括概念に置き換えています。条文の名称も「人としての尊重等」となっています。これは個人主義を認めない条文になっていると言えるのではないのでしょうか。憲法 13 条は、ソーシャルワーカー（社会福祉士）の mission であると言われている権利擁護と密接な関係にある条文であると言われています。この 13 条の改悪はソーシャルワークの倫理と理論に反するものです。であればこそ、当法人の法人理念においても、「憲法第 13 条・第 25 条を遵守する」と謳っているわけです。ソーシャルワーカーとして、その本質論から言えば、この 13 条の改悪案にこそ大きく否と叫ぶべきでしょう。

実は、私は護憲論者ではありません。時代の要請に従って変更すべきところがあっても宜しいと思っています。しかしながら、憲法の本質である永久平和主義・国民主権・基本的人権の尊重といった基本原則は変えるべきではありません。そこを改めれば、憲法の本質そのものが改変されるからです。私たちの権利を守っている憲法が、私たちを排他・排斥するものに改悪されぬ様、ソーシャルワーカーとして市井を注視して参りたいと思っております。

※1 河野英太郎氏『99%の人がしていないたった 1%の仕事のコツ』ディスカバー P.17 2013 年 3 月

※2 「社説 憲法を考える 変えていいこと、ならぬこと」『朝日新聞』2013 年 5 月 3 日

※3 中島岳志氏「(わたしの紙面批評)「憲法」企画・特集」『朝日新聞』2013 年 5 月 14 日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## [「地域包括ケアシステム」の中で認知症の人とどう関わる？～認知症ケアの位置づけとケアマネジメントの視点～](#)

2013/05/07 14:13:27 [社会福祉](#)

### 1. なぜ地域包括ケアシステムが必要なのか？

地域包括ケアは、2012 年 4 月の介護保険制度改正からその大きな柱とされています。ここで改めて、厚生労働省（以下厚労省という）が示している地域包括ケアの定義を見てみましょう。

『地域包括ケアシステム』について『ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と

定義し、『おおむね 30 分以内』に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区を基本とする」※1。

「地域包括ケアは、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援すること」※2。

市町村合併によって保険者の圏域は広範になったものの、サービスの提供範囲はよりコンパクトに抑えて行こうとする営みであり、クライアントの住み慣れた地域での生活を継続的に支援する視点が強く伺えるものとなっています。また、「生活上の安全・安心・健康を確保する」ためには、医療・介護のみならず(フォーマル・インフォーマル如何によらず)多様な生活支援サービスが不可欠であることが明記されていることも大きな特徴と言えるでしょう。ここには、①クライアントの住み慣れた地域における継続的な生活支援と、そのために必要不可欠な、②フォーマル・インフォーマル如何によらぬあらゆる社会資源を活用する双方の視点が不可欠であることが理解されるでしょう。

東西南北に伸展し、かつ列島化している我が国においては、「地域」とひと言に述べても多様な状況が存在します。その意において、我が国の地域包括ケアモデルは多様に存在し、如上の厚労省の定義のみでは示しきれない現状があります。よって、地域包括ケアは、依然緒についた段階であり、創設期に入った所にあると言ってよいと思われます。この様に、現時点においては曖昧模糊としている地域包括ケアではありますが、今後の方向性として外せない考え方も存在します。一つは、これからのケアと個別支援を掘り下げて考えてみる視点にあります。認知症介護実践研修等のカリキュラムの中にも、「生活の捉え方」や「生活支援の方法」といった科目が目留めます※3。しかしながら、生活の概念は非常に範囲が広く、果たして介護や福祉の領域だけでそれを支えることができるのかという素朴な疑問が生じなくもありません。例えば、大橋謙策氏によれば、人の社会生活を成り立たせるためには次の6つの自立が成されていなければならないとあります。「①労働的・経済的自立、②精神的・文化的自立、③身体的・健康的自立、④社会关系的・人間关系的自立、⑤生活技術的・家政管理的自立、⑥政治的・契約的自立」※4。つまり、これら質的に非常に幅広い生活を介護や福祉の領域だけで支援することは不可能であると言えます。また、ベント＝ニリエの言うところの「ノーマルな一日のリズム」「ノーマルな一週間の規則」「ノーマルな一年間のリズム」※5の保障を鑑み、時間的視点で生活を捉えてもその困難性は明確であると言えるでしょう※図1。

しかしながら、認知症介護実践研修等の制度的研修のカリキュラムにおいては、そのことが明示されていない様にも思われます。福祉や介護だけでは、クライアントの生活は守れない、この大前提を今一度強く認識しておく必要があるのではないかと考えるのです。そこを強く確認することによって、であればこそ、クライアントの生活支援においては外部連携が欠かせない現実と自然に向き合うことができるのではないのでしょうか。すなわち、クライアントの生活支援を完遂するためには、他分野の専門領域及び地域住民との連携が不可欠であるとの認識にそれは繋がると思わ



れます。それこそが、地域包括ケアに代表されるこれからのケアや個別支援の基本的な考え方となるでしょう。

一方、在宅支援の現場において昨今大きな問題になっていることもあります。それは、家族介護者の高齢化と男性化が進捗していることです。今や家族介護者の3人に1人は70歳以上の高齢者であると言われてます※6。また、3人に1人が男性です※7。男性介護者のことを巷では「ケアメン」と呼んでいます。実は、この男性介護者の現状は深刻な問題を孕んでいるのです。介護殺人・心中の加害発生率は、男性介護者に極めて高いと言われてます※8。また、ご周知の通り、高齢者虐待における加害発生率も男性に顕著です※9。地域との関係が疎遠、感情的コミュニケーションが不得手、人に弱みを見せない、他者に相談をしないといった傾向が顕著であり、家事経験の少ない男性介護者の支援が社会問題化しているのです。

ソーシャルワーク理論に基づく援助者と被援助者には、相互作用の関係があると言われてます。その意味において、ソーシャルワークやケアワークは行為であると同時に関係であるという理論が成り立ちます。上野千鶴子氏も同意している次のケアの定義を見てもそれは十分に理解されるでしょう。「(ケアとは)依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係」であり、であればこそ上野氏は良質なケアを「ケアされる者とケアする者双方の満足を含まなければならない」と述べています※10。と言うことは、良質な支援とは、被支援者のみならず支援者も誰かに支えられなければならないことになります。また、支援者とは、家族介護者のみならずそれを業としている我々専門職もその対象になるはずで。今や我が国のケアは、「ケアをされる側」と「ケアをする側」双方を社会的に支えて行くことが求められているのです。でなければ、そこに良質な支援やケアは存続し得ないはずで。介護者と被介護者の外側にある地域環境・社会環境を持ってその支援に当たることが普遍化して行かなければならないと言えるでしょう。

ケアは、「規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて」実践されるのであれば、そこにはやはりソーシャルの視点、即ち、ソーシャルワークの視点が不可欠となります。今までのケアは、ある意味クライアントにのみ焦点化したケアであったと言えます。しかし、これから求められるケアとは、クライアントとクライアントの背景にある地域環境・社会環境を一体的に捉えたケアが不可欠であるはずで。しかし、この視点はソーシャルワーク分野では久しく言われ続けていたことではないでしょうか。

であれば、これからのケアワークに最も必要な視点は、ソーシャルワークであると言って過言ではありません。これからのケアは、ソーシャルワークを念頭に置いたものでなければならないのです。

## 2. 地域包括ケアに必要なソーシャルワークの視点

しかしながら現状は、そこで働く専門職個々に未だそのような視点が確立しておらず、また、各個人が所属する機関・事業所の意識や体制もまだ十分でない状況が課題として存在するように見

受けられます。2000年に改正された社会福祉法以降、地域福祉の推進を念頭に我が国の社会福祉施策は大きくその向きに舵が切られています。その後、2006年4月の介護保険制度改正時には、地域包括支援センター及び地域密着型サービスが創設されました。この流れにあって、未だ事業所及び専門職にその認識が不足しているように見受けられるのです。「地域」と「ケア」が認識として繋がっていない。「地域」と「ケア」が未だ全くの別物として認識されているようでもあります。

介護保険制度創設以後、営利法人を含む多様な法人格の参入が認められ、市場原理が導入されたことでクライアントの「顧客」化が顕著に進みました。「顧客」である以上それは、「獲得」の対象となり、であればこそ「囲い込み」の実践が促進されたのではないのでしょうか。市場原理導入により、事業者間の競争が激化し、事業者は経営の安定化と更なる拡大を目指して複数の事業を行う複合体へとその姿を変え利用者の囲い込みが進みました。そのことによって、ネットワークやコーディネーションと言った外部連携の視点が希釈化され、「地域」と「ケア」の連携は更に希薄な状況が続いているように見受けられます。目の前のクライアントに焦点化した「ケア」が主流となり、その背景にある「地域」が見えない時代が今も続いている様です。「地域」と「ケア」をどのような媒介を用いて繋いでいくのが目下の課題と言えるでしょう。そのためには、「地域」と「ケア」、すなわち、個別支援と地域支援が如何に繋がっているのかを専門職個人及び彼らの所属機関・施設が共通理解することも大きな課題としてあるように思われます。

結論を述べると、「地域」と「ケア」、個別支援と地域支援の両者を繋ぐ媒介こそが、ソーシャルワークであると筆者は認識しています。ソーシャルワークの観点から見れば、個別支援の対象たるクライアントは社会環境との関係性において課題を抱えているわけで、当然両者には強い相関性と相互作用があることを前提としています。個人の生活と社会環境は切っても切れない関係であることを自明としながら、個人の生活課題にアプローチを行うのがソーシャルワークであると言えます。であれば、ソーシャルワークの理論と視点を持たば、地域包括ケアの意味も安易に理解できるはずですし、その実践も困難極まるものでもないはずで、地域包括ケアは、ソーシャルワークの視点を取り入れたケアであると筆者自身は考えており、そのような視点を持たば、厚労省の定義や、今巷で言われる地域包括ケアについても理解は然程難しくはないでしょう。

つまり、ソーシャルワークの観点から見れば然程理解の難しくないはずの地域包括ケアのその理解が進まない最大の理由は、そこにソーシャルワークの視点が希釈・欠如していることにありと筆者自身は考えます。高齢者福祉分野のみならず、今あらゆる社会福祉分野に求められているのはソーシャルワークの視点であるにも拘らずそれが驚くほど普及していない。そこに「地域」と「ケア」、個別支援と地域支援が繋がらない要因があります。

地域包括ケアをケアワークや医療の視点でのみ捉えるのではなく、ソーシャルワークの視点で捉えなおす作業があつてこそ、その実践はさらに促進されるのではないのでしょうか。

### 3. 「認知症の人のケアマネジメント」とソーシャルワークの関係

1970年代後半にアメリカで創出されたケアマネジメントは、ソーシャルワークの一部であると言われ続けてきました※11。ケアマネジメントの目的としては、「コミュニティケアの推進」・「生活の支援」・「QOLの向上」・「コストコントロール」が一般に言われています※12。これらの点を注視しても、ケアマネジメントには一見矛盾する二つの目的があるように思われます。クライアントの生活支援の視点と、社会的コストの抑制です。クライアントの生活支援については、以下の引用にもあるようにソーシャルワークとケアマネジメントには多くの共通項があるように思われます。「ソーシャルワークは『人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する』ということを基礎にしており、ケースマネジメントが目指していることに合致しており、ケースマネジメントがソーシャルワーク実践の中核の機能を占めるとしても過言ではない。具体的には、ケースマネジメントは人々と社会制度(システム)を結びつけることを中心としており、さらには人々の内的な発展や社会制度(システム)の改善を目指すものだからである」※13。

しかしながら、ソーシャルワーク実践においては、必ずしもケアマネジメント程にコストコントロールは言われてこなかったように思います。むしろ、ソーシャルワークの使命(mission)とも言える権利擁護を鑑みれば、クライアントの権利を守るためにその社会環境を整えるべく社会変革を促進することが求められており、ケースによっては積極的に公的支援や責任の要請・追及を行うことが求められてくるため、その点においては、コストコントロールはソーシャルワークの目的とは言えません。

また、クライアントや家族・地域資源といったマイクロ・メゾ領域を中心とした実践を展開することが多いケアマネジメントと、それに加えた政策提言や社会変革といったマクロ領域の実践も求められているのがソーシャルワークであることを考えれば、やはりケアマネジメントはソーシャルワークの一部であることが理解されるでしょう。

ここで僭越ながら、筆者が捉えるソーシャルワークとケアマネジメントの定義を吐露しておきたいと思います。ソーシャルワークについては、1981年に全米ソーシャルワーカー協会(National Association of Social Workers)が提示している社会福祉実践の内容に着目したいと考えます。「①人々が発展的に問題を解決し、困難に対処できる能力を高めるよう、人々(People)にかかわる、②人々に資源やサービスを提供する社会制度(System)が効果的で人間的に機能するよう推進する、③人々に資源やサービスや機会を提供する社会制度(システム)と、人々をつなぐ、そして④現在の社会政策(Social Policy)の改善と開発に関わる」※14。重要な視点は、クライアントの皮膚の内にもみ問題点を見いだすのではなく、その外側にある家族・地域・制度・政策・社会の価値規範に対しても問題点を抽出しその改善を図る箇所にあります。全ての人間は社会化され生きている以上、社会構造からは自由にはなれません。であれば、クライアントの抱える問題は、クライアントの個人的な問題のみならず、その社会環境が生み出す問題でもあると捉えることが出来るでしょう。ソーシャルワークは、このような社会的な視点において問題を分析し、その解決を図る専門性の総体であると言えます。かてて加えて、筆者が拘りたいのが、サービス優先ではなくニーズ優先の視点です。つまり、相互作用の関係にあるクライアントのニーズと社会環境のどちらを優先させるべきかとの問いに対して、ソーシャルワークはクライアントのニーズを優先すべきであると認

識します。

例えば、認知症ケアの現場においては、クライアントが住み慣れた家・地域での生活を望んでいるが、家族や地域がそれを断念しており、施設入所を考えているような場面には数多く遭遇します。そんな時、ソーシャルワーカーやケアマネジャーは何を中心に援助活動を展開すべきかその拠り所が問われてきます。残念ながら、筆者が知る限り、家族や地域のニーズを中心に、クライアントのニーズを調整しているケースは珍しくはありません。しかしながら、ソーシャルワークが目指すべき実践は、クライアントのニーズを実現するために、家族や地域、社会環境に何が出来るのかを考え、理解や協力を引き出す活動を展開することにあります。ソーシャルワークの技術はそのためこそ使われる必要があるでしょう。

全米ソーシャルワーカー協会の定義するように、クライアントの問題を個人的な問題に帰結させずに、それを社会的な問題と捉えて援助活動を実践する。そして、その活動の中心にはクライアントのニーズを据えることがソーシャルワークの要諦であると筆者は理解しています。そこで、筆者は次のようにソーシャルワークを定義しておきたいと思います。

「①生活課題を抱えている人々(クライアント)に直接支援を行うこと、②クライアントが生活しやすい社会システム(家族・地域・社会の構造)を構築するよう働きかけること、③クライアントのニーズを中心に、クライアントと社会システムとの関係を調整すること、④政府・行政に対して、クライアントのニーズを代弁したソーシャルアクションを行うこと。如上の4つの仕事を通して、クライアントが生活しやすい社会を構築し、延いては、全ての人々が暮らしやすい社会を創出する専門性の総体である」。特に注目しておきたいのは④です。ニーズ中心主義・ニーズ優先のアプローチを取る以上、そこには社会資源の発掘・開発・創出の視点が不可欠となります。実は、ソーシャルワークの要諦はまさに、この様なソーシャルアクションにあるのではないかと筆者は考えているのです。ソーシャルワークの一部と言われるだけあって、これからのケアマネジメントに対しては、社会資源の把握のみならず発掘・開発・創出の視点までを求めておきたいと考えています。

橋本泰子氏の定義によれば、ケアマネジメントは地域ケアの技術であるとされています。現時点において、筆者もこの定義には賛同する立場を取っています。「複合的なサービスニーズをもつ利用者が、安全で安定した自分らしい日常生活を自宅で長期的に維持できるよう、利用者一人ひとりのためのケア態勢をマネジメントする地域ケアの技術である」※15。つまり、地域ケアを成すための一つの方法とされているのです。地域ケアは、本テーマである地域包括ケアとほぼ同意のものであると筆者は認識します。例えば、野川とも江氏によれば、「地域ケア(コミュニティケア)とは、人々が高齢になっても障害があっても、必要なあらゆる地域資源(人的、物的、制度的)を選択して活用し、住みなれた地域社会のなかの家庭を基盤として、生涯を通じて継続的に普通の生活ができるようにすること」※16 とされています。つまり、「あらゆる地域資源を選択して活用」するとは、介護保険サービス以外のフォーマル・インフォーマル如何を問わぬあらゆる資源を用いてクライアントの支援を実施することがその根底にあると言えるでしょう。クライアントのニーズを地域資源の総動員によって実現していく地域ケアの技術としてケアマネジメントがあるということは、介護保険サービスのみを社会資源と捉えた実践は、本定義にはそぐわないということになります。よって、ク



クライアントのニーズに対応するために、あらゆる社会資源にアプローチすることがケアマネジメントの基本的姿勢となると言えそうです。

兎にも角にも、クライアントの皮膚の内のみならず、その外にも問題を見だし、そして、クライアントと社会環境の双方にアプローチを仕掛ける点において、ソーシャルワークとケアマネジメントには強い相関性があると言えます。また、ソーシャルワークには、複数のクライアントのニーズを同時に支援していくクラスアドボカシーや、ソーシャルアクションの視点が欠かせない一方、ケアマネジメントの領域ではそこまでは認識が無いように思われます。つまり、ケアマネジメントはマイクロ・メゾ領域まで、そして、ソーシャルワークにおいてはそれに加えた形でマクロ領域までその実践が求められている点において、ケアマネジメントはソーシャルワークの一部であると言えるでしょう。そして、コストコントロールが一つの目的として導入がはかられているケアマネジメントは、それを目的にしていないソーシャルワークとの関係において、ソーシャルワークとは相容れない要素も含み持っていることを確認しておきたいと思えます※図 2。しかしながら、今「認知症の人のケアマネジメント」に最も必要なことは、如上のソーシャルワークの視点であると強調しておきたいと思えます。

#### 4. 地域包括ケアシステムの課題と今後

冒頭挙げた「地域包括支援センター運営マニュアル 2012」にも書かれているように、「地域包括ケアシステムは『自助・互助・共助・公助』それぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性等の実情に応じたシステム」※2となるはずで

よって、地域包括ケアは一部の地域においては以前から実践され続けているものの、大多数の地域においてはその実践は未だ緒についたばかりであり、まだまだ創設期の中にあると述べました。であればこそ、そのことを定義化したり、決めつけることは今は忌避すべきことであり、今後津々浦々の実践を積み重ね多様な実践定義が成されるべきであると考えています。地域包括ケアはこうあるべきだと論じるには、時期尚早の感が否めないのです。

「地域」の定義においても、それぞれの地域性が加味されるべきかと思われます。厚労省の定義では「中学校区を基本とする」とあるのですが、実際は中学校区よりもより広い範囲で日常生活圏域の設定が成されているようです※17※図 3。筆者も地域密着型サービスの運営を行う立場がありますが、中学校区の全国平均人口は約 11,000 人であり、その中で、クライアントの支援にかかる地域連携を行うことを鑑みれば、その範囲はより狭い方が機能するのではないかと経験則上感じている所でもあります。中学校区であれば、関わる住民は、自治会長や民生委員と言ったキーパーソンだけに陥ってしまい、“サトウさん”“ヤマダさん”と言った“ヒラ”の住民と出会う機会を喪失してしまう恐れがあるからです。このように、現在の地域包括ケアにおいては、その地域の捉え方が曖昧であるところにも課題があるように思えます。また、民間活力に委ねた事業所整備では、事業の採算性や利益率が優先されるためクリームスキミング(cream skinning)が生じることになります。今後計画的な事業所整備を行うためには、規制緩和ではなくむしろ公的な関与を強



化する必要があるといえるでしょう。

また、「地域」とひと言で述べても津々浦々での多様性が存在します。全国規模で地域包括ケアを推進していくのであれば、都市部に焦点化したモデルではなく、沿岸部・島嶼部・山間部・豪雪地帯等々の複数のモデルを示していくことも政府の役割として考えられます。

先ほどから「政府」の責任を重ねて述べていますが、介護保険における保険者は当然に基礎自治体です。もちろん、基礎自治体における責任も大きいことは言うまでもありません。しかしながら、例えば次のような問題も見受けられます。各基礎自治体における第5期介護保険事業計画の策定は、「日常生活圏域ニーズ調査という新たな計画策定手法を導入」して行っている訳ですが、その結果としては、「全体の8割強の保険者(1,322保険者)で日常生活圏域ニーズ調査」の実施が見られたが、「要介護者やサービス見込み量の推計に当たって、地域診断の結果を反映させたと回答した保険者の割合は、保険者全体の2割弱」程度に留まったと報告されています※17。このことから、基礎自治体に全てを委ねるのではなく、やはり、政府がしっかりと公的責任において地域格差の是正を図っていくべきことが理解されるでしょう。

以上本稿においては、地域包括ケアシステムを促進するためにはソーシャルワークの視点が不可欠であることを述べてきました。しかしそれを成すためには、養成カリキュラムや、福祉教育機関、専門職団体、実践機関におけるソーシャルワークの普及が不可欠であり、その責務があることも最後に付言しておきます。

※1 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会 報告書」三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング P.3 2010年3月

※2 平成23年度地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会「地域包括支援センター運営マニュアル2012」一般財団法人 長寿社会開発センター P.15 2012年3月

※3 認知症介護実践研修標準カリキュラム(厚生労働省)

科目 生活の捉え方

目的 「医学的理解」「心理的理解」の講義を元に、認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を講義のみではなく演習を通して理解を深めること。

内容(120分 講義・演習)

- ・生活障害としての認知症の理解。
- ・個人と認知症との関係の理解。
- ・生活支援の重要性の理解。
- ・演習は90分以上であること。

科目 生活支援の方法

目的 「認知症高齢者の生活支援の方法」の教科のまとめとして、高齢者が、様々な人的・物的・

社会的環境の中で生活していくことを、どのように支援していくべきかを理解し、事例演習を通してその方法を考えること。

内容(90分 講義・演習)

- ・日常的な生活支援のあり方。
- ・その援助方法・環境調整、地域資源の活用の重要性。
- ・事例を用いた体験的理解と具体的な方法の検討。
- ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。
- ・演習は60分以上であること。

※4 大橋謙策『新版・社会福祉学習双書 2008 7 地域福祉論』全国社会福祉協議会 P.22 2008年

※5 ベンクト=ニリエ著 ハンソン友子訳「ノーマライゼーションの原理」『再考・ノーマライゼーションの原理 その広がりとの現代的意義』現代書館 P.14-15 2008年12月

※6 毎日新聞 2008年9月9日「家族間で介護する世帯のうち、高齢者が高齢者を世話する70歳以上の『老老介護』世帯の割合が初めて3割を超えたことが、厚労省が9日公表した07年国民生活基礎調査で分かった」。

※7 「“ケアメン”を支えろ！男性介護者120万人時代」2012年6月25日(月) NHK ニュース おはよう日本

ケアメンは全国で120万人に迫ること、介護する人の3人に1人は男性であることが報じられている。

※8 津止正敏・斎藤真緒『男性介護者白書 家族介護者支援への提言』かもがわ出版 P.14 2007年9月

「加藤悦子が新聞記事から抽出し分析を行っている。加藤によれば、1998年から2003年までの介護保険導入前後の6年間に起こった介護殺人の件数は198件、死亡者数は201人である。加害・被害の関係をみてゆくと、息子が加害者の場合が最も多く全件数の37.4%、次いで夫が加害者の場合であった(34.3%)。加害者199人中、男性は151人、女性は48人で、男性が加害者の4分の3を占めた。介護者の性別では3割弱の男性たちが、介護事件の加害者では圧倒的多数を占めている」。

※9 厚生労働省「平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成23年12月6日

「虐待者との同居の有無では、同居が85.5%、世帯構成は『未婚の子と同一世帯』が37.3%で最も多く、既婚の子を合わせると63.7%が子と同一世帯であった。続柄では、『息子』が42.6%で最も多く、次いで『夫』16.9%、『娘』15.6%であった」。

※10 上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版 P.39-7 2011年8月

※11 村社 卓『ケアマネジメントの実践モデル』川島書店 P.31 2011年6月

「理論研究においても、これまでわが国では、ケアマネジメントはソーシャルワーク機能の一部であり(渡部2003)、ソーシャルワークが『個人の「成長・変化」指向をもつアプローチを多様にもって

いる』(副田 2003)のに対して、ケアマネジメントは『ニーズ充足計画実施のために活用するひとつの戦略、方法』(副田 2004: 27)と理解されてきた。ソーシャルワークはケアマネジメントよりも『幅広い目的』(副田 2003)、『幅広い機能』(梅崎 2004)を有している、と一般には理解されている。

※12 白澤政和『新・社会福祉士養成講座 8 相談援助の理論と方法Ⅱ 第2版』中央法規 P.22-24 2010年2月。

※13 白澤政和『新・社会福祉士養成講座 8 相談援助の理論と方法Ⅱ 第2版』中央法規 P.51 2010年2月。

※14 北島英治・白澤政和・米本秀仁編著『新・社会福祉士養成テキストブック②社会福祉援助技術論(上)』ミネルヴァ書房 P.5 2007年3月

※15 橋本泰子『新版 社会福祉士養成講座 9 社会福祉援助技術論Ⅱ』中央法規 P.329 2007年1月

※16 野川とも江 日本地域福祉学会『新版 地域福祉辞典』中央法規 P.184 2006年9月

※17 厚生労働省 老健局介護保険計画課「第5期市町村介護保険事業計画の策定過程等に係るアンケート調査結果について」平成24年8月21日

図1 生活の質は時間的にも幅が広い



図2 ソーシャルワークとケアマネジメントの関係イメージ図

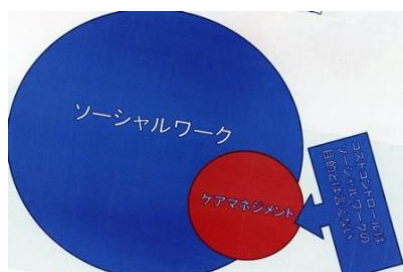
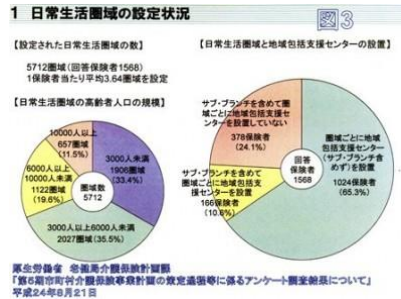


図3 日常生活圏域の設定状況



[この記事にコメントする](#) [コメント\(2\)](#)

## 「普通」や「常識」という名の幻想

2013/05/01 20:21:35 [社会全般](#)



政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」が4月28日東京で開かれました。同日同時刻に、沖縄県宜野湾市ではこれに抗議する集会が開かれています。4月28日を政府は「主権回復の日」と言い、沖縄では「屈辱の日」、奄美では「痛恨の日」とも言われているそうです。例えば、この4月28日という1日の意味についても立場が変わればその捉え方は180度違うわけです。もう一つ次の件を見てみましょう。「4・28を語る際、忘れてはならない視点がある。なぜ日本が占領されるに至ったのかということだ。言うまでもなく、日本が侵略戦争や植民地支配の過ちを犯し、その末に敗戦を迎えたという歴史である。占領下の7年間、日本は平和憲法を定め、軍国主義と決別して民主主義国として再出発することを内外に誓った。だからこそ、国際社会への復帰が認められたのではないか」※1。諸外国の人々からこの4月28日はどの様に映っているのかも、改めてその立場が異なれば捉え方が変わってきます。

前回叙述した「ひろしま菓子博 2013」イベントにおける電動車いす拒否の問題においても、電動車いすを利用されている当事者の視点と、そうでは無い人々による視点によって問題の捉え方は異なっていると言えるでしょう。学校でいじめを受けている生徒と、そのような経験の無い生徒は、それぞれの立場から同じ学校の存在を大きく異なる捉え方をしているものと思われます。

100人いれば100通りの、1000人いれば1000通りの「普通」や「常識」がある訳ですから、それは何もおかしいことでは断じてないと皆さん感じていらっしゃると思います。しかし、ここで注視したいのは、それでも特に我が国においては「普通」や「常識」が存在するという事です。「普通で

ない」と言われると人格を否定された思いに駆られますし、「非常識」と言われれば馬鹿にされた思いになります。しかし、そもそも「普通」や「常識」は理論的にも物理的にも存在しないのです。

では、世間で言われている「普通」や「常識」は、どの視点であり、どの立場から見たそれなのか非常に大切な要点となってきます。如上の例で言えば、政府の側であり、電動車いすを利用していない側、いじめを経験していない側となることは言うまでもありません。若輩は、ゲオルク＝ジンメル「排除されていない者は包括されている」※2との考えに賛意を持っていますので、その中間という存在は厳密には無いものと認識しております。つまり、「排除されていない者は」排除する側に「包括されている」との考えであり、それは、マザー＝テレサの言うところの「愛の反対は憎しみではなく無関心」にも通づる考えに依拠しております。

要するに、「普通」や「常識」は、「排除する側」の視点に立っていると言えるのではないかと。もしくは、もう少し穏やかな口調で言えば、多数派や大きな声を出すことのできる人々にとっての視点で構築されていると言えるのではないのでしょうか。

社会は斯くの如く、異なる視点でみれば全く異なってその構造を捉えることが出来るものです。障がい者の立場から見た社会と、健常者の立場から見た社会の見え方が異なるように、視点が変われば同じものでも全く異なった“形”に見えるものです。「普通」や「常識」はそれを一方の角度からのみ捉えたものでしかなく、それは当然事実とは言えませんし、その一方的な角度から捉えたそれを過度に強調することによって事実からは大きく乖離していくことになるとも言えます。ですので、社会を捉える際には、「普通」や「常識」とは異なる視点で捉えなおす作業もしなければ、その捉え方は偏向していることとなります。よく「偏っている」と人の考えを批判される方をお見受けしますが、その意において、その批判自体が大いに偏っているとも言えます。この世に「偏っていない」考えや意見など存在しないのですから。

と斯くの如く見てくれば、やはり改めて大きな疑問が湧いてきます。なぜ、私たちは「普通」や「常識」にこれ程までに捉われた生き方をしているのでしょうか。私を含めて、「普通」ではない、「常識」でないといふ非難されて悩んでおられる全ての方々にお伝えしたいと思います。この様な幻想に捉われて生きる必要が一体どこにあるのでしょうか。

人間所詮いつかは死にます。その限られた年月の中で、悔いのない人生を送るには、この幻想から解き放たれた状態で、自身の思いと意見に耳を傾けそれを大事に育てていくことが最も有意義であるように思われます。もちろんその言動に責任を持つためにも、真の勉強に勤しむ必要があるでしょう。

さあ、そのために今日も頑張ろうと思っています。



追記:その後、ひろしま菓子博 2013 においては、4 月 22 日から電動車いすの全日受け入れが決まりました。事態は收拾されたかに見えますが、このような事がなぜ実施されたのか、問題提起の意味も含めて、前ブログはその当時の内容のまま掲載させていただきます。

※1 「(社説)主権回復の日 過ちを総括してこそ」『朝日新聞』2013 年 4 月 29 日

※2 ゲオルク=ジンメル著 居安正訳 『社会学 社会化の諸形式についての研究(上)』白水社 P.409 1999 年 10 月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 「国際性」と「平和」の真意を問う

2013/04/21 12:04:48 [社会福祉](#)

国の利益としての国益があるように、県の利益としての県益があるとすればそれを損ないかねない事件が起こっています。昨日付の朝日新聞※1 によれば、「広島市で開催中の第26回全国菓子大博覧会・広島(ひろしま菓子博2013)で、主催者の実行委員会が電動車いすでの入場を拒否していたことがわかった。出展者が抗議したため、実行委は20日、平日のすいている時に限って電動車いすの入場を認めることにした」

とあります。また、「実行委は大会のウェブサイトで『会場内への電動車いすでの入場はできません』と明示。19日の開幕以降、電動車いすで来た2人の入場を断った」とのことです。そして、その理由として「実行委側は『急発進すると危険で、万一、災害時にバッテリー切れなどが起きると困る』と説明している」のだとか。

なるほど。本来であれば、電動車いすの方は全日利用が出来ないと言っていたのだが、土日の混雑する日にち以外であれば、入場をご許可いただけるのですね。驚愕の対応です。本博覧会の名称は、「ひろしま菓子博 2013」となっていますが、直ちに「ひろしま」という文言を取り下げて頂きたい。こんなことに加担すれば明らかに県益を損ねることになるからです。しかし、「ひろしま」を取り下げるだけでは、根本的な問題解決にはなり得ませんので、この場をお借りして論駁しておきます。

気になって本大会ウェブサイトを見えています。大会の目的として、「『人の心を穏やかにする』、

『人生を豊かに彩る』、『心と体を健康に保つ』という『人々を幸せにするお菓子のちから』を歴史、交流、生活・文化などの観点からPRするとともに、広島開催にふさわしい『国際性』や『平和』の視点に立ったメッセージを発信する」と明記されています。「広島開催にふさわしい」「『国際性』や『平和』」の視点に依拠した大会。この事件を通して、改めて「国際性」や「平和」について考えて頂きたいという皮肉った問題提起なのかと思わされるほど、目的と乖離した対応ではありませんか。「国際性」とは、多様な国や民族、文化を尊重しながら対等な立場で連携を図る性質であると理解しております。また、「平和」とは、あらゆる人々の人権が尊重されることを究極的に意味するものであると認識しておりますが、若輩浅学の考えが大きく誤っているのでしょうか。つまり、大会の公式目的とは明らかに乖離した対応を取られていると言えます。この点をどのようにお考えなのでしょうか。

言うまでもなく、世界的潮流の中で、多少の犠牲はやむを得ない(「犠牲」の側の立場からすればこれは被害以外の何物でもないのだが)というスタンスをとっていた時代もありました。しかし、現在の潮流は、多少の犠牲も許さないという流れになってきています。恐らく、一部の犠牲を強いる社会は、全ての人々にとって真に閉塞した暮らしにくい社会であることが漸く理解されてきた結果ではないでしょうか。その意において、我が国はその潮流に完全に乗り遅れていると言えます。「ほぼ4年に1度、全国各地で開催されている日本最大のお菓子の祭典」としての大博覧会でこのようなことが平然と行われているのですから。

電動車いすの方は平日にしか入場が出来ない大博覧会。こんなことが海外で知られば、国際的失笑を買うこととなります。そうなればこれは県益どころの話ではありません。正に、「国際性」ではなく反国際性の営みそのものではありませんか。また、一部の人々を公然と排他・排斥しておいて、悪びれる様子もない姿勢からは、反人権すなわち反平和の祭典であるとも受け止められかねません。

因みに、電動車いすに日常的に乗っていらっしゃる方々を私もよく存じ上げている立場ですが、『急発進すると危険で、万一、災害時にバッテリー切れなどが起きると困る』との理由は的を射ていませんね。日常的に本人の正に「体の一部」として機能しているものをどれほど高い確率で誤操作することがあるのでしょうか。「急発進する」電動車いすを私は今まで見たことがありませんが、その発生率は、例えば子どもが急に走り出す「急発進」と比べてどちらが頻度が高く、どちらがリスクが高いのでしょうか。電動車いす利用者は、先ほど申し上げている通り、正にその車いすが「体の一部」そのものとなっているわけです。よって、それが機能しなければ大変お困りになることは我々以上に、そんなことは言われるまでもなく認識をされているはずで、「バッテリー切れ」を起こさないように細心の注意は日常的に払われていますし、そんな状況に遭遇されている方もお見受けしたことがありません。要するに、利用拒否という答えが用意された状況下で、理由は後付けの関係にあるわけですね。

本大会の目的のその他の行を最後に引用しておきます。「広島県内だけでなく全国、海外から多くの人に来場してもらい、経済波及効果をより一層高め、地域経済の発展に寄与する」。

正に、経済至上主義と、平和と人権そして真なる国際性は反目する関係にあることが垣間見られる事件でもあったのです。

※1 『朝日新聞』2013年4月20日

## イギリス語と音声言語

2013/04/19 02:41:28 [社会福祉](#)



またまた facebook のお「友達」より大変有益な情報を仕入れることが出来ました。「鳥取県の平井伸治知事は11日の記者会見で、手話が言語であると明確に位置付け、日常生活の中でより使いやすい環境を整備する『手話言語条例』の制定を目指す考えを示した」ということであり、本条例の制定が実現すれば、「全国初」の出来事となるとの事です※1。

世界的視座で見た際、手話は明確な言語であると認識されていることは周知の事実です。そこには、音声言語以上に優れた多様性があることも強く確認されてもいます。しかし、この常識が、どうも我が国においては非常識とされているようです。わざわざ条例化しなければならぬほど、非常識化している訳ですから。

音声言語も手話言語も等しく言語であると認識した「場合」、例えば生まれながらにして重度の聴覚障害者は手話言語を選択した方がその習得に苦労の少ないことが予想されます。しかし、多くの専門職やその家族は音声言語の習得を勧めている傾向があるようです。一体なぜでしょうか。

同様のことは、イギリス語と日本語の関係においても見る事が出来ます。双方の言語を話すこ

との出来ない国民や民族が、今から新たに習得する言語を二者択一する場合どちらの言語を選択するのは今や世界の常識ではありませんか。当然に、「世界共通語」となりつつあるイギリス語を選択する方が圧倒的に多いことに帰結します。イギリス語も日本語も等しい言語であるにも拘らずです。

回りくどくダラダラ書くのを止めるとして、何を申し上げたいのかと言えば、ここには明確な言語間の差別構造が見て取れるということです。手話言語よりも音声言語を用いることが出来る人間が、日本語よりもイギリス語を話すことの出来る人間が優位に立ち振る舞える社会構造があると言えます。ですので、音声言語よりも手話言語を選択した方がその習得時間や労力の軽減が図れるにも拘らず、聴覚障害者の多くは音声言語を習得せざるを得ない現状があるのでしょう。イギリス語圏に生まれた国民と民族は生まれながらにして「世界共通語」を話すことが出来るのですが、我が国の様にそうではない民族と国民は新たな時間と労力を払ってその習得をしなければ「世界共通語」を用いることが出来ないのですからこれほど、不公平なことはありませんまい。

限られた人生の中で、単にコミュニケーションのために「世界共通語」としてのイギリス語を長い歳月を要して習得しなければならない日本の現実と、同様に音声言語の習得を強いられている聴覚障害者の現状からは共通する課題が見えるのではないのでしょうか。

言語学のように言語やその背景にある文化を学ぶためにであれば話は別でしょうが、単にコミュニケーションを図るために、本来の社会生活において習得の必要の無い言語を学ぶということはそれは人生における有意義な時間の使い方であるとは思えません。なぜなら、最も大切なことは、伝える方法ではなく、伝える中身にあるのですから。仮に、明確なコミュニケーションの方法を有していたとして、伝えるべき内容が論理的浅薄であれば、全く以って意味がありません。この場合重要なのは、コミュニケーションツールとしての言語ではなく、伝えるべき内容であり、それは伝え手の中にある人格・情動・理論・思考によるものと思われまます。であるならば、イギリス語や音声言語を習得する時間を、伝える中身を高めるために費やすことこそが、限られた人生における最も有効な時間の使い方なのかも知れません。

「音声言語も手話言語も等しく言語であると認識した『場合』」と書きましたが、本来は言語間に格差などあってはならないはずですが。しかしながら、そうはなっておらず、そこには格差や差別構造が蔓延しているのが現状であり、であればこそ皮肉を込めて「場合」と表記をしました。これを明確な差別構造であると捉えることの出来る人権感覚を培いたいものです。また、これは本来の愛国心・愛民族心の観点においても重要な視点となります。

斯様な視座に立てば、小学校からのイギリス語教育の導入や、聴覚障害者に対する支援の在り方の本質が見えてくるのではないのでしょうか。まさに、ミクロとマクロの双方の視点を有して成され

るのがソーシャルワークであり、社会構造の捉え方を誤れば、それが誤った対人援助活動に繋がることの所以でもあります。

※1 『中国新聞』2013年4月11日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(2\)](#)

## 通所サービス事業所として地域社会と連携する・地域に貢献するということ

2013/04/15 00:45:17 [地域密着型サービス](#)

### 1. 介護保険事業における地域包括ケア考

制度としても4月から謳われ始めた地域包括ケア。その言葉には随分耳慣れしてきた昨今ではないでしょうか。厚労省における定義やその他研究者及び実践者による定義も含めて考えると、言葉自体は普及しつつあっても、その内実、具体的なあり方までは共通理解が成されていないように思われます。そもそも、多様な地域性が存在する津々浦々で、画一的な発想で行うべきではないのかも知れませんが、また今はまだその時期ではなく、多くの新しい可能性に挑戦し続ける時期にあるのではないのでしょうか。地域包括ケアはこうあるべきだと凝り固まった実践を行うには、時期尚早であるということです。

そのことを前提に、私になりには、3つの視点が欠かせないと考えております。一つは、利用者の支援において、介護保険サービスに限定したフォーマルな社会資源のみならず、その他フォーマル・インフォーマルな社会資源を積極的に活用していく視点にあります。その際の社会資源に対するアプローチは、その把握のみならず、発掘・開発・創出という積極性のある関わりが不可欠であるとも認識します。更なる視点は、医療・保健・福祉の連携のみならず、その他司法・教育・環境等あらゆる分野における連携の幅広さが求められているという点です。総人口における認知症高齢者数が更に増加するであろう20年・30年先を見据えたまちづくりを念頭に幅広い連携が求められています。また、医療と福祉の連携は未だ不十分であると言われております。ケアマネジャーが主治医との連携を不得手としていることは、あらゆる研究データや資料としても登場してくる有名なお話です。地域包括ケアを推進するに当たって、実はまず手を付けなければならない点は、今更ながら医療と福祉の連携にあるように思っております。最後の視点は、未来志向の地域包括ケアにおいて欠かせないものです。いわゆる対象者を限定しないケア。つまり、介護が必要な高齢者だけを対象にした実践ではなく、同じ地域住民のうち、あらゆる生活課題を抱えていらっしゃる人々を対象にケアを展開していく共生ケアの視点がこれに当たると認識しております。対象者を限定しない共生ケアの必要性は謳われているものの、それが中々普及しない理由を検証し、今後再構成する中で、新しい形の普及を目指すべきだと考えます。



地域包括ケアは、定義や概念等の形から入らずとも、目の前の利用者の生活支援を真摯に考えることからその必要性が理解されるものではないでしょうか。生活支援における「生活」は、質的に非常に幅が広く、時間的にも24時間365日の連続性のあるものです。それを果たして、「介護」だけで支えることが出来るのか。また、社会学者の上野千鶴子氏も採用・同意されている次のケアの定義から類推してもそれはよく分かるのではないのでしょうか。即ちケアとは、「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係」※1と定義されています。直接介助や支援をする「行為」ばかりではなく、その「関係」に言及している点が注視に値します。この「関係」は狭義で言えば、ケアをする側とされる側の関係を指すのではないかと思います。つまり、良質なケアとは、ケアされる側もする側も幸福でなければならず、であればこそ、ケアする側の幸福を担保するために介護者も誰かに支えられる必要があると言えるでしょう。要介護者のみならず、その方を支援している介護者の双方の支援を鑑みた際、果たして福祉・介護専門職だけでその支援を成し遂げることが出来るのでしょうか。また、本定義によれば、介護やケアは、「社会的枠組みのもとにおいて」行われるわけですから、如上の様にケアをする側とされる側の関係を越えた幅広い相互支援を構築していかなければその実現は成されないものと理解されます。つまり、福祉・介護のみでは、利用者の生活を守ることが出来ない。この自明の理の下、あらゆる社会資源との連携を図り、そのことをもって利用者の生活支援に期する視点を我々福祉・介護専門職は持つべきであると強く申し上げておきたいと思えます。

斯くの如く、利用者の個別支援といったミクロから端を発しても、また制度等のマクロからの視座であっても、双方の視点において地域包括ケアの様な実践が今強く求められているようです。冒頭申し上げたように、しかしながら、これは未だ創設期にあり、開発途中のものであると認識すべきです。これから全国各地域における多様な実践の中から改めて帰納的に定義づけられていくものと考えております。ですので、もっと自由闊達に議論されていいのではないかと思います。

## 2. 地域に開けた通所サービスになるためのアクションプラン

上記の考えを踏まえた当法人(以下「地域の絆」という)が考える11のアクションプランをここではご紹介しておきたいと思えます※2。「地域の絆」では、認知症対応型通所介護をはじめ、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護の運営を行っておりますが、これら地域密着型サービスの運営の中で、まちづくりの拠点化を図る具体的な実践を行っております。

### ① 地域住民との協働運営の視点。

「地域の絆」の運営する各事業所に対して、「開設一年目からの凄く地域と連携が取れていますね」とよくご評価を頂けることがあります。しかしながら、私たちは開設一年前から地域住民に対する

関わりを始めているのが常です。建物の設計図面が青写真の段階で、地域住民に対する説明を開始するのです。多くは、公民館やコミュニティセンター等の公共施設をお借りして、場合によっては何度も住民説明会を開催させていただきます。毎回の説明会の要旨としては、①法人理念、②施設機能、③地域支援、④建設工事、それぞれの項目について説明を行っています。実は特に大事にしていることは、①と③にあります。法人が如何に地域のために事業を始めようとしているのか。法人の地域に対する思いと姿勢を伝えることに焦点化して説明を行います。②はよいのかと意外に思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、こちらの利己性が見られる②については、敢えて熱心に説明しないのが私たちのやり方です。そして、ここでは必ず質疑応答の時間を設け、意見交換の時間を取ります。また、その場では意見の述べにくい方もいらっしゃいますので、必ずアンケート用紙を配布し、ご意見の把握に努めるようにしています。実は、「地域の絆」の各事業所の名称は、地域住民が説明会やアンケートを通して命名して下さったものです。

また、一部地域密着型サービスにおいては、災害時の避難訓練等は地域住民と協働で行うように努める必要が省令で謳われています。私たちも避難訓練は極力地域住民の参加の下実施をしております※3。地域住民が避難訓練に参加することで、私たちの勤務体制や人員配置、利用者の生活等のご理解を頂くことにも繋がっています。ある地域住民は、職員数の少なさに驚かれる方もいらっしゃいますし、車椅子の押し方が分からないので、協力できないとおっしゃられるなど色々と感じ考えるところがあるように見受けられます。

その他、開設時に職員が集まらない時は、地域住民が職員の斡旋を次から次へと下さったことや、協力医療機関が中々見つからなかった際には住民が地元の医療機関と話を付けて下さることもありました。

地域包括ケアが促進されると、利用者は概ね 30 分の移動圏域内でサービスの利用をすることになります。であれば、自らが住んでいる地の一番身近にある事業所を今そして将来利用することになるはずです。要するに、今は介護が必要ない住民も、将来は目の前にある事業所にお世話になる可能性が高い。だからこそ、将来の自身の生活に備えて、今のうちに事業所の支援を行っておく必要があるのではないのでしょうか。傍にある事業所のサービスの評判が万が一不評であれば、今のうちに何とかするよう行政に指導を要請する必要もあるかも知れません。地域包括ケアは、このような住民自治の視点にも繋がるものです。また、それをコーディネートする専門職は、その様な視点をもって地域住民に理解と協力を求めては如何でしょうか。

## ②共生ケアの視点。

「地域の絆」では、地域包括ケアを対象者を限定しないケアと捉えて実践を重ねています。地域福祉の実践において重要な視点は、「支える側」と「支えられる側」は固定化された関係ではなく、役割や環境が変わればその立場は逆転・変化することがあるということです。また、地域住民との信

頼関係を構築するために必要な視点は、高齢者のケアと相談にはのるが、児童や障がい分野のことについては対応しないという姿勢ではなく、あらゆる生活課題を抱えていらっしゃる地域住民に対して、出来ることはさせて頂く姿勢が無ければいけないと考えています。❶で述べたような地域住民に協力を要請するのみならず、事業所としても地域に対して何が出来るのかを考えなければならぬのだと認識しております。

「地域の絆」の各事業所では、毎日の様に、要保護児童や障がい者がボランティア活動に参加されています。ボランティア活動は個別に様々な意味合いがありますが、共通する目的としては、居場所づくりと自己有用感の醸成であり、この点において一定の効果があるものと認識しています。また、認知症高齢者が児童に対して食器の洗い方や調理の仕方、平素の服装においてまで適切に指導され、それを児童も素直に受け入れている不思議な光景を目にすることは珍しくありません。事業所内においては、そこには専ら「ケアをする側」と「ケアをされる側」の二つの関係が存在します。児童や障がい者、そして、地域住民が事業所内を出入りすることによって、例えば、児童に何かを教え、教わる関係も派生します。つまり、多様な関係性は、事業の中では中々生まれづらく、やはり、地域にある多様な立場の人々が事業所に関わりを持つことによって、利用者の生活はより豊かになるとも言えます。

「地域の絆」の共生ケアの特徴は、あらゆる対象者を受け入れない点にあります。もちろん、主たる対象者である高齢者はどの様な方でも対応させて頂くことは言うまでもありません。申し上げているのは、それ以外の児童や障がい者のことを指します。私たちは、福祉分野における介護の専門職です。そこに対しては一定以上の責任ある仕事が出来ますが、それ以外のスペシフィックな分野に対応するには限界があると認識しています。私たちは、自身の「出来ること」と「出来ないこと」を自覚している者のことを専門職と呼んでいます。であれば、自らが対応できないことを無理に引き受けるべきではなく、しかし、度外視するでもなく、そこに対応ができるその分野のスペシャリストに繋いでいくことが大切であると考えます。認知症ケアや介護のスペシャリストを育成すること自体が多大な時間と労力を要する中、児童や障がい分野の勉強にまでは手が回らないのが現状です。それほど、介護は甘くはありません。ですので、私たちは、福祉専門職としての共通基盤（ジェネリック）の部分で対応を行い、それ以上に特別な専門性を要する場合は、特別（スペシフィック）な対応が出来る専門職との連携の下に、共生ケアの展開を図っています。そうです。専門職として、責任の持てる「共生ケア」を志していると言って過言ではありません※4。

### ❷ 基本的コミュニケーションの実践。

有事に連携するためには、平時における日常的なコミュニケーションが欠かせません。出退勤時、送迎時、利用者の外出支援時等における地域住民との日常生活会話や挨拶を非常に大切にしています。地域住民との日常生活会話も大切な仕事であると位置づけています。意識すれば直ぐに出来ること、当たり前のことを組織だって実践する必要があるのではないのでしょうか。

#### ④情報の開示性。⑤空間の提供。

地域との連携における調査等で、専ら上がってくる課題が個人情報保護法による障壁だとか。「地域の絆」の各事業所では、常に地域住民の出入りがあります。これはある種、個人情報が“垂れ流し”の状況にあるのかも知れません。しかし私たちは、利用者の個人情報は利用者の生活の質を高めるために用いると考えております。個人情報は積極的に保護するのみならず、利用者の生活の質を高めるために必要であれば、利用者の同意を得た上で積極的に開示すべきものでもあるはずで、地域的閉鎖は却って利用者の生活の質を低下させる事実を目をに向けた対応が求められていると思っています。「地域の絆」のある事業所では、「徘徊」されて一人で外出される可能性のある利用者の個人情報を、本人・家族の同意の上、自治会の総会や回覧板を用いて積極的に情報の開示を行っています。そのことで、「徘徊」時に地域住民が連絡を下さることや、事業所までお連れ下さる関係を構築するに至っています。

また、まちづくりを実践するためには、人が集い活動する空間が必要であると言われています。まさに、事業所はそれを有していますので、事業所の空間を積極的に地域住民に提供させて頂いております。子ども会の役員会や、老人クラブの総会、下校時の子ども達の待機場所、子どもたちの遊び場、喫茶や足湯の活用など、地域住民に努めて事業所の空間をご活用いただくようにしているのです※5。地域住民が事業所空間を活用することによる事業所の利点は大きく2つあると認識しています。①利用者の継続的な支援と、②事業所内における「普遍的な関係性」の維持が可能となる点です。①は、現在介護が必要でない地域住民も10年すれば「地域の絆」のサービスを利用するようになる事も考えられます。現に、喫茶コーナーや足湯をご利用の地域住民には高齢者が多く、既に要支援状態にある方も多くいらっしゃいます。その方々が、本格的に介護が必要になった際に、「通い慣れた」事業所で介護サービスを受けることが出来る様になればそれは、環境変化を極力低減させた形の継続的支援に繋がるものと理解が出来ます。②については、閉鎖された空間内における介護は、支配的援助関係に陥りやすい環境にあると言えます。24時間365日閉ざされた空間内で、介護をする側とされる側のみが存在する環境には、両者の関係性に偏向が生じ、結果、介護する側が恣意的に利用者を管理してしまうといった陥穽にはまる素地があると言えます。そのような偏向した関係を極力「ノーマル」な関係に補正するためにも、そこは地域に開かれた空間であるべきだと認識します。良質なケアを維持するためには、外部の視点や視線を感じながら程よい刺激と緊張感を得ることが不可欠です。地域にはそのような力があるのです。

#### ⑥親密度を高めるための多様な仕組みづくり。

地域との関係づくりは、待っていても何も始まらないと考えます。まちづくりの主体者である地域住民が自ら地域に関わり、創っていくための切っ掛けや仕掛けを用意することが大切ではないでしょうか。「地域の絆」では、利用者の支援や、イベントの運営等何かの目的があって地域住民とコミュニケーションをとることもありますが、それ以外に、何の目的もない、いや地域住民との親密度を



高めることだけを目的としたコミュニケーションをとらせて頂くことが多々あります。例えば、ペットボトルのキャップやプラスチックトレイを事業所で回収したり、公道に面した土地で利用者と畑を作る事や、喫煙場所を地域住民とコミュニケーションの取りやすい場所に変える等、兎に角忙しい業務の中で、少しでも地域住民とのコミュニケーションの質と量を増やす工夫がなされています※6。

連携には、「有事」を克服するために行うものと、「平時」から行うものがあると認識しています。連携には双方の視点が重要であり、人は「有事」(困った時)だけ、連携を図ることが出来ないため、「平時」(日常)の顔と顔の見える関係を数多つくり、それを深めていく地道な実践は避けては通れないと考えています。

#### ⑦組織として対象地域像を明確化。

組織だって地域福祉活動を実践する際の前提条件は、主たる対象「地域」の圏域を設定することと、その共通認識を持つということでは無いでしょうか。※7にある厚労省の報告書を見ても「地域」の圏域は様々です。例えば、ある職員は市内を地域と捉え、別の職員は自治会を地域と捉えて地域福祉活動を行っている場合、その実践の在り方そのものが職員によって違うということになります。これでは、組織(事業所)として地域福祉活動を実践しているとは言い難いと認識しています。ですから、「地域の絆」では、地域福祉活動における主たる対象圏域の設定を次の様に定めています。「高齢者や子どもが、徒歩もしくは自転車で活動できる物理的範囲を考え、自治会及び小学校区の範囲を対象圏域と考える」。基本を自治会と捉え、更にその範囲を広げたとしても小学校区までを対象地域と捉えています。これはもちろん、通所サービスのサービス提供範囲との関係性や、地域性によっても変化すべきものであると理解しています。「地域の絆」の各事業所は今のところ市街地にしか事業所がありませんので、如上の設定としているのです。いずれにせよ、基幹事業の形態と地域性を鑑みながら、対象圏域の設定とその共通理解を確立することは、事業所における地域活動の必要条件であると言えます。

#### ⑧地域支援に対する職員の意識化。

事業所が地域との関係性を構築する為の第一義は職員の意識です。全職員が、地域包括ケアや地域密着といった地域住民との関わりの重要性を理解しておらねば、地域との関係を深めることは出来ません。紙幅に限りがありますので、ここでは「採用」の重要性を申し上げておきたいと思います。同じ方向に向かう“電車”に乗れる職員だけを「採用」することこそが、「採用」の要諦です。「地域の絆」では、地域支援を掲げる法人理念に共感しない方の採用は致しません。採用時に、お一人に約1時間半の時間を費やし、その説明と確認を行います。その丁寧な「採用」を通して、法人理念に一定の共感を持つ方のみを職員として迎え入れるのです。無造作に策の様に職員を採用しておいて、その後の「育成」で人が育たないと嘆くのは本末転倒ではないでしょうか。実は、「採用」は「育成」の要諦とも言えるのです。



#### ⑨関わりのプロセスを大切にす。

地域との交流を促進するために、イベントの運営や、交流スペースの開放、共生ケア等々の多様な実践を行っておられることと思います。しかし、大事なことは、盛大で煌びやかなイベントを行うことでは無く、その準備から当日の運営を経て反省会等の終結に至るまでの過程において、如何に地域住民との交流が促進できるのかにあります。

「地域の絆」では、例えば、イベントの運営における人手や備品の確保は、全て地域住民のご協力を得て行っています※8。また、その為の準備期間として、イベント開催日の2ヶ月ほど前から地域住民と協議を始めています。介護業務の合間に準備をしているため、最低2ヶ月の準備期間を要する訳です。この営みを何年も続けることで、公民館や集会所の貸し出し可能な備品(長机・パイプ椅子等)の数や、地域住民の自宅の倉庫にある備品(材木・工道具・杵・臼等々)、地元企業の有する備品等を職員は把握できるようになります。かてて加えて、地域住民と協議を行う際の順序や、地域住民ひとり一人の人柄や、持っている技術までも理解するに至っています。協議を行う際に、キーパーソンとして外してはならない住民を度外視して進めてしまったが故に後にトラブルが発生することもありました。住民の人柄を理解しなければ、交渉の精度も高まりません。また、職員と住民との個人的な相性や関係性も連携時の大切な要素となります。そして、忘れてならないことは、地域が有するストレングスに着眼する視点です。住民はそれぞれが多くの強みを持っていらっしゃる。大工仕事が得意な住民、音響等の電気関係が得意な住民、菜園についての知識をお持ちの方、餅つきの杵取が出来る方など、それぞれの強みを活かした関わりをしていただくことが地域力を高めることに繋がるものと理解しています。全ては多くの失敗を繰り返しながら理解に至った「地域の絆」の財産であると言えます。

#### ⑩ネットワーキングやコーディネーションの視点。

「地域の絆」では、医療・保健・福祉領域との連携のみならず、教育や司法分野、地域住民との連携が一定程度図られています。そのことによって、多様な情報収集と、新たなネットワークの構築が成されていると実感しているところです。

②でお伝えした共生ケアなどは、医療・教育・司法分野の専門職と連携を図った上で実践が成されています。小児科医との連携のもとに発達障がい児の受け入れを行ったり、家庭裁判所との連携のもとで触法少年や不登校児の受け入れに至っております。この様に多様な分野と繋がることによって、地域ニーズに触れる機会を増やすことが可能となります。

また、活動圏域以外(市外・県外・海外)で活動されている人々との交流を通して、自身の実践を高めていくことも大切な視点です。「地域の絆」においても、活動圏域外の見学者の積極的な受け入れや、講演活動等を通して活動圏域外の人々との交流を意図的に行っているところです。そのことを通じて、活動圏域内の実践が高まることは想像に難しくはないでしょう。

#### ⑪ 複数の実践を複合的・有機的に展開。

最後に、上記に列挙させて頂きました実践は、多くの実践のごく一部に過ぎません。大切なことは、1つの実践だけを継続して行うよりは、複数の実践(内容や頻度、時間帯、場所、対象者の異なる実践)を同時に行うことが効果を発揮しやすいということです。つまり、一年に一回夏祭りを行っているだけの関わりでは、恐らく上手くはいかないと思われれます。複数の実践を同時に“仕掛けて”行くことで、多様な住民と接点を持つことができ、多様な住民同士を繋ぐことも可能となります。また、複数の実践が共鳴し、それぞれが進展することもあるのです。どの実践にも共通する課題が見えてくることも。

ひとつ一つの実践を丁寧に重ねていくと同時に、複数の実践を複合的・有機的に機能させることも合わせて重要であるところでは申し述べておきます。

### 3. まとめ・今後の課題

地域包括ケアの考え方から、「地域の絆」における具体的なアクションプランについて叙述させて頂きました。総じて大事なことは、個別支援にも地域支援においても、モニタリング(経過観察)と再アセスメント(事後評価)に力点を置くことにあります。特に、地域支援においてはアセスメント(事前評価)が困難であり、その精度も期待できないことから、一人の地域住民の声から実践を始めることも珍しくはないでしょう。大切なのは、その後の援助活動から地域住民の反応や思いに触れる中で、その思いを察して知ること、そしてそこで知り得た情報を言語化し、組織内で共有することにあります。その共有した暫定的な地域住民のニーズをもとに、次の計画と活動の中身を変化させていく。そして、その活動で知り得た情報をまた組織で共有する…。その繰り返しこそが非常に重要であると考えております。その活動プロセスを図式化したものが※9にあたります。一辺倒に同じやり方を続けるのではなく、地域住民の反応を見ながら、やり方を少しずつ変えていくことが必要です。例えば、①では、避難訓練時に、地域住民から車椅子の押し方が分からないので協力できないと言われたことをご紹介しました。「地域の絆」の職員は「分かりました」とそこで決して終わらせることなく、その後間髪を容れず地域住民を対象にした車椅子教室を開いたのです。当然にして、多数の参加者を得ることが出来ました。そこから言い得ることとして、一番やってはいけないことは、地域住民のニーズが分からないので何もアプローチをしないことです。しかし、地域住民のニーズなど端から理解している人などいないはずで、※9にあるように、一人の住民の主訴からでもいいのでまずは活動を始めること、行動を起こすことが求められます。

最後に、認知症ケアの現場でパーソンセンタードケアが叫ばれて久しい昨今ですが、それを成し遂げるためには利用者を取り巻く社会環境の変革が不可欠です。地域包括ケアは、単なる地域住民との交流促進に終始するのではなく、利用者の生活を中心に、地域の社会資源を把握する

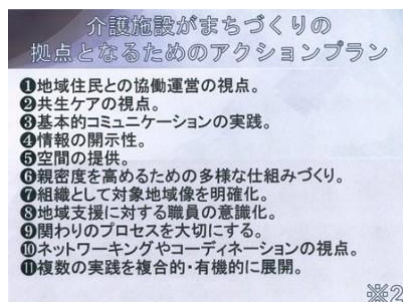
のみならず、発掘・開発・創出する積極的な地域への働きかけがあって初めて成立するものであるはず。であればこそ、そこには、ソーシャルワークの視点が無ければ実現が難しいものと思われる。

地域包括ケアは、地域社会に目を向けたケアではなく、地域社会を変革することで成立するケアであると鑑みれば、それはソーシャルワークの一部であると位置づけることも出来るでしょう。これからのケアは、ソーシャルワークの視点を持たずして、確立できないものであると言って過言ではありません。

※1 上野千鶴子氏『ケアの社会学』太田出版 P.39 2011年8月

※7 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」2008年3月31日

※2



※3



※4



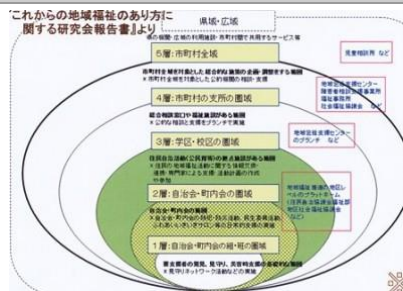
※5



※6



※7



※8



※9



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

**いま迫る福祉・医療経営の危機**

2013/04/03 12:06:48 [社会福祉](#)



2013年春闘ではベースアップを表す企業が多く見られているようです。特に、その多くが大企業に顕著な傾向があると認識しております。巷では、アベノミクス効果であると認識されているようですが、若輩の考えは若干異なります。つまり、昨今までの景気維持の“阻害”要因が取り除かれた結果復元的状況が生じているものとの分析です。タイにおける広範かつ長期の水害や、東日本大震災、中国との外交摩擦等が一定の収束を見せたことによる景気の回復がその根底にあると認識しています。世の中そんなに甘くはないと静観しておりますし、今後 TPP に参加をすれば、中長期の視点において景気の維持すら難しくなる状況を推察しております。元来工業製品の関税率は低い為そこから利を得ることは少なく、翻って、農業・医療・介護・保険分野においては外資の参入によって大打撃を被ることは暗に予測が立つはずで



本論から逸れてしまいましたが、この度大企業については如上の理由によって、ベースアップが一部実現しそうな状況にあります。今後2%のインフレターゲットが実現し、来年4月より消費税の増税が行われます。特に、2%の物価上昇においては、その分企業は収益を上げることが机上の理論としては可能となります。その収益を従業員の賃金に配分することも理論としては不可能ではありません。推測できる課題としては、競争原理の中で、仕入れ・下請けにおける価格競争は維持されるでしょうから、一部の企業が大きな収益を上げて、その他中小零細企業は依然変わらぬ状況に陥るばかりか、それ以下の状況に見舞われる可能性も否めないことにあります。

しかしながら、理論としては、多くの企業は収益を上げる機会を得る事になるでしょう。そうした中、専ら社会保障費を財源に事業運営を行っている福祉・医療事業については、報酬単価の上からぬ一方、物価のみが上昇する大変厳しい状況に見舞われることとなります。特に、比較的高額な報酬を得ることができる診療報酬ではなく、ぎりぎりの経営を強いられている介護報酬においてはこれは看過できない事態を招くものと認識しています。この点、消費税における議論は、福祉・医療分野においても成されているものと認識していますが、2%のインフレターゲットにおいてはこのような議論が皆無であるように受け止めております。早急にこの議論を政策協議の俎上に載せ、世論を喚起する必要があるのではないのでしょうか。

また、事業収入のみならず、先般平均6.5%（最大10%）の削減が決められた生活保護費においても同様のことが言えるはずで。言わずもがな、現状においても、物価下落が認められているのは、家具や家電等の“贅沢品”であり、生命維持に欠かせない水道光熱費や食材料費はむしろ物価上昇の傾向にあることを鑑みれば、生活保護受給者の生活は今後益々厳しいものになってくることは必至であります。

ソーシャルワーカーの視点に立ってみれば、誠世の中は、世間で騒がれるほど上手くは行っていないばかりか、不安が募る毎日であります。特に、福祉・医療経営においては、厳しい時代に突入することが避けられないのが現実の様相であると言えそうです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

**[「誰か」を排除しないために取るべき道](#)**

2013/03/26 21:51:24 [社会福祉](#)



Facebook を初めて 1 年以上になります。所謂「友達」が時に有益な情報を提供して下さることが一つの大きな魅力でもあります。「有難い」ことに本日も驚愕の事実を知ることが出来ました。「兵庫県小野市の福祉給付制度適正化条例案が原案通り成立する見通し」との毎日新聞の記事なのですが、どうにも本条例は「生活保護費や児童扶養手当について、パチンコなどでの浪費を禁じ、市民にも通報を求める」ものらしく、「条例案は不正受給や困窮者支援に関する通報だけでなく、パチンコなどギャンブルでの浪費も禁じ、常習的に浪費している受給者に関する通報を市民に求めている」、「全国でも珍しい具体的な用途規制の条例となる」のだとか※1。

条例自体は「全国でも珍しい」のかもしれませんが、実は関連記事を調べると類似の事例が数多あることに更なる驚きを抱きました。例えば、大阪府寝屋川市では、「生活保護不正受給防止等への取組(生活保護適正化ホットライン)」を設けています。市のホームページによれば、「生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお最低生活を維持できない世帯に適用される制度です。収入の未申告や居住実態の虚偽のほか、認めていない車の保有、医薬品の転売、暴力団員の受給などの不正は認められません。寝屋川市では、生活保護制度の適正・厳正な運営を行うため、(中略)市民の皆さんからの情報を受付けています。総合センター内に専用電話、メールおよび窓口を設置し、2名の専門の職員が情報を受け、調査を行い、不正等を確認した場合には、保護費の返還や必要な指導および保護の停止・廃止を行うとともに、悪質な場合は法的対応も含めた厳正な処分をいたします」とあります。

小野市と寝屋川市の取り組みは、端的に、生活保護受給者の生活行動に対する市民の監視要請ということになるでしょう。「不正受給」は確かに許されぬ行為であります。しかし、「不正」は生活保護受給者にのみ発生するものではなく、政治家や官僚、大企業のトップを含めた広く市民の中にも起こり得るものではないでしょうか。それを生活保護受給者に対してのみ市民に監視要請を求めるところに私は差別や排除の論理を感じずにはいられません。これらの行為が、明白な差別であり排除の理論で成り立っている事実気づかないのであれば、あまりにも人権感覚に疎すぎるのではないかと自身は考えます。が、これが基礎自治体によって進められている事実を通して、その鈍麻された人権感覚が社会の中で普遍化・常識化している現実を突き付けられた感がありま

す。

また、生活保護水準以下の生活をされている方の内生活保護を受給されている方の割合とされる捕捉率は、20%～30%代と我が国は先進国の中で最も低い水準を維持していると聞きます。斯くの如き、生活保護は、受給者に対してスティグマを与える傾向にある中、如上の措置を行政が行うことにより、またそれが全国的な気運となり蔓延することによって、自ら受給申請を行わない人々が増えることも想像に難しくないはずです。この様に他者に対する想像力を喪失した社会は、誰にとっても息苦しく、暮らしにくい社会であると言えるでしょう。

Facebook で知り得た本情報を「有難い」と述べたのは、自身の人権感覚を測る「教材」としては優れたものであること、そして、改めてこのような流れに加担しないことを肝に銘じることが出来たこと、この二つをもって素直に「有難い」と感じたからです。

そして、このような差別や排除の理論における「差別する側」「排除する側」に加担しない方法は一つしかないことも 10 代より知り得た事実として抱えています。社会学者ゲオルク＝ジンメルによれば、「あらゆる現実的な共同社会の実際の量的な限界づけにもかかわらず、重要な一連の限界づけが存在する。その内的な傾向は、排除されていない者は包括されているということである。一定の政治的、宗教的、身分的な円周内において各人は、たいていは自発的ではないにしても、彼の生存によってあたえられた一定の外的な諸条件を満足させ、ただちに『それに所属している』と考えられる。たとえば国家領域のなかに生まれた者は、特別な状態が彼を例外としないばあいは、幾重にも複雑な国家団体の成員である。一定の社会階級の所属者は、自発的あるいは非自発的に局外者とならないばあいは、もちろんその階級の社会的な因襲と結合形式のなかへ引き入れられる」※2 とあります。ここではつまり、社会的弱者や少数派の様に社会から排除されている側と、そうで無い側に人々を大別することが出来るということを示しています。また、排除されている側に対して無関心に傍観している人たちは、排除する側に包括されていることになると言っているのです。まさに、「愛の反対は憎しみではなく無関心」であるということにも通ずる理論ではないでしょうか。であれば、答えは明白。「差別する側」「排除する側」から脱却するためには、傍観者に留まることなく、否と大きな声をあげるしかありません。

ーソーシャルワーカーとして、そして社会構造の一端を担う一人の人間として、自らが「誰か」を排除しないために大きな声をあげる場が私にとっての本ブログなのかも知れません。

※1 「＜生活保護費＞浪費禁止条例、成立へ 市議会委、全会一致で可決 兵庫・小野市」『毎日新聞』2013年3月26日

※2 ゲオルク＝ジンメル著 居安正訳 『社会学 社会化の諸形式についての研究(上)』白水社

## 失敗を生かせない民族性

2013/03/11 01:18:52 [社会全般](#)



今日この日、3月11日に思いを寄せるイベントが津々浦々で開催されています。この度の東日本大震災において我々は多くのことを学びました。どれほどに科学の発展が成されようとも、自然環境の前ではそれが如何に無力であるのか。即ち、我々人類におけるその能力の限界が改めて示されました。また、科学の発展及び近代化に相まって喪失された地域住民間における共同性や社会的信頼度についての課題も浮き彫りになりました。良くも悪くも「絆」が叫ばれる契機ともなったのです。中でも最も大きな、しかし、一部の知識人や若輩にとっては今更ながらの学びは、人類における科学技術の未熟さに対する確認であり、そして原子力発電に対する抜本的な変節にありました。3月11日以前であれば、反原発を叫ぼうものなら“村八分”にされていた風潮が、逆に原発推進を主張すれば排他・排斥される社会へと一夜を越えて変節したのです。若輩は、この短絡的かつ情緒的な変節は如何に我が国の民族性を象徴している様で、少し恐れを抱き静観していましたが、「正しい」流れに我が国がようやく導かれるであろうこの機会と運動を憧憬の思いで静観していました。

しかし、です。安倍首相は2月28日に行った施政方針演説で、原発再稼働に向けた意欲を明示しました。「安全が確認された原発は再稼働します」とのことですが、福島第一原発では未だに放射能が垂れ流しの状況にあります。福島県民の5.4万人もの人々が「後4年」は自宅に戻れぬ状況があるわけです(4年の根拠は何処にも示されていないので当然に括弧書きです)。何度も申し上げますが、人間の成すことに事故がゼロであることは幻想でしかあり得ません。しかも、原子力発電はその性質上その事故が全くもって許されない訳ですから、これは事業としても明らかに成り立たない産物であると言えます。斯様に考えれば、これは小学生でも分別がつくことになりはしないでしょうか。

第二次世界大戦においては、戦争と侵略に対する我が国の課題が浮き彫りとなりました。しかし、これは、多くの命を落とされた人々に対して大変失礼ではありますが、多くの学びの機会ともなり得たはずで、その反省を我が国は如何に、現代社会に生かすことが出来ているのでしょうか。むしろ、その当時の反省と学びが徹底されていないことによって、我が国は混沌とした状況に陥り、そして、国際社会における先導的な役割を果たせずにいます。人は過ちを犯します。それは、人が悪いからではなく、弱いからだとして強く認識しています。であれば、その過ちから如何に学び、そしてそれを繰り返さぬばかりか、新たな方策を打ち出し、次の世代へと引き継いでいくことこそが尊く、そして、それしか出来ぬのが人生であるとも考えています。過ちを認め、そこに真摯に向き合う姿勢こそが尊く、そして、それが自らの誇りに繋がるということが我が国の教育には欠けているのではないのでしょうか。

首相の方針演説を聞いて、失敗から何も学ぶことの出来ない我が国の民族性を憂う気持ちが更に高まりました。先の大戦も含めて、これだけ多くの人命と人生を蔑ろにして、そこから何も学ばないという事は無恥かつ無能の象徴であり、それを国内外に明示していることにもなります。国際社会、そして、我が国の100年先の子孫からは間違いなく失笑を買うことになるでしょう。

確かに、3月11日を境に、原発推進から反原発に急激に変節した民族性にも実は問題を感じずにはいられませんでした。常に表層的・情緒的に急変する集団や組織に明日は無いからです。反原発が「正しい」選択肢であると信じていても、情緒的・衝動的な変節の在り方には不満を抱いていました。熟慮した結果の反原発では無い事が、今回の首相の方針演説を引き出したとも言えそうです。その意において、私たちは自らの頭で考え、行動する力が希薄化しているように思っています。これは、我が国の教育の「成果」であり、当方から見た際の課題であるとも認識しています。

非を認めないことが誇りではありません。自らが行った非と真摯に向き合い、新たな方策を打ち出す勇気を持つ者にこそ誇りは宿っていると言えます。この度の原発事故における真なる反省と、未来に向けた熟慮こそが、我が国の誇りであり、私の愛国心・愛民族心の在り方であることも叙述しておきたいと思えます。

## スポーツと体罰の関係





昨年 12 月 23 日大阪市立桜宮高校に通うバスケットボール部主将が自ら命を絶った事件に端を発するかのよう、スポーツ分野における体罰の問題が次々と取り沙汰され始めました。教育分野における体罰のみならず、ロンドン五輪代表を含む 15 名の女子柔道選手による暴力行為・パワーハラスメントの告発も成されています。

それに対して、桑田真澄氏は自身の経験を通して体罰等の暴力行為の不毛さと愚劣さについて朝日新聞に寄せています。「私は、体罰は必要ないと考えています。『絶対に仕返しをされない』という上下関係の構図で起きるのが体罰です。監督が采配ミスをして選手に殴られますか？スポーツで最も恥ずべきひきょうな行為です。殴られるのが嫌で、あるいは指導者や先輩が嫌いになり、野球を辞めた仲間を何人も見ました。スポーツ界にとって大きな損失です。

指導者が怠けている証拠でもあります。暴力で脅して子どもを思い通りに動かそうとするのは、最も安易な方法。昔はそれが正しいと思われていました。でも、例えば、野球で三振した子を殴って叱ると、次の打席はどうすると思いますか？何とかしてバットにボールを当てようと、スイングが縮こまります。それでは、正しい打撃を覚えられません。『タイミングが合っていないよ。どうすればいいか、次の打席まで他の選手のプレーを見て勉強してごらん』。そんなきっかけを与えてやるのが、本当の指導です」※1。

一流のアスリートと称される桑田氏が述べることに大きな説得力を感じます。しかしながら、このような問題は随分と前から言われ続けてきたことでもあります。例えば、1998 年の年初には有名大学のラグビー部やスケート部の選手が立て続けに婦女暴行事件を起こしています。体罰とは直接関係ないと思われがちですが、体罰指導を普遍的に受け続けてきた選手が他者に暴力を振るうことはその関連性が指摘されてもいました。孫引きではありませんがスポーツ評論家故川本信正氏の言葉を引用しておきます。「戦後、日本は、軍国主義を否定して民主主義に基づく社会を目指してきたなかで体育会は、それに逆行して非民主的、保守的な組織になってきた。学生を統率するのにもっとも効率的な軍隊方式をそっくり取り入れたことがもっとも問題である」「真に自由で明るい、知性と友情に満ちた学生スポーツを育てるためには、もはや手段は、一つしかない。スポーツを愛するすべての大学の学生がこぞって体育会をボイコット(退部決行、入部拒否、会費不払い)、大学当局や先輩を相手とせず、自分たちの手で自主的に民主的にスポーツのグループを

結成し、スポーツの解放区として大学のスポーツ施設を占拠することだ」※2。

そもそもスポーツの原則は、好きな競技を楽しんで実践することにあるはずですが、しかしその原則が叶わぬ状況が蔓延しているのが我が国の体たらくであると言えます。その要因の一つとしては、如上の体育会に体现されるようなスポーツ分野における体質的な問題があるようです。そして、それを自己合理化する要素として、市場原理主義や勝利至上主義があるのでしょう。

プロスポーツは勿論、オリンピックのメダル争いや高校野球に見られるように市場原理主義がその背景にある以上、スポーツは純粋に楽しむだけのものでは無くなるのではないのでしょうか。高校野球においてさえ、甲子園出場を果たすことでそれが母校の宣伝広告になることが言われている訳で、その目的遂行のためには、“優秀”な指導者の指導方針を学校が放置してしまう例も想像に難しくはありません。事実、桜宮高校などではその様な傾向があったように思われます。市場原理主義が強まれば、そこに勝利至上主義の風潮が蔓延っていきます。スポーツを純粋に楽しむことは隅に追いやられ、競技に勝つことだけがその目的と化していきます。そして、そのためには手段を選ばない風潮も芽生えてくるのです。体罰も然り、時にはドーピングも…。

10代の頃より、スポーツを仕事にすることは特に我が国においては難しいと考えてきました。スポーツの本質は楽しむことであるのですが、それが母校や国家の「威光」、単なる「勝利」のために成されることによって、その本質としての楽しみが低減するからです。

本件には、体罰の有無といった表層的な問題ではなく、スポーツとは何かという根本的問題がその背景にあります。純粋に楽しむことを本質としながらも、如何に市場原理の中で持続して行けるのか。この二律背反の呪縛から解き放たれる答えは未だ見当たりません。

※1 『『体罰は自立妨げ成長の芽摘む』桑田真澄さん経験踏まえ』『朝日新聞』2013年1月11日

※2 谷口源太郎氏「谷口源太郎の一望無根 17 大学の体育会を解体しよう」『週刊金曜日』2000年7月28日(325号)

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

誰から何を守るのか？

2013/01/31 11:52:45 [社会全般](#)



政府自民党の政権公約通り生活保護費の削減が決定されました。政権公約を着実に進めるジッコウリョクは前政権の轍を踏んでおらずある意味流石にと思われます。しかしながら、このジッコウリョクは国民の利益を擁護する真なる実行力ではないことは明白です。

13年度分だけで約670億円の削減(就労支援強化や医療扶助の見直し約450億及び生活扶助削減約220億)が見込めるらしい※1。言うまでも無く、生活保護制度は国民の最低限度の生活を保障する最後の砦と言えます。仮に、「真面目に」働いている人々の所得水準が、生活保護水準を下回っているとすれば、生活保護水準に問題があるのではなく最低労働賃金の設定に問題があると捉えるべきでしょう。最低賃金法では、両者の水準の連動性について謳われているのですから※2。斯くの如く生活保護制度は最後の砦というに相応しく、この水準が下がれば、それに連動して最低労働賃金も下がるということにも帰結するのです。となれば、これは生活保護受給者だけの問題ではなく、全国的な問題として議論が必要なテーマとなるハズです。そのようになっていない事こそが第一義的な問題であり、ハズとカタカナで明記する所以でもあります。

いみじくも同日中国新聞の裏面、「防衛費は400億円増」の見出しが目に飛び込んできました。社会保障と安全保障は対立概念では無いかも知れませんが、ソーシャルワーカーとしては社会保障の充実を第一義として叫びたいと思います。これから2%のインフレターゲットによる物価上昇と、消費税増税が始まります。例えば、経団連の反応を見ても労働賃金の増加は見込めないのが現状です。収入が増えないのに物価が上がるという最悪の事態が目前に迫っているわけです。そこで、経済格差は更に増大することになるでしょう。

国とは何かと問われれば、私は国民であると答えます。目前の窮地に追い詰められた国民の生活を守らずして、何処の国から何を守ろうとしているのか。国民の生活を一体誰が守ってくれるのか。私には分からなくなってきました。当政権は自助と自立を強く謳っているようですが、であればそもそもその様な政治は必要なのでしょうか。政治の役割とは何か、といった本質論こそが今問われているようです。

外交については全くの素人ではありますが、米国を押さえて、中国は今や最大の貿易国であることは理解しています。2011年度の貿易総額は約27兆円と言われており、輸入輸出ともに全体

の2割を占めている国です。その様な隣国に対して、対峙・対立を避け、双方に有益な議論を重ねる事がその国民の利益となるはずで

す。やっぱり、政治にもソーシャルワークの視点が必要なのではないかと思える昨今です。

※1 2013年1月28日『中国新聞』

※2 最低賃金法

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

## 2013年 年頭の辞

2013/01/01 02:23:53 [社会全般](#)



本日が一年の始まりであったり、今年が2013年ということに関しては、世界には多様な考え方のある中、ソーシャルワーカーとしてはそのことを尊重したいと毎年この時期に思っています。普遍化された価値規範としての「普通」や「常識」、「公理」といったものから距離を置いて、猜疑心をもってそれを見ることが出来なければクライアントの権利擁護は出来ないと、自明のことではありますが、それを大切に日々暮らしております身にございます。

そんな考えの私ではございますが、定期的にお立ち寄りいただいております皆様方に若輩の今の考えを少し吐露させて頂きたく存じます。

私たちの仕事は、まさに生活支援の現場であります。生活は、質的にも時間的にも幅の広いもので、そこには多様な捉え方がある分、多様な出来事が付きものであるとも言えるでしょう。私たちの現場では、様々な問題が日々起こっています。他分野・領域・業界では、大よそ考える必要のないような、厳しい問題とも直面しなければならないこともあります。人々の命を間接的にでも支えていく仕事であり、その人生に寄り添う仕事である以上、それは軽々しいものではなく、重く、時に苦しいものであると認識しています。そんな中、つらく、逃げ出したくなるような出来事に遭遇することもあるかも知れませんが、しかし、若輩浅学ながらいつも思っています。その様な重く、苦しい経験をし、そして、多くを感じ、考えることが何よりも尊く、それが、私たちを人間として成長させてくれるのではないかと。であればこそ、私たちはこの仕事を誇り得るのではないのでしょうか。この仕事を3Kなどと一度たりとも思ったことは無く、むしろ、他の業界と引けを取らぬ素晴らしいものであると思ってきました。全ての仕事は尊いとは思っていますが、中でも、我われの仕事は如上の意においてそれを凌ぐほど尊いのではないかと思う訳です。社会福祉の仕事に携わるあらゆる人々にお伝え致したいのは、つらい時、悲しい時こそ、前を向いて仕事をする事、そして、上を向いて仕事をして頂きたいと思っております。誇りを持って、そして、専門職としての研鑽・成長を促していくことが、大変な時こそ、求められていると、それを信条に今まで仕事をして参りました。

そして、もう一つ大切にしている信条が、常に大局を見ながら仕事をするということです。今現在の大きな社会構造を捉えながら、そして、時間軸を超えた100年先を見据えながら目の前の仕事をこなすということです。これは、社会的企業家として、ソーシャルワーカーとして、そして自称ジャーナリストとして不可欠な営みです。そもそも、社会福祉は、特に、自助では自立した生活を送ることが出来ない人々の権利を守ることを支援することがその仕事であるはずで、であれば、その様な人々の人権を軽視しないこと、つまり、多少の「犠牲」も許さないことをその信条としなければなりません。しかし、現下の社会はどうでしょうか。福島や沖縄における問題も然り、社会福祉専門職が目指すべき社会とは程遠い状況にあるのではありませんか。また、その意において、わが国の社会構造は、国際社会から見ても多分な遅れを取っていると認識しています。これは、経済的な後退以上に実は大きな問題であり、巷で言われている以上に大きく国益を損ねています。

更に大切なことは、私たちはその人々の人権を丁寧に支えていくことによって、反人権としての侵略や戦争といったものを抑止する役割も担っていることを改めて確認しておきたいと思えます。過去の過ちを振り返ってみても、人々の人権や精神・信教・思想の自由が守られている状況で戦争に陥った国は無いはずで、そこを大切に守っている私たちの仕事は間違いなく世界の平和に寄与しているはずで、

年頭の辞として、お伝えしたいことは、我われの仕事は斯くの如く尊く、素晴らしいということです。



そして、毎日の仕事から前向きに多くを学びとり、研鑽を重ねることを通して誇りを持って今年も仕事に取り掛かりたいと思っています。